

國第百九十六回  
會

參議院内閣委員會會議錄第二十二号

平成三十年六月二十八日(木曜日)

午前十時開會

六月二十八日

野上浩太郎君

出席者は左のとおり。

理事

委員

國務大臣

第一百九十六回 参議院内閣委員会議録第二十二号

平成三十年六月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十八日

辞任

野上浩太郎君  
榎葉賀津也君

出席者は左のとおり。

理 事

委 員

補欠選任

進藤金日子君  
田名部匡代君

柘植 芳文君

柘植 芳文君

藤川 政人君

和田 政宗君

西田 実仁君

矢田わか子君

有村 治子君

石井 準一君

江島 潔君

岡田 広君

山東 昭子君

進藤金日子君

豊田 俊郎君

野上浩太郎君

山下 雄平君

熊野 正士君

榎葉賀津也君

田名部匡代君

相原久美子君

白 真勲君

清水 貴之君

田村 智子君

太郎君

厚生労働大臣官房

品生活衛生監査官

安全審議官

國務大臣 内閣官房副長官 内閣官房副長官 内閣官房副長官 茂木 敏充君

農林水産大臣官 農林水産大臣官 農林水産大臣官 房參事官 農林水産大臣官

農林水産省農村振興局農村政策部長 農林水産省農業生産局畜産部長 太田 豊彦君 德田 正一君

農林水産省農業生産局畜産部長 渡邊 育君 大野 高志君

農林水産省農業生産局畜産部長 森 健君

農林水産省農業生産局畜産部長 吉田 博史君

農林水産省農業生産局畜産部長 小瀬 達之君

農林水産省農業生産局畜産部長 江崎 賢英君

農林水産省農業生産局畜産部長 早川 治君

農林水産省農業生産局畜産部長 稲川 直也君

農林水産省農業生産局畜産部長 小瀬 達之君

農林水産省農業生産局畜産部長 堀井 巍君

農林水産省農業生産局畜産部長 村井 英樹君

農林水産省農業生産局畜産部長 小倉 將信君

農林水産省農業生産局畜産部長 堀井 學君

農林水産省農業生産局畜産部長 上月 良祐君

農林水産省農業生産局畜産部長 堀井 嶽君

農林水産省農業生産局畜産部長 堀井 嶽君

農林水産省農業生産局畜産部長 上月 良祐君

農林水産省農業生産局畜産部長 上月 良祐君

農林水産省農業生産局畜産部長 上月 良祐君

農林水産省農業生産局畜産部長 上月 良祐君

農林水産大臣官 房総括審議官 農林水産大臣官 房輸出促進審議官 新井ゆたか君 天羽 隆君

農林水産大臣官 房輸出促進審議官 新井ゆたか君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柘植芳文君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議の

とおり、内閣官房TPP等政府対策本部政策調整室括官濱谷和久君外十九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。



このサーモンに関しては、これは日本でも大変に今後の成長が見込まれる分野じゃないかというふうに思います。私も国内の幾つかのサーモンの養殖事業を視察をしてきましたけれども、例えば青森県の深浦サーモンとか、あるいは鳥取県で境港サーモンというのも作っていますけれども、この海面養殖というのは日本で本当に成功している事例の一つじゃないかというふうに思います。

さらに、チリの例をさつきちょっと挙げてどういう影響かということをお話を申し上げましたけれども、チリのサーモンというのは、これはまさしく日本の水産技術が大きくチリで花開いた好例ではないかと思うんですね。元々サーモンといふのは北半球にしかいなかつた魚でありますから、それをどうやってこの地球の反対側の南半球で作るかということは、これは日本人が全て、技術者が行つて、大体一九七〇年代にこの技術を定着をさせたのであります。今では世界をノルウエーと二分するサーモン輸出国になつた、そのチリの大産業であるサーモンというのまさしく日本の水産技術が花を開いたものではないかと思います。

これは、たまたま今回チリがTPPに入るとい

うことになりましたけれども、こういう形でいろ

いろ、単に日本の水産を輸出するということじゃなくして、日本のこの水産技術力をいろんな国々に展開をすることができる一つの本当にいい事例ではないかというふうに思っています。

今後、TPP11を通じても、またほかの国からも日本へのこのサーモンの参入というのもしかしたらあるかもしれません。その中にあって、冒頭に申し上げました国内産業の御当地サーモンと言われている、いろんなところで今ブランドを進めています。

○政府参考人(森健君) お答えいたします。

○政府参考人(森健君) お答えいたしました。

このサーモンの需要の増加があるということで、これに応じまして、いわゆるその国内供給の現在大半を占めております輸入養殖サーモンの方に対抗して国内のサーモンのブランド化を図っている、いわゆる御当地サーモンというものの養殖が盛んに行われている、あるいは行われ始めているといたような状況があるわけでございます。さらに、海面で非常に効率的な生産を目指した大規模な生食用サーモン養殖の取組も開始される動きがあるというところでございます。

他方、若干、いわゆる課題と申しますか、もあるところでございます。例えば、ノルウエーなど

のいわゆる輸出先国に比べて、我が国の海洋環境海水の温度が非常に高水温であるといったよ

うな点、これにどう対応していくかと。そのため

に、この我が国の海洋環境に適した品種の開発と

いうものをどう進めるかと。あるいは、サーモン

用のワクチンの開発といったものをどう進めていくかといったようなボトルネックを克服していく

取組が必要であるというふうに考えているところ

でございます。

私ども水産庁といたしましても、現在、例えれば

研究機関と養殖業者が連携して実証試験を取り組

むということ等に対しての支援というのも行つて

いるところでございます。

引き続き、国内外の需要を見据えて、いろんな

課題の解決に向けて官民一体となつて取り組ん

で、このサーモン養殖を含め、養殖業の成長産業

化というものを図つてしまりたいというふうに考

えているところでございます。

○江島潔君 サーモンは、攻められると困るけれども、攻めていく可能性もある非常に大きな分野

の一つとして取り上げたわけありますけれども、サーモンも含めて、今後、各水産物の分野に

おいて、このTPP11の発効によって関税等が下がつてくるであろうと思います。同時にあります

段階的にというものもあると思うんですけれども

そのときにどうやってその攻めの部分、このいわゆる輸出を伸ばしていくかということは本当に大

きな課題であろうというふうに思います。何度も申し上げていますけれども、輸出している金額の六倍ぐらいを輸入しているわけですから、まあ同

等とは言いませんけれども、まだまだ水産物の輸出というのは可能性が非常に大きいんではないか

というふうに思っています。

この辺の、今後のその水産物輸出全体の後押し

というのは、政府はどういうふうに考えています

でしょうか。

○政府参考人(森健君)

お答えいたします。

委員御指摘のとおり、TPP11によりまして、

例えばベトナムやメキシコ等の国々において多く

の水産物の関税が撤廃されるなど、輸出拡大の契

機となることが期待をされているところでござい

ます。そういう点を踏まえて、私どもとして

も、この水産物の一層の輸出拡大に向けて取り組

んでまいりたいというふうに考えております。

この水産物の輸出拡大につきましては、農林水

産業の輸出力強化戦略でございますとか、先ほど

も申し上げました総合的なTPP等関連政策大綱

に基づいて、平成三十一年の農林水産物・食品の

輸出額一兆円目標の達成に向けて現在取り組んで

いるところでございます。

例えれば、水産物・水産加工品輸出拡大協議会に

よるオールジャパンでのプロモーション活動でござりますとか、大規模な拠点漁港における高度

な品質、衛生管理体制の構築、これに対する支

援、さらに、輸出先国・地域によりましてはまだ

様々な輸入規制といったものがござります。こう

いった各種輸入規制の緩和、撤廃に向けた対応等

の取組、これまで以上にこれを推進してまいりた

いというふうに考えているところでございます。

○江島潔君 水産物の輸出で私がまず真っ先に思

い起こすのは、日本からフグをアメリカに輸出を

したという件であります。

これはもうTPPとかの話になるん

です、一九八九年に、ニューヨークのレストラン

が日本という日本人が経営しているレストランが

あるんですが、そこでフグ食を提供したいとい

ことに対して、下関のフグ屋さんが組合をつくつて輸出をしたわけでありますけれども、実は大変

な高いハードルがありました。まず毒魚だと、毒を持つ魚だということでアメリカの方が頑として受け入れなかつたのを、これを相当いろいろ苦労して、HACCP、アメリカの基準をクリアする

というようなことをしながら、現在では大体約年間に一トンぐらいのフグが下関からニューヨークに送られています。

これは、ニューヨークから今度は米国内に広がっているわけでありますけれども、なかなかこの水産物の輸出というのは、非常にそうやって各企業が努力をして突破をしないとというような感じがしてならないわけであります。なかなか国が護送船団をつくってどんどん輸出していくというようない他の産業に、自動車とかいろんな機械とかで見られるような形でのバックアップというのはなかなか見られない。ですから、成功した事例は記憶に残りますけれども、恐らく諦めて敗退してしまったというような事例ももう無数にあるのではないかと思います。

その辺は是非戦略的に、日本の、海洋大国である、EEZの海面積世界第六位というこの強みを生かして伸ばしていくほしんなと思いますけれども、現在、ホタテ、真珠、サバというのが品目的には一・二・三位を占める輸出品目ですけれども、このTPP11を受けてという形で今後どのような品目を伸ばしていく可能性があるか、政

府見解を教えてください。

○政府参考人(森健君) お答えいたします。

現在、水産物の輸出につきましては、平成二十

九年で二千七百四十九億円ということで、これ前

年比四・二%増となつておるところでございます

が、このうちホタテガイ及びホタテガイ調製品が五百五十七億円と約五分の一を占めておるところ

でございます。若干、近年、平成二十六年度に低

気圧の被害等の影響がございまして、少しこのホ

タテガイ等の輸出、伸び悩んだり減少したりとい

うふうな状況でございますが、やはりこのホタテ

の関係につきましては今後とも非常に重要な輸出品目であるというふうに考へておるところでござります。

このほか、養殖によります安定的な生産が期待できますブリでございますとか、近年アフリカや東南アジア向けの輸出が好調なサバなどにつきましても期待できる輸出品目と考へておるところでございますが、とりわけTPP-11の国々におきましては、例えばベトナムでは冷凍ブリが一〇%、冷凍サバについては一三%の輸入関税があるわけでございます。あるいは、メキシコでは、生鮮、冷凍のサバ、一五%の現在輸入関税があるわけでございますが、このいずれも、これらの関税が即時撤廃といたしまして、このいざれも、これらは、このいざれも、これらの関税が即時撤廃といふことでござります。そういった意味で、これらのブリ、サバ等につきましても今後の更なる伸びが期待できるというふうに考へておるところでございます。

今後とも、こうした品目を含めまして、日本産

水産物の市場拡大に向けて、やはり戦略的な視点に立つて取組を推進してまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○江島潔君 平成二十九年度の日本の水産の輸出金額が二千七百四十九億円だということであります。年、二〇一九年、来年になりますけれども、農林水産物で全体で一兆円という輸出目標を掲げておりますし、その中の水産物目標は三千五百億円とあります。これは、去年の二千七百億わけでありまして、これは本当に覚悟と決意を持ってこの水産物輸出というものを、あととあらゆる手立てを講じて、そしてこのTPP-11加入をきっかけとして、積極的な輸出に向けてのプロモーション活動をしていくいただきたいと切に願います。

これは、日本の水産といふものは、単に水産業に従事する方だけの問題ではなくて、まさに海洋立国、日本人が誇りとする、海と共に生きてきた

日本人の支え、心の支えでもありますので、水産業が元気がなくなってきたということを聞くのは、水産業に従事する人間以外の人にとっても非常に何か日本の没落というか、何か衰退を感じてしまふものになるんです。もう是非とも、この水産業の振興、攻めの形で、輸出というものを通じてこのTPPを大いに活用していただければと思います。

もちろん、今日は水産だけをテーマとして取り上げていったわけでありますけれども、このTPP-11に加入をする以上は、やはり攻めていくといふことが日本の将来に、明るい将来に直結しているわけであります。

この攻めのTPP、ともすると議論は、守りの方とか攻められるのをどう緩和するかというような議論に集中しがちになってしまいますけれども、攻めの部分も是非、政府対策本部を中心とおこなつて、各分野において、水産も含めて取り組んでいっていただきたいと思います。

○國務大臣(茂木敏充君) 水産業、海洋立国であります日本にとって極めて重要な産業であると考えておりただければと思ひます。

先ほど、江島先生の方からフグの輸出の話もありましたが、フグ、秀吉の時代に禁食令が出されました。そして江戸時代を通じてずっと禁食という形でございましたが、これを解禁したのは先生の御地元の伊藤博文公であつたと、このように考へておるところであります。日本にはしばらく、農産物だけではなくて、工業製品も含めてそういうふうに期待をいたしまして、質問を終わりとします。

○和田政宗君 引き続き、自由民主党・ここ、和田政宗、質問をしてまいります。

まず、TPPの意義を改めて考へてみますと、環太平洋地域で自由で公正な貿易が行われるといふところにあるといふふうに思ひます。これ、安定期的に各國と経済的なつながりを持つといふことは、私はこの環太平洋地域の平和、ひいては世界的な平和にこれはつながつていくといふふうに思つております。

この委員会質疑でも既に申し述べさせていただ

きるようになると考へております。日本企業の裾野を形成するのは中堅・中小企業でありまして、ここにも大きなメリットをもたらすものだと思つてゐるところであります。

また、日本の農林水産業にとつても、TPP、輸出拡大の大きなチャンスであります。委員先生ほど御指摘いただきましたように、一昨年の八月には輸出一兆円目標、これを一年前倒しをして、平成三十一年の達成を目指すことにいたしました。確かに、高い目標でありますけれども、このように打つていかなければいけないと思っておりますが、この目標の達成に向けて、海外市場のニーズの把握があつたりとか需要の掘り起こし、そして国内の農林水産業、食品事業者の販路開拓のための相談体制の強化や商談会への出展等への支援など、積極的な支援を行つてまいりたいと考えております。昨年の十一月には総合的なTPP関連政策大綱、これも改訂をいたしました。

こういったことを踏まえて、しっかりと攻めの支援、これを行つてまいりたいと考えております。

○江島潔君 今、攻めのTPPに関しまして大臣から心強いお言葉を頂戴いたしましたが、このTPP-11への加入が日本の明るい未来を、各分野において、各産業分野において築いていくことを大いに期待をいたしまして、質問を終わりとします。

○國務大臣(茂木敏充君) 基本的に、中国も含めて、渡邊参考人の中国をTPPに引き入れるべきであるとの指摘は、大臣の御見解はいかがでしようか。

TPPによりまして、日本以外の参加国における工芸製品の九九・九%については関税が撤廃されることになります。日本の中小企業等にとつて輸出の拡大が期待をされておりますし、また、TPP参加国でのビジネス環境、これに關する様々なルールが規定をされておりまして、日

本企業が安心して海外に、海外展開にコミットできるようになると考へております。日本企業の裾野を形成するのは中堅・中小企業でありまして、ここにも大きな争いが各國間で引き起こされた、そういうところにあるといふふうに思ひます。私はこのよだな保護主義ではなく、しっかりと自由で公正な貿易を行うといふふうに思つております。

TPPのみならず、RCEPという枠組みもござりますし、また日・EUのEPAというような形もございまして、このようく世界各國で公正なルールに基づいて自由な貿易を行つていく、これまさに、経済的なつながりが増えるということは、そこに分断が生まれにくいうことになるというふうに思ひますので、これは我が国としても進めていかなくてはならないといふふうに思つております。

そこでお聞きをいたしますけれども、この内閣委員会の参考人招致におきまして、渡邊頼純参考人より、TPPに中国を引き入れるべきであるとの意見がございました。中国を自由で公正な貿易に引き入れることが重要との視点であるとの指摘です。私はこの考え方についてまだニュートラルな考え方であるわけでございますけれども、より自由で公正な貿易に参加する国が増えるということは私はしていかなくてはならないといふふうに思つております。この渡邊参考人の中国をTPPに引き入れるべきであるということについて

私は、大臣の御見解はいかがでしようか。

○國務大臣(茂木敏充君) 基本的に、中国も含めて、レスポンシブルステークホルダーとしてしっかりと活動をしていくことは極めて重要な

大戦に向かう状況というのは、まさに欧米の宗主国が植民地とのブロック経済、こういったものをつくったことによつて様々な争いが各國間で引き

思つております。

我が国は、自由貿易の旗手として、世界で最もダイナミックに成長しておりますアジア太平洋地域において自由で公正な貿易・投資ルールを構

築していくため、TPP 11の早期発効を目指すとともに、RCEPであつたり日中韓FTAの早期妥結など、アジア太平洋地域での経済連携の拡大に向けて現在もまさに交渉を進めているところであります。

TPP 11につきましては、新たな国そして地域の加盟を通じて TPP のハイスタンダードな二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくことが TPP 参加国の共通の思いであります。これが TPP の求めめる高い水準を満たす用意がある、そしてまた参加に関心を持つ国、地域があれば、我が国として歓迎をし、必要な情報提供を行いたい

いと思つております。  
一方で、我が国、今、中国を含みます十一か国とRCEPの交渉を進めておりまして、中国との関係ということで申し上げますと、まずはRCEPの早期妥結を目指して交渉を進めたい、このように考えております。

3

まして、アニメや漫画などの著作物を利用したビジネスは我が国の中重要な輸出産業というふうに位置付けられております。特に、我が国のコンテンツの国際的な競争力が高い漫画、アニメといった分野を中心に長期にわたり人気のコンテンツが利用されることで、中長期的に著作権料収入の増加が期待されるというふうに考えております。

○和田政宗君 それに関連してお聞きをいたしましたけれども、通告の二の四のところでございまが、これ、期間の延長がなされることによって権利者が不明である著作物が増加をするとの懸念を出ております。これについて、政府の見解、また具体的な対応策についてお答えください。

○政府参考人(永山裕二君) 委員官指摘のよろしく、保護期間の延長に伴いまして権利者不明者佐物などの増加も予想されることから、文化庁といたしましても、その利用の円滑化を図ることは重要な課題であるというふうに認識をしておりま

データベースの構築に向けた実証事業というものにも取り組んでいるところでございます。  
今後とも、著作物の利用円滑化について必要な方策を検討、実施してまいりたいというふうに考えております。

○和田政宗君 では、この著作権の延長に関連、また保護に関するいたしまして、戦時加算、このことについてお聞きをしていただきたいというふうに思っております。

先ほど、さきの大戦という言葉、私の方から述べさせてもらいましたけれども、この著作権の戦時加算とは、旧連合国民が戦前戦中に取得した著作権を日本において戦争期間の実日数分長く保護することであります、サンフランシスコ平和条約でこれは定められているという形です。これはまさに二十世紀半ばにつくられたわけですけれども、これいまだに続くということで、日本はまだ戦後を引きずっているというような形になり

これは、いろいろな観点から今回このように著作権を長く保護しようということにはなつたわけですが、ござりますけれども、これに日本が掛けられていました。戦時加算が掛かりますと、この作品は作者の死後八十年近く保護されるという形になります。

この戦時加算の解消と保護期間の延長というものはTPPの交渉時においてはリンクしていたとも考えられるわけでありますけれども、この戦時加算解消の計算の解消の見通しはどうなのか、また、アメリカは今回TPP12から抜けたという形になつておられますけれども、このアメリカの戦時加算解消の目込み、これはどうなんでしょうか。

○政府参考人(林禎一君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、TPPいわゆる12交渉においては、戦時加算対象国でありますアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、四か国の政府との間で、著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約の日本の義務に關する二国間の書簡を交わしました。これらの書簡を

この点に関しまして、現行の著作権法では、権利者が不明で連絡が取れないなどの場合に備えて文化庁の長官の裁定制度というものがございまして、裁定を受ければ補償金を供託することで適法に利用ができるという制度が裁定制度でございますが、この裁定制度につきましては平成二十一年度より継続的な改善を行つております。例えば、裁定の申請があれば、実際の裁定がある前であつても、あらかじめ補償金・担保金を供託した場合には著作物を利用できるという制度改正を行うほか、また、さきの五月に成立いたしました著作権法の改正法によりまして、補償金などの支払が確実な国や地方公共団体等につきましては補償金の事前供託を不要としたところでござります。

具体的にどういったものかということを述べてみたいといふに思うんですけれども、JASRAC、日本音楽著作権協会のホームページに分かりやすく書いてあるんですけども、ドレミの歌というのは皆様御存じだというふうに思はるんですが、この作詞者として有名な米国人のオマー・カーネ・ハマースタイン二世がラバー・カム・バッカ・ツー・ミーという曲の詞を、戦争中、さきの大戦の間の一九四三年三月三十一日に公表をしております。

ハマースタイン二世は一九六〇年に亡くなりましたが、死後五十年を経過した二〇一〇年のまでもつて、その歌詞の日本での著作権は消滅するはずなんですが、これは戦時加算があるために、一九四三年三月三十一日から、講和条約、平和条約発効前日の一九五二年の四月二十七日までの三千三百十六日分が加算されて、この詞の日本での著作権は、二〇二〇年一月二十九日まで存続していることになります。

これは、いろいろな観點から今回このように著作権を長く保護しようということにはなつたわけですが、ございますけれども、これに日本が掛けられていました。それで、これの作品は作者の死後八十年近く保護されるという形になります。

この戦時加算の解消と保護期間の延長という点はTPPの交渉時においてはリンクしていたとも考えられるわけでありますけれども、この戦時加算解消の算の解消の見通しはどうなのか、また、アメリカは今回TPP12から抜けたという形になつておられますけれども、このアメリカの戦時加算解消の目込み、これはどうなんでしょうか。

○政府参考人(林禎二君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、TPPいわゆる12交渉におきましては、戦時加算対象国でありますアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、四か国の政府との間で、著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約の日本の義務に關する二国間の書簡を交わしました。これらの書簡を

簡では、我が国の著作権保護期間が延長になることを踏まえまして、戦時加算問題への対処のため、権利管理団体と権利者との間の対話を奨励すること、必要に応じ、これらの対話の状況及び他の適切な措置を検討するため政府間で協議を行うことの二点を確認してございます。

我が国戦後処理の法的な基礎でございまして、戦時加算義務の法的な解消は同条約の権利義務の変更が必要になりますので、現実的には困難でございます。その上で、今回、関係国政府と交わした書簡に基づきまして、政府としては民間主導の取組の進展を注視していくたい、それが必要である

たということは、繰り返しになりますけれども、評価をしたいというふうに思いますので、それがしっかりと運用されるのがどうかということを政府としてこの後見ていっていただければとううに思います。

○政府参考人(大野高志君) お答え申し上げます。  
委員御指摘の総合的なTPP等関連政策大綱におきまして、国産チーズにつきましては、原料乳の低コスト化、高品質化、製造コストの低減と品質向上、ブランド化、推進することとしておりま

御指摘のあつた米国につきましては、アメリカからのTPPからの離脱表明に伴いまして、改めて令年四月十三日付けで同様の書簡を交わしたところです。これらは書簡によりまして、権利を行使しないという対応が期待されます。

官民連携による問題の現実的な打開に向けて意味のある一歩を踏み出すことができたと考えていいところでございます。

と考えてござります。

例えば、著作権協会国際連合、C I S A Cとい  
う機関がございますが、こちらは、二〇〇七年  
に、加盟する海外の権利団体に対し、日本が保  
護期間を延長する場合には会員である著作権者に  
対して戦時加算の権利行使しないように働きか  
けることを決議してござります。その具体化に向  
けて、同協会からは、日本の働きかけを全面的に  
支持するという意向も示されてござります。ま  
た、我が国の日本音楽著作権協会、J A S R A C  
の働きかけ等を受けて、海外の権利団体の中には

お聞きをしていきたいというふうに思います。初めに、通告の三の三の農林水産の関係をお聞きしていきたいというふうに思います。このＴＰＰ等関連政策大綱の中の農林水産業、強い農林水産業の構築ということで、いろいろなアイデアとともに、この農林水産業の分野においては、受け身になるのではなく、しっかりと国内で対策も行つて、また攻めて打つて出ていけるような対策というものが私はここでうたわれているというふうに思つております。

す。このため、大綱に基づく国産チーズの競争力強化対策としまして、平成二十九年度補正予算において百五十億円措置したところでございまして、まず、原料乳の低コスト化、高品質化につきましては、チーズの味や歩留り、こういったものに影響する原料乳につきまして、実需者の方々が求める高い品質を確保するために、酪農家の方々が更なる飼養管理の高度化あるいは乳質管理に取り組む場合、その費用の一部を御支援させていただきますとともに、畜産クラスター事業におきま

○和田政宗君 これは、政府の方にも昨日ヒアリングをしていろいろなことを聞いて、しっかりとやられているのかといふところの確認をする中で、まさに今答弁にありましたように、サンフランシスコ講和条約、平和条約が、これが存在しますので、なかなかそれを変えるということができない、その中でやれることの交渉を政府はやつてくださったというふうに思つております。また、書簡を交わして、しっかりとその戦時加算解消法につながるような実質的な担保を取りに行つたという努力というものはこれありますので、それは評価をしたいというふうに思います。

戦時加算の権利行使を控えるといったことを表明する事例もござります。これらを踏まえまして、戦時加算問題の現実的な打開に向けては、民間主導の取組は既に一定程度進められているものと考えてございます。また、政府としても、国内の権利団体を通じまして、対象国の戦時加算対象作品の権利行使の状況について情報収集を行うとともに、必要に応じ対象国政府へしっかりと働きかけに努めてまいりたいと考えてございます。

きたい」というふうに思つております。  
この中では、二〇一九年における農林水産物・  
食品の輸出額一兆円目標の達成を目指すという  
ことが明記をされておりまして、畜産・酪農収益力強化  
総合プロジェクトの推進の中では、国産チーズ等の競争力  
を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたつて安定的に国産チーズ等の生産  
に取り組めるようになります、また、原料面で原材料の  
低コスト、高品質化の取組の強化、製造面でコストの  
低減と品質向上、ブランド化等を推進する  
というふうにあります。  
まさに乳製品の加工品というところでは、欧米

して国産チーズ振興本部を設けまして、チーズ工房等も参画して、原料乳のコスト低減や高品質化に取り組む畜産クラスター協議会に対し施設整備や機械導入、支援することとしております。また、製造コストの低減と品質向上、ブランド化等につきましては、チーズの熟成庫あるいは加工施設、こういったものの整備、それから技術研修会の開催、海外研修への参加、そして国際コンテストへの出品等、こういった取組に加えまして、その国産チーズの需要拡大に向けた取組をして、国産チーズの試食会やイベント、PRの開催、こういったものを支援することとしており

ただ、とはいへ、戦時加算の解消は、これ条約上の義務ではないといふところがあります。され、最悪の場合、戦時加算の解消ができないまま保護期間の延長に伴う著作権使用料の国際収支だけが悪化することになりかねないのではないかというような懸念もございますけれども、この点はどうでしようか。

T P P というの は、まさに自由で公正な 構組みを世界 各国でつくっていこう ということ でござりますけれども、それに関連してこの戦時 加算、これは日本のみがそういったことを引き受けなくてはならない といふような、自由で公正など いふことを考えた場合には著しい 不利益の部分 といふものもある といふふうに思 いますので、政府としてそういうふうに思 うといったことがない ように いう努力をされてき ております。

を中心とする各国、オーストラリアも含めてといふところでありますけれども、この非常にチーズというのについては評価が高いという中で、日本においてしっかりと競争力を確保して、またこれは海外にも日本の高品質のチーズで打って出ようというような考え方であるのではないかと思います。

農林水産省としましては、これらの対策を通じまして、国産チーズの国際競争力の強化等、輸出を含めた国内外の需要フロンティアの拡大、これを強力に支援してまいりたいと考えていろいろとござります。

○和田政宗君 これ実は、今日質問をするに当たつて、改めてもとと概略的なことを聞こうというふうに思つたんですけどども、このTPP等関連政策大綱に書かれていることであり

○政府参考人(大野高志君) お答え申し上げます。  
委員御指摘の総合的なＴＰＰ等関連政策大綱におきまして、国産チーズにつきましては、原料乳の低コスト化、高品質化、製造コストの低減と品質向上、ブランド化、推進することとしております。  
このため、大綱に基づく国産チーズの競争力強化対策としまして、平成二十九年度補正予算におきまして百五十億円措置したところでございまして、まず、原料乳の低コスト化、高品質化につきましては、チーズの味や歩留り、こういったものに影響する原料乳につきまして、実需者の方々が求める高い品質を確保するために、酪農家の方々が更なる飼養管理の高度化あるいは乳質管理に取り組む場合、その費用の一部を御支援させていただきますとともに、畜産クラスター事業におきまして国産チーズ振興枠を設けまして、チーズ工房等も参画して、原料乳のコスト低減や高品質化に取り組む畜産クラスター協議会に対し施設整備や機械導入、支援することとしております。  
また、製造コストの低減と品質向上、ブランド化等につきましては、チーズの熟成庫あるいは加工施設、こういったものの整備、それから技術研修会の開催、海外研修への参加、そして国際コンテストへの出品等、こういった取組に加えまして、その国産チーズの需要拡大に向けた取組としまして、国産チーズの試食会やイベント、PRの開催、こういったものを支援することとしております。  
○和田政宗君 これ実は、今日質問をするに当たつて、改めてもっと概括的な、概略的なことを聞こうというふうに思つたんですけども、この話を強力に支援してまいりたいと考えているところをございます。

ますとか、様々な農林水産省の関係の会議のいろいろな議事録でありますとか公表された資料を改めて読み込みましたところ、今回のTPPに関連して、やはり、こういった会議には大畜産部長が出て発言を多くなさっているわけでござりますけれども、本当に、こういうふうに個別具体的にいろいろな品目、また種々の品目についてどういうふうに具体的にやつていくのかということが農林水産省の中で多く練られているというふうに思っております。

ですので、農林水産省として、こういう発信をしていくとともに、大野さんもこのように種々練られているわけでございますから、こういったことを農林水産省内でしっかりと皆に、外に向けても発信するんだよというようなこととともに、具体的にこのTPPが法案が通つて進んでいくとどうようなことになりますれば、しっかりとこういった具体的な対策というものが実行されていく形になるというふうに思いますので、私は、ここまで具体的にいろいろな検討がなされているというのは、ある意味当然のことではありますけれども、すばらしいこと、また、その中で足りないものがあれば更に改善をして、しっかりと農林水産、特に畜産の部分、こういったところを、日本の畜産の強化、さらには攻めていくということが重要であるというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。

そして、この総合的なTPP等関連政策大綱の中で、クールジャパン、ビジット・ジャパンの発信、連携、推進による販路拡大、日本ブランドを生きかした対日理解促進等を推進するというふうにございまして、ロンドンのジャパン・ハウスが今月開館をしているわけでござりますけれども、ちょっととそれに対しても地元の方からこういった声を聞きましたので、お聞きをしていきたいといふうに思つて、それとも、この館内の運営でありますとかイベントの企画に伝統工芸でありますとか芸能を理解している日本人が関わつていなんじゃないのか、その辺りは大丈夫かというよう

な声が上がつておりますけれども、これは具体的にどうでしょうか、大丈夫なんでしょうか。

ますとか、様々な農林水産省の関係の会議のいろいろ議事録でありますとか公表された資料を改めて読み込みましたところ、今回のＴＰＰに関連して、やはり、こういった会議には大野畜産部長が出て発言も多くなさっているわけでござりますけれども、本当に、こういうふうに個別具体的にいろいろな品目、また種々の品目についてどういうふうに具体的にやつていくのかということが農林水産省の中で多く練られているというふうに思っております。

な声が上がつておりますけれども、これは具体的にどうでしようか、大丈夫なんでしょうか。  
○政府参考人(安藤俊英君) お答え申し上げます。

ジャパン・ハウスは、これまで日本への関心が高くなかった人々を含む幅広い層を引き付け、親日派、知日派の裾野を拡大していくための発信拠点でござります。そのため、一方的に発信することなく、現地の専門家、民間の意見を生かしまして、現地のニーズにきめ細かく対応して発信するための対応を組んでございます。

していいとも思へば、大臣は、やがて、いよいよ林水省に連絡され、それで、この件は、ついで、ござりますから、こういつたことを農林水産省内でしつかりと皆に、外に向けても発信するんだよといふようなこととともに、具体的にこのTPPが法案が通つて進んでいくと

かかる館長から、シャンソン・ノウツ・ロントンにおきましては、館内の運営、イベントの企画を主に担当する館長及び企画局長に英国人を据えているところでございます。

いつた具体的な対策と、いうものが実行されていくべき形になるというふうに思いますので、私は、ここまで具体的にいろいろな検討がなされているところは、ある意味当然のことではありますけれども、すばらしいこと、また、その中で足りないものがあれば更に改善をして、しっかりと農林水産、特に畜産の部分、こういったところを、日本の畜産の強化、さらには攻めていくことが重要であるというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。

精通した人物を置いておりまして、また、企画局長につきましては、御指摘ございました日本の伝統工芸や芸能を含め日本の文化に造詣が深い人物を置いております。更に申し上げますと、伝統工芸や芸能を含め質の高い事業を実現するため、ジャパン・ハウスの総合プロデューサーを務める原研哉氏の助言を得つつ、事業企画しているところでございます。

中で、クールジャパン・ビギット・ジャパンの発信、連携、推進による販路拡大、日本ブランドを生かした対日理解促進等を推進するというふうにございましたし、ロンドンのジャパン・ハウスが今月開館をしているわけでござりますけれども、ちょっととそれに対しても地元の方からこういった声を聞きましたので、お聞きをしていきたいといふふうに思つてますけれども、この館内の運営でありますとかイベントの企画に伝統工芸でありますとか芸能を理解している日本人が関わっていてないんじやないか、その辺りは大丈夫かかというよう

な声が上がっておりませんけれども、これは具体的にどうでしょうか、大丈夫なんでしょうか。  
○政府参考人(安藤俊英君) お答え申し上げます。  
　ジャパン・ハウスは、これまで日本への関心が高くなかった人々を含む幅広い層を引き付け、親日派、知日派の裾野を拡大していくための発信拠点でございます。そのため、一方的に発信するということではなく、現地の専門家、民間の意見を生かしまして、現地のニーズにきめ細かく対応して発信するための対応を組んでございます。  
　かかる観点から、ジャパン・ハウス・ロンドンにおきましては、館内の運営、イベントの企画を中心とする館長及び企画局長に英国人を据えているところでございます。  
　館長につきましては、英国内外の文化施設運営の経験が豊富で、成熟したロンドンの文化事情に精通した人物を置いておりまして、また、企画局長につきましては、御指ございました日本の伝統工芸や芸能を含め日本の文化に造詣が深い人物を置いております。更に申し上げますと、伝統工芸や芸能を含め質の高い事業を実現するため、ジャパン・ハウスの総合プロデューサーを務める原研哉氏の助言を得つつ、事業を企画しているところでございます。  
○和田政宗君 これは海外での発信ということでありますので、当然、外国人の方、まさにロンドンにおいては英国人の方々が運営の中心に携わっているということで、その方は日本での滞在経験なども長い方が入っていらっしゃったりということです。そういう観点も極めて重要であるというふうに思いますし、また、その中で足りない部分というものがあるのであれば日本側からフォローするというような答弁でありますので、その部分をしつかりと、何というか、任せましたということはある程度重要なのかもしれないけれども、本当に日本の眞の発信になつてゐるのか。  
　こういった言い方をしたら失礼なのかもしれません。

いですけれども、外国人の方々が考える日本の良

す。

卷之三

いですけれども、外国人の方々が考える日本の良さというのは当然あって、それは我々はしっかりといるべき、ないまつて名前を付けておきたい。

いですけれども、外国人の方々が考える日本の良さというのは当然あって、それは我々はしっかりと有り難いなと思って発信をしていかなくてはならないわけがありますけれども、時に、何というか、少し形を変えて日本の本来のものに対して歐米的な視点が加わっていく、これも日本文化の発展としては非常に重要なことだと思うんですけれども、日本文化のそのままの発信ということになりますと若干違ってくる部分もあるというふうに思いますので、一つとしてそういう発展させた発言もあります(笑)、日本文化は云々流れで

す。  
御指摘のとおり、昨年七月でござりますけれども、まだジャパン・ハウス・ロンドンが開館前の状況ではございましたが、ちょうど当時、大英博物館において葛飾北斎展が開催されておりました機会を捉えまして、大英博物館において共催の広報イベントを実施いたしました。これは、御指摘ありました北斎が生きた時代の庶民の生活や世相をテーマとしたイベントで、委員御指摘のパフォーマンス、NHK制作の北斎ドキュメンタリーの上映会、日本酒の提供等を実施いたしまし

こうなんですよという発信も、そういういたことがしっかりとでくるようにしていかなくてはならない  
というふうに思っているんですが。

た、これによつて、開館前のジャパン・ハウス・ロンドンの認知度向上に貢献するイベントとなつたといふうに考えております。

そして、ジャパン・ハウス・ロンドン、いよいよ先週二十一日に開館をいたしまして、これからは、伝統芸術から現代美術、先端技術、ボツピカチャーチや、まさに日々の多様な活動を展開していく予定で、

とか、落語において色物と呼ばれる太神楽ですとか曲芸、こういったものがイベントとして披露さ

具体的に申し上げますと、当面の日程でござい  
カルチングにて日本の多様な魅力を発信するシャノ  
ン・ハウスの事業を本格的に行っていきたいと考  
えております。

下町の伝統芸能というものは、私も東京生まれです。それで、そういうものには親しんできましたので、非常に重要なことであるというふうには思うんですが、これ、日本の代表的な芸術芸能であります能や狂言、また東京ということでありますと歌舞伎、こういったものが非常に海外においてはボビュラーであり、また見た=という要望とハ

ますけれども、氣鋭の建築家である藤本壯介氏による展示を皮切りに、地域的魅力を発信する事業である燕三条地域の高水準の金属加工技術を紹介する工場の祭典と題した企画、3Dプリンター等を使った日本の先端技術を紹介する山中東大教授によるプロトタイプ展等を実施予定でござります。

うものがあるというふうに私は講話をしております  
すけれども、この下町文化というものの発信とい  
うのは私も極めて重要だとは考えておりますけれ  
ども、一部分の文化の発信だけにとどまってしま  
う懸念があるんじやないか、これはロンドン在住  
の日本人の方から実際に聞いた声なんですけれど  
も、そうではなくて、私はもつとしっかりと、日  
本の文化全体の発信をこれからしていくんだとい  
うふうに思いますけれども、そういうふた懸念の声  
に対しては、これいかがでしようか。

このようにシャバン・ハウス・ロンドンにおきましては、伝統的なものから先鋭的なものまで、バランスの取れた事業を進めることで現地の関心を引き付けていきたい、このように考えております。

○和田政宗君 御答弁ありがとうございます。

まさに客観的に日本の発信がどうなのかというふうに見てるのは現地に住む日本人の方であるというふうに思いますし、また、当然、ロンドン地域を中心とするところに住まわれておられる英国人の国民の方々への発信ということであります。

第一回 内閣委員会会議録第二十二号 平成三十年六月二十八日

わけですから、そういう方々へのヒアリングとなくとも、いろいろな意見をその都度聞くことによつて、しっかりと日本の文化の発信につなげていただきたい、こういったことがまたTPPの考え方、また日・EUの自由貿易の関係でも非常に有効になってくるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

以上で終わります。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。よろしくお願いをいたします。

アメリカの通商拡大法二百三十二条に基づく自動車に関する調査が五月に開始したと承知をしております。六月二十四日付けの日経新聞には、自動車関税引上げかといった記事も掲載されておりました。そして、今日の読売新聞にもアメリカの自動車関税の引上げに関する記事が出ておりまして、その中で、アメリカのトランプ大統領が、EUからの輸入車について、関税の調査が間もなく終わる、EUはひとつと米国を利用してたが、最終的には公平になるだろう、長い時間は掛からないと、こういったことをツイッターに投稿したと記事は書いておりました。

自動車についても鉄鋼やアルミのような関税の引上げが行われるんじやないかと、そういう懸念が出てきたというふうに思いますけれども、政府としての御認識を確認させていただければと思います。

○大臣政務官(堀井巣君) お答え申し上げます。

委員御案内とのおり、先般、米国商務省が自動車及び自動車部品の輸入に関し、通商拡大法第二百三十二条に基づく調査を開始したところでございます。具体的な措置が決定されるか否かについての見通しを含めて、現時点において予断を持つてコメントすることは差し控えたいと存じます。いずれにせよ、ルールに基づく多角的貿易体制を重視する我が国としては、いかなる貿易上の措置もWTO協定と整合的であるべきと考えております。

まして、今後も日本に悪影響が生じることのないよう動向を注視し、適切に対処してまいりたいと存じます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

六月の十九日に内閣委員会におきまして参考人質疑が行われました。三人の参考人の方から御意見を賜りました。昨年、アメリカがTPPから離脱をしたわけですけれども、そのことに関して、慶應大学教授の渡邊参考人からは、TPPに参加しないで困るのはアメリカだというような意見を述べられまして、その理由を二つ挙げられておられました。一つは、中国などに対する対応であります。来年早々にグローバルな存在感というものを非常に低くしてしまうことになるというのが、それから二つ目は、実利的な意味で、ワインとかそれから牛肉などの農産物の輸出に関して他国の後塵を拝する状況になつていると、そういうようなことを理由として挙げられておりました。さらにもおっしゃつておられました。こうした議論をアメリカ大使館の方々にも説明しているんだというふうにおっしゃつておられました。

こうした渡邊参考人の意見を踏まえまして、政府としての見解、また、実際にアメリカと交渉されておられます茂木大臣にお伺いをしたいと思いますけれども、アメリカ側の受け止めは現在どういったものなのか、そういうことを教えていただければと存じます。

○国務大臣(茂木敏充君) 確かに、熊野委員、参考人の御意見、引いていただいておっしゃつた点、特に米国側の強い関心を持っております新興国の一端によります強制的な技術移転、そして知的財産、さらには市場歪曲的措置等の問題への対応策としてハイスタンダードなマルチの枠組みが有効であると、このように我が国としては考えております。四月のフロリダ、マーラ・ラゴでの日米首脳会談におきましても、安倍総理からトランプ大統領に対しましては、TPPの早期発効を目指すと、こういった我が国の立場であつたり、T

PPの意義、そしてTPPが米国の経済や雇用に

もプラスになること、そして、今申し上げたよう確立のメリットについてしっかりと説明をしたところであります。今回、FFR、新しい通商協議、私とライトハイザー通商代表の間で立ち上げ

ることになったわけですが、これらの点も含めて改めて米国にしっかりと訴えていきたいと思つております。

同時に、TPPが実際に発効する、これ御案内

のとおり六か国が国内上の手続を終えて六十日後ということになるわけであります。来年早々にもそういった時期が来るんじゃないかな、こういったことが予想されますが、そうなりますと、米国に対しても、このTPPのメリットといふのを具体的に示して現実的なものにすることによつてより説得力のあるものになつていくと、このようになります。

○熊野正士君 同じく参考人質疑の中で、九州大

学の教授の磯田参考人からは、日米の二国間交渉においてアメリカの圧力が強まれば、特に農産品について更なる関税引下げといったことが焦点になるのではないかといった、そういう御懸念を表明されておられました。

この点につきましては、六月十四日の内閣委員

会において、岡田先生の御質問に対しまして茂木大臣から、農業分野につきましてはTPPで合意したラインが最大限であると考えております。

こういった立場を踏まえて今後の議論にも臨んで

いきたいというふうに御答弁があつたわけでござりますけれども、改めて大臣からこの点に関しまして御意見をいただければと存じます。

○国務大臣(茂木敏充君) FFRの具体的な議論

TPP11協定は、二十一世紀型の自由で公正な貿易・投資のルールをアジア太平洋地域に構築するため、加入を希望する国、地域には開かれた協定でございます。まずは、TPP11協定の早期

発効に全力を挙げていく所存でございます。

また、現時点で中国が加入の意向を示しているわけではございませんけれども、発効後、TPP

の拡大ということを視野に入れていく中で、仮に

中国がTPPの求める高い水準を満たす用意があり、参加に関心を示すということであれば、我が

国としても必要な情報提供等を行つてまいりたい

と考えております。

○熊野正士君 RCEPの交渉官による交渉がござ

たいと思つております。

FFR、フリー、自由で、フェア、公正に加えて、レシプロカルでありますから、日米双方にとつて利益となるような合意を目指していきたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

六月の十九日に内閣委員会におきまして参考人質疑が行われました。三人の参考人の方から御意見を賜りました。昨年、アメリカがTPPから離脱をしたわけですが、それから離脱をしたわけですねけれども、そのことに関して、

慶應大学教授の渡邊参考人からは、TPPに参加

しないで困るのはアメリカだというような意見を述べられまして、その理由を二つ挙げられておられました。一つは、中国などに対する対応であります。来年早々に

もそういった時期が来るんじゃないかな、こういったことが予想されますが、そうなりますと、米国に対しても、このTPPのメリットといふのを具体的に示して現実的なものにすることによつてより説得力のあるものになつていくと、このようになります。

同時に、TPPが実際に発効する、これ御案内のとおり六か国が国内上の手続を終えて六十日後

ということになるわけであります。来年早々に

もそういった時期が来るんじゃないかな、こう

いったことが予想されますが、そうなりますと、米国に対しても、このTPPのメリットといふのを具体的に示して現実的なものにすることによつてより説得力のあるものになつていくと、このようになります。

同時に、TPPが実際に発効する、これ御案内のとおり六か国が国内上の手続を終えて六十日後

ということになるわけであります。来年早々に

もそういった時期が来るんじゃないかな、こう

いったことが予想されますが、そうなりますと、米国に対しても、このTPPのメリットといふのを具体的に示して現実的なものにすることによつてより説得力のあるものになつていくと、このようになります。

同時に、TPPが実際に発効する、これ御案内のとおり六か国が国内上の手続を終えて六十日後

ということになるわけであります。来年早々に

もそういった時期が来るんじゃないかな、こう

いったことが予想されますが、そうなりますと、米国に対しても、このTPPのメリットといふのを具体的に示して現実的なものにすることによつてより説得力のあるものになつていくと、このようになります。

同時に、TPPが実際に発効する、これ御案内のとおり六か国が国内上の手續を終えて六十日後

ということになるわけであります。来年早々に

もそういった時期が来るんじゃないかな、こう

いったことが予想されますが、そうなりますと、米国に対しても、このTPPのメリットといふのを具体的に示して現実的なものにすることによつてより説得力のあるものになつていくと、このようになります。

同時に、TPPが実際に発効する、これ御案内のとおり六か国が国内上の手續を終えて六十日後

ということになるわけであります。来年早々に

もそういった時期が来るんじゃないかな、こう

いったことが予想されますが、そうなりますと、米国に対しても、このTPPのメリットといふのを具体的に示して現実的なものにすることによつてより説得力のあるものになつていくと、このようになります。

同時に、TPPが実際に発効する、これ御案内のとおり六か国が国内上の手續を終えて六十日後

ということになるわけであります。来年早々に

もそういった時期が来るんじゃないかな、こう

いったことが予想されますが、そうなりますと、米国に対しても、このTPPのメリットといふのを具体的に示して現実的なものにすることによつてより説得力のあるものになつていくと、このようになります。

同時に、TPPが実際に発効する、これ御案内のとおり六か国が国内上の手續を終えて六十日後

ということになるわけであります。来年早々に

もそういった時期が来るんじゃないかな、こう

このRCEPについては、渡邊参考人の方がから、TPPとは相互補完的だといふうなお話がありまして、日本企業が東南アジアで構築してきた生産のネットワークの維持強化のためにはRCEPの推進が重要であると、そういった御意見もいただいたところでございます。

先ほど茂木大臣の方からも、中国との関係という意味でいえば、このRCEPの妥結というのを目指すのがいいんじゃないかというふうな御答弁もございました。また、先月、五月には日中韓サミットが開催をされまして、その際、日中韓のFTAの交渉、加速化させるということで一致したというふうにも聞いております。

このRCEPそして日中韓のFTAも、保護主義に対する防波堤として、また貿易開放を促進する上でも非常に重要なというふうに考えておりますけれども、このRCEPまた日中韓のFTAの今後の進捗状況についてお教え願えればと存じます。

課題を絞り込み、市場アクセスとルール分野のバ

RCEP及び日中韓FTAの交渉の妥結の見通し  
の道筋を付けたいと考えてございます。

しを現時点において述べることは困難などこらはござりますけれども、RCEPについては、我が国は、一歩の間隔を離れてしつこく交渉を進めております。

国としては、一定の賛成が確保されることを前提に年内妥結を目指すというASEANの立場を支持しており、引き続き、包括的でバランスの取れた

○熊野正士君 質の高い協定の早期妥結を目指して精力的に交渉を進めていく考えでございます。

を目指すところがあつたことでございました。

ネシア、台湾、ニコラビア、イギリスなどとかこのTPPへの参加に関心を示しているというふうに言われております。当委員会においても、我が党

の西田議員への答弁において、大臣の方から、新規加盟に対します対応方針、こういったことについても、我が国が主導して必要な調整、今後行つ

てまいりたいと考えておりますところから、おうに御答弁がございました。

この新規加盟店の場合の手續などといいますか、流れといいますか、そういうったことについてちょっと教えていただければと思います。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

タイ、インドネシア、それからイギリス、台湾など、様々なレベルで TPP11への参加に関心を持っています。

持っているとしきよくな。そういうことを伺って、いるところがござります。こういう様々な国や地域がＴＰＰへの参加に関心を示しているということ

とはまづもって歓迎をしたいということと、我が国としては、そうした国々、地域に対して必要な情報提供を行つていきたいと考えております。先生御指摘のとおり、新規の加入の手続でござりますけれども、協定上は、発効した後、その加入を希望する国や地域がニュージーランドにその

旨の通報をして、その後、そのときの締約国が合意する条件に従つて加入をすると、こういうことが定められているのみでございまして、詳細は我々の方で発効までに詰めなきやいけないということです。

特に、正式な手続が開始する前に、どういう形でその予備的な調整を行ふかといふことも含めて、まさに十一か国で発効までに細部を詰めていかなければいけない。来月、我が国で十一か国の首席交渉官会合の開催を予定しているところでございまして、その中で、むしろ我が国がそうした議論をリードして各国との調整を行つていきたいたいと、このように考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

続きまして、日・EUのEPAについてお尋ねしたいと思います。

日EU・EPAは、昨年十二月に合意をして、この夏には署名をするということで大詰めを迎えているというふうに承知をしておりますけれども、この署名に向けた状況、また発効までの取組について御説明いただければ存じます。

○大臣政務官(堀井巖君) 日EU・EPAにつきましては、委員御案内のとおり、昨年十二月八日に安倍総理とユンカーユー州委員会委員長との間で交渉妥結を確認したところでございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

〔理事藤川政人君退席、委員長着席〕

現在は、署名に向けた作業を進めているところでありまして、政府としては、本EPAの早期署名、発効を目指し、引き続き最大限の努力を傾注してまいる所存でございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

この日・EUのEPAですけれども、これにしても経済効果について試算をしているというところでございますが、その試算について、経済効果の、お教え願えればと存じます。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

日EU・EPAの経済効果につきましては、昨年の末、TPP11の経済効果と併せて公表させて

いただきました。G T A Pというモデルを使いま  
す。

して私どもの方で分析を行つたわけでござりますが、日EU・EPAが発効して新たな成長軌道に乗つた時点で、GDPの押し上げ効果が約一%、

数字にいたしますと約五・二兆円。それから、新たな労働供給が増えるという、そういう結果も出

ておりまして、〇・五%、数字でいいますと約十九万人の新たな労働供給が増えると、こういう大変大きな効果が見込まれると試算しているところであります。

りでござります。ついでに申し上げれば、ＴＰＰ  
11の経済効果と合わせますと、結果としてＴＰＰ  
2の経済効果としましては同じことになりますが

私どものモデルの分析では、経済連携協定にござります。

よって関税削減等の直接的な効果がますますあるわけですけれども、それが国内の生産性向上それから雇用の拡大につながり、それが経済を後押しする

と更にまた貿易、投資が促進されるという、つまり対外的な経済連携の推進が国内経済の成長という子循環につながつて、こういう「う寸キ」

ともに日EU・EPAは日本経済の強力な成長工行つていてるものでございまして、まさにTPPとともに日EU・EPAは日本経済の強力な成長工

シンジンと考えておりますので、政策大綱に基づいて必要な施策をしっかりとやっていきたいなど、このように考えてはいるところですが、ざいます。

○熊野正士君 ありがとうございます。TPP11とEU・EPAでTPP12と同じぐらいだといふうな御説明ございました。

一方、やっぱりこの日EU・EPAの農林水産業における影響というものもあるうかと思いま

す。その辺もお教え願えればと思います。  
○政府参考人(天羽隆君) お答え申し上げます。  
日EU・EPAの農林水産分野への影響について

日EU・EPA交渉におきまして、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、関税割当て、それからセーフガード等の措置を獲得したところでございます。

め、安心して再生産に取り組めるよう、平成二十九年十一月に改訂されました総合的なTPP等関連政策大綱に基づきまして万全の対策を講じていただくこととしてございます。

これにより、日EU・EPAの我が国の農林水産業への影響につきましては、まずは関税削減等の影響で価格の低下により、合意内容の最終年において約六百億円から千百億円の生産額の減少が見込まれると。さらには、体质強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるというふうに見込んだところでございます。

○熊野正士君 先日の委員会で私も質問をさせていただきまして、日EU・EPAによる林業への影響ということで質問しましたけれども、このとくに、日EU・EPAで生産額の減少が約百九十九億円から三百七十億円というふうなことでございました。TPPが二百十億円ということですのでも、ある意味最大の、取りますと、むしろ日EU・EPAの方が生産額の減少が見込まれているということです。フィンランド産の構造用集成材などが国産品と競合するというような御説明がございました。TPPによる林業への影響に対しては体質強化策を講じるということです。

日EU・EPAの影響についても、上乗せで体质強化を講ずるというふうに理解をしているわけですから、この上乗せ対策、どういったことが行われているのかについて御答弁をよろしくお願いいたします。

○政府参考人(渡邊毅君) お答えをいたします。先生御指摘のとおり、日EU・EPAにおきまつす林業に対する生産額の影響といふものにつきましては、国内の体质強化対策による生産量維持の効果も踏まえまして、百九十九億円から三百七十億円程度ということでございます。これに対しまして、日EU・EPAの発効を見据えた国内対策といたことで、林業の国際競争力の強化を図るために総合的なTPP等関連政策大綱に基づきまして

対策を講じているということでございます。

具体的には、木材加工施設の生産性向上支援と連携大綱に基づきまして万全の対策を講じていますけれども、日・EUについては更に競争力のある品目への転換などを図ろうとする事業者に対して支援を行うということをやっています。また、TPPと共に通じますけれども、路網整備ですとか高性能林業機械導入等への集中的な支援もやっています。

さらに、日EU・EPAの追加的な対策として、木材製品の国内外での消費拡大対策というものを講じております。これらは二十一年度補正予算に計上して今施策を講じているところです。

○熊野正士君 よろしくお願ひします。  
やつぱりTPP11でも林業に対する影響があると、日EU・EPAでも林業に対する影響がある、ひょっとしたらTPP11より大きいかも知れないという試算もあるわけですので、異なる林業に対する支援といいますか、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。  
TPP11による経済効果分析において、四十六万人の雇用増が期待されるというふうにありますけれども、先日も当委員会でこの分析の仕方といいますか、信頼性や根拠が乏しいんじゃないかなといつた議論もございました。

この雇用増に関しまして、その根拠といいますか詳細について、分かりやすく御説明いただければ存じます。

○政府参考人(滝谷和久君) お答え申し上げます。

五%、八兆円押し上げ効果あります。その一つの要因であり、結果でもありますけれども、労働供給が〇・七一%、四十六万人増加という試算でございます。モデル上、まず貿易、投資が拡大することでもそもそも所得が高まる、また企業の生産性そのものも高まるということで賃金自体が押し上げられ、労働賃金が押し上げられることで労働供給が増加する、こういう試算を行っているところでございます。

賃金が上昇することによって労働供給が増加するということにつきましては、TPP12のときに、三人の専門家の御指導をいただきながら12のときは経済効果分析を行ったわけですけれども、その際に、我が国も含めた複数国における実証研究例でこの関係が示されているということでございまして、実質賃金が1%上昇することで労働供給が〇・八%増加する、弾性値を〇・八と仮定をして、その前提で試算を行つたと、そういうところです。

○熊野正士君 ありがとうございます。  
TPP11のメリットについて大臣から具体的にいろいろと教えていただきました。その中で、コンビニなどのサービス業の出店規制の緩和ということを具体的に例示していただきました。

日本のコンビニは非常に優れているノウハウを持つておられるけれども、海外に出ようとすると、現地資本との提携であるとか手続上の制約などで出店が規制されていたと。そういったものが、TPPにより出店規制が緩和されるということをございました。

お聞きをすると、ベトナムとかマレーシアでの出店規制がちょっと厳しい、強いということで、今後はこういったベトナムであるとかマレーシアでのコンビニ展開が期待されるということですけれども、このコンビニ展開の見通しでありますとか具体的なメリットについて御説明をお願いいたします。

○政府参考人(小瀬達之君) お答え申し上げます。

TPP11は、議員御指摘のとおり、ベトナムやマレーシアにおける流通業の出店規制や外資出資規制の緩和など、サービス、投資の自由化を進展するものも含まれております。コンビニエンスストアを始めとする流通産業の海外展開のチャンスが拡大していくものというふうに考えてございます。

さらに、コンビニエンスストアなどの海外展開に伴いまして、食品、日用品など日本各地の優れた商品、商品が海外のコンビニエンスストアなどの店舗で販売されることによりまして、我が国中小企業の海外展開の機会も生まれてしまいまして。経済産業省では、平成二十八年に、コンビニエンスストア業界とジエトロとの間で、TPPを契機としたコンビニエンスストアの海外展開及び中堅・中小企業の商品の海外店舗における販売支援などに關する連携を進めるための協議会を創設しました。

この協議会の下で、平成二十八年にはベトナムのファミリーマート、ミニストップ、イオンの約二百店舗におきまして地方産品、商品を約二か月間にわたりテスト販売をし、昨年には約二百六十店舗に拡大してテスト販売をし、多くの商品販売継続につながったところでございます。また、昨年八月から約四か月間、復興支援として被災地の梨をイオングループがベトナムに輸出し、ミニストップ、ファミリーマートにおいてリングを販売したところでございます。

引き続き、TPPを契機としたコンビニエンスストアなど流通産業の海外展開と、それに伴います日本各地の産品、商品の販路拡大をしつかり後押ししていきたいというふうに考えてございます。

○國務大臣(茂木敏充君) 今、政府参考人の方からの説明あつたところでありますけれど、若干二つに分けて考えた方がいいと思うんですけれど、今、ベトナム等幾つかの国でコンビニ等に対する出店、出資規制があるわけでありまして、それで

も大手のコンビニ等は出店をいたしております。ただ、そのやり方が現地資本と提携をしないとかなができないという形であります。それで、自由度であつたりとか、どういう商品ラインナップをするに、もっと日本の商品を持つていただきたいというところにどうしても制約が掛かってしまう。

一方、日本のコンビニの中でも、そこまで大手ではなくても非常に特徴のある、そういう小売店もあるわけでありまして、そいつたところは、現段階におきましては、こういった出店規制また出資規制によりましてなかなか思い切って出店をできない。これが、TPPによりまして規制が大幅に緩和をされることによって、新たな海外展開につながるということだと考えております。

○熊野正士君 大臣、ありがとうございます。

たしか、僕も海外に行つてコンビニ行つて、余り日本の製品が多くないなどいうふうに感じたこともございますので、そういった意味でいうと、このTPPでそういう規制が緩和されることで、

資本も、あれば日本の商品がもつと並ぶというふうに理解してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、TPPのメリットとしては、税関手続の簡素化、迅速化ということが挙げられておりま

す。具体的な内容について、どういったルールが適用され、そのルールを通して期待されるメ

リットについて分かりやすく御説明いただければと思います。

○政府参考人(瀧谷和久君) ありがとうございます。

TPPの協定の第五章、税関当局及び貿易円滑化章というチャプターがあります。大変地味なチャプターですでの余り御注目いただけないんですけども、TPP12が大筋合意をした直後に、日本商工会議所の関係者の方から、このチャプターの内容を読んで中小企業関係者は本当に喜んでいるというお言葉を頂戴したのを私は今でも覚えているところでございます。

特に、これまたその中でもすごく地味な条文な

もですけれども、事前教示という条文があります。五の三というところでございますけれども、大企業の人たちは、よくいろいろ自分たちで調べて手戻りのないように輸出入やるわけですけれども、中小企業の方、日本の中小企業の方がどこかの国に輸出をするときに、輸出先によって関税分類がみんな違うわけです。この商品の関税分類がどうなのか、これは聞かないとなかなか分からな

いんですけれども、不正確な形で書類を出して、

しばらくたつてから、これ全然違うからやり直し

ということで、すごい手戻りがあつたりするんで

すね。かといって、その税関当局に問合せをして

もなしのつぶてというのが結構多いと、そういう

話は聞いていたところでございますが、TPP国

にあつては、例えば日本の企業から事前教示の要

請があれば必ず書面で百五十日以内に回答する

と、必ずこれ回答するということになつていてわ

けでございまして、これは本当にやり難いとい

うふうな御意見をいただいたところでございます。

それから、どこの国とは申しませんが、生鮮食

料品を輸出したときに、税関でいろいろ、単に手

続が遅いということもあるのかもしれません、

物すごく通関手続に時間が掛かって、結果的にそ

の生鮮食料品が腐つてしまつ。そういう国には

なかなか輸出もしにくいわけでありますけれど

も、急送便という形で送つた急送貨物について

は、必要な税関書類の提出後六時間以内に必ず引

取りを許可しなきやいけない、これは義務規定で

あります。これ他の通商協定にもないような画

期的な条文でございます。

それ以外の、急送貨物以外についても、これは

可能な限りという努力目標でございますけれど

も、貨物到着から四十八時間以内の引取りという

ことでございますので、ここも、自分でなかなか

リスクヘッジできない中小企業の方々にとっては

本当に有り難い規定だと、このように言われてい

るところでございます。

こうした規定、財務省の方におきましても、各

税関において説明会をやっておりますけれども、各

人

で

いきたいと、このように考へてあるところでござ

ります。

○熊野正士君 ありがとうございます。御丁寧に

説明をいただきました。特に中小企業、すごい喜

んでいるというふうに理解をさせていただいたと

ころです。

また、次の質問に移りますけれども、先日の参

考人質疑で

す。五の三というところでございましたが、TPP国

にあつては、例えば日本の企業から事前教示の要

請があつては必ず書面で百五十日以内に回答する

と、必ずこれ回答するということになつていてわ

けでございまして、これは本当にやり難いとい

うふうな御意見をいただいたところでございます。

続け大一辺倒ではなくて、現状のまま農業を

規模拡大

しまして政府の答弁を求めていたいと思います。

○副大臣(谷合正明君) 御質問ありがとうございます。

意見だったわけでありますけれども、こうした意見に対

し、続かれて農家を支援してほしいと、こうした意見に対

しまして農業を支援してほしたいと、こうした意見に対

しまして政府の答弁を求めていたいと思います。

○副大臣(谷合正明君) 御質問ありがとうございます。

意見だったわけでありますけれども、こうした意見に対

し、続かれて農家を支援してほしたいと、こうした意見に対

しまして農業を支援してほしたいと、こうした意見に対

しまして政府の答弁を求めていたいと思います。

○熊野正士君 ありがとうございます。

TPP等関連政策大綱におきまして、

体質強化策につきまして、これは、引き続き実績

の検証等を踏まえた所要の見直しを行つた上で必

要な施策を実施するとされているところであります。

総合的なTPP等関連政策大綱におきまして、

体質強化策につきまして、これは、引き続き実績

の検証等を踏まえた所要の見直しを行つた上で必

要な施策を実施するとされているところであります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

TPP等関連政策大綱におきまして、

体質強化策につきまして、これは、引き続き実績

の検証等を踏まえた所要の見直しを行つた上で必

要な施策を実施するとされているところであります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

TPP等関連政策大綱におきまして、</

ど、意欲ある農業経営者の取組を支援することができるものと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

農業をされている方の経営努力だけでは避けられないような例えれば自然災害であるとか農産物の価格の低下などで売上げ減少した場合に、その減少分の一部を補填する保険ということだと思います。

例えば、今いろいろと議論になつていてこのTPPで、海外から多くの安い輸入品が入つてくることによって価格が低下するという危惧もあるわけですけれども、こういった場合もこれ適用されるということによろしいんでしょうか。

○政府参考人(徳田正一君) お答えいたします。

新たに導入する収入保険につきましては、自然災害による収量減少だけではなく、価格低下なども含め、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償するものであります。このため、収入保険に加入した農業者は、TPPにかんにかわらず、基準収入の一一定割合を下回った場合に一定の金額が補償されるものでございます。

なお、収入保険では、収入の減少だけではなくコスト増も補填するマルキン等が措置されております肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵につきましては、対象品目から除外しているところでございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

やっぱりこの収入保険制度というのは、国費も入っているわけでして、大事な制度ではないかなというふうに本当に思います。ただ、これ来年の一月からということで、任意加盟というふうにも聞いておりますけれども、この収入保険制度の周知をしっかりと図っていくことも大事ではないかなと。

ホームページを見ましたら、課長が分かりやすく動画で説明してください非常に勉強になります、分かりやすいなと思って見ているんですけども、この周知ということについてはどのようになっていますでしょうか。

○副大臣(谷合正明君) ホームページまで御覧いただきますと、ありがとうございます。

農家にとりましてはセーフティネットの政策の選択肢が増えるということだと思っておりますし、また収入保険ならではのメリット措置といふのもございますので、こうした収入保険、大事な制度でありますので、しっかりと周知していくといふことは大事であると思っております。

それで、この収入保険につきましては、関係法律の成立後、農林水産省は地域ブロックごと及び都道府県別の農業者等向けの説明会を開催するとともに、農業共済団体は、地方公共団体やJA等と連携しまして、地区別の説明会や、また青色申告に関する相談会を開催するなどの取組を進めています。

また、現場からの要望を踏まえまして、一つ大きな声としては、収入保険と既存制度の掛け金、補填金との比較を行いたいということがありましたが、農業者のパソコンでできるようにして国民党自らのパソコンでできるようにしたいということと、その比較、あるいは経営規模の拡大や過去の収入の上昇傾向を反映した基準収入の計算を行つたりすることができるシミュレーションファイルを農業共済団体等のホームページで公表し、活用を推進しているところでございます。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

我が国におきましては、御指摘いただきましたので、そうした比較ができるよう、農業民に広く理解を得るための努力を行つてございます。

そこで、厚労省の方にお尋ねしたいと思います。

食品の安全管理体制、もうこれ何度も聞いてお

りますけれども、どうなっているのか、そして國

民に広く理解を得るために努力を行つてござ

りますのかについて、厚生労働省からの答弁を求

めたいと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

我が国におきましては、御指摘いただきましたので、そうしたリスク評価を踏まえた上でスクリーニングをして、そのリスク評価を踏まえた上で厚生労働省で基準値等を決めて、それをまたしっかりと監視しているというふうに理解をいたしました。それをしっかりと国民に広く理解をいたしました。それをして、リスクコミュニケーションというこれまでやっていただいているというふうに理解をいたしました。

この食品の安全管理に関しては、やっぱり

水際での検疫業務、非常に重要だというふうに考

えます。近年、外国からの輸入量も増えていると

いうふうに聞いておりますけれども、それに伴つて検疫業務も増加しているというふうにお聞きを

しております。

現状の検疫業務について、現場では一生懸命

やってくださつていてるわけですが、それも負

担が増えているとか、そういうことも踏まえま

して、業務内容の実態について御説明いただけれ

ばと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

輸入食品の安全性確保におきまして、今、水際

今回、TPPの議論の中で何度も取り上げられてきた話題でございますけれども、食品安全性についてでございます。

当委員会においても、和田委員や矢田委員の方からいろいろと御質問もございました。日本では現時点では使用されていない肥育ホルモンのことなど、あと食品添加物でありますとござりますとか、また遺伝子組換え食品のことなど、様々なことが議論をされてまいりました。

一番やっぽり大事なことは、こうした食品の安全に対する、国民が不安に思つておりますので、丁寧に説明を行つて、食品の安全性について国民の理解を得る努力をずっと続けることではないかなどといふうに思つております。

そこで、厚労省の方にお尋ねしたいと思いま

す。

今後とも、食の安全が損なわれることのないよ

う、食品安全委員会の科学的リスク評価結果等に基づきまして食品の規格基準を設定するとともに、必要な情報を積極的に発信して、国民の皆様

方の理解を深めてまいりたいと考えてお

ります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

日本においては、食品安全委員会できちつとりづか評価をして、そのリスク評価を踏まえた上で厚生労働省で基準値等を決めて、それをまたしっかりと監視しているというふうに理解をいたしました。それをしっかりと国民に広く理解をいたしました。それをして、リスクコミュニケーションというふうに理解をいたしました。

この食品の安全管理に関しては、やっぱり

水際での検疫業務、非常に重要だというふうに考

えます。近年、外国からの輸入量も増えていると

いうふうに聞いておりますけれども、それに伴つて検疫業務も増加しているというふうにお聞きを

しております。

現状の検疫業務について、現場では一生懸命

やってくださつていてるわけですが、それも負

担が増えているとか、そういうことも踏まえま

して、業務内容の実態について御説明いただけれ

ばと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

輸入食品の安全性確保におきまして、今、水際

段階についてのお尋ねでございました。この水際段階におきましては、輸入事業者に対しまして、まず輸入前の事前相談に対応するほか、輸入の都度、届出を義務付けてございまして、検疫所では、これに基づいて審査を行うとともに、違反リスクに応じて検査を行っているところでございまます。今後の輸入食品の増加の可能性を踏まえまして、検疫所職員の資質の向上、あるいは必要な職員や検査機器の確保など、適切な監視指導を徹底するための体制の整備に加えまして、事前に違反食品の輸入を防止する効果が高い輸入前相談の充実を図ることとしているところでございます。

さらに、今国会で成立いたしました改正食品衛生法におきましては、食肉等に関しまして輸出国にHACCPに基づく衛生管理を求めるなど、輸入食品の更なる安全性の向上を図ることとしてございまして、こうした取組を含めて輸入食品の安全性の確保に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

○熊野正士君 業務量は結局増えているんでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

輸入件数の増加に伴いまして業務量は増えています。それに対しまして職員等の体制の強化ということも図っているところでございます。

○熊野正士君 今回、TPPでありますとかE.U・E.P.Aによつて更に輸入量が増えてくる可能性があります、予想されるわけです。

今ほど答弁もありましたように、業務量がちょっと増えていくということでございました。

そうすると、同じ人員であれば当然一人の負担が増えるわけでござりますので、さらに、昨今は国民の食品安全に対する関心が非常に高まっておりますので、今後は、食品安全委員会でありますとか厚生労働省でありますとか、先ほど御答弁いたいた水際での検疫業務など、食品安全管理体制の充実というものが必要不可欠だというふうに考えます。

人材育成も含めました対策が重要だと思います

けれども、例えば人員を増加させるとか、そ

いつたこともしつかり検討しなければいけないん

じゃないかなと思いますけれども、最後に政府の見解を求めたいと思います。

○政府参考人(長屋聰君) お答え申し上げます。

けれども、例えば人員を増加させるとか、そ

いつたこともしつかり検討しなければいけないん

じゃないかなと思いますけれども、最後に政府の見解を求めたいと思います。

○政府参考人(長屋聰君) お答え申し上げます。

けれども、その一方で、必要なところには適切に定員を配置するということで、政府の重要な課題に機動的かつ柔軟に対処できる体制を構築していくとい

うことが基本であると考えてございます。

○委員長(柘植芳文君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 青森、やはり自然環境に恵まれているところだなど、こんなふうに思つます。なかなか定員事情、全体としては厳しい事情にござりますけれども、現場の実情、それから状況の変化を踏まえまして、要求内容を丁寧に伺いながら定員査定に臨んでいきたいと考えてございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

お頼みいたしました。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(柘植芳文君) 午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

午前十一時四十九分休憩

午後一時開会

ただいまから内閣委員会

を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、野上浩太郎君及び樺葉賀津也君が委員

辞任され、その補欠として進藤金日子君及び田名

部匡代さんが選任されました。

○委員長(柘植芳文君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 青森、やはり自然環境に恵まれているところだなど、こんなふうに思つます。なかなか定員事情、全体としては厳しい事情にござりますけれども、現場の実情、それから状況の変化を踏まえまして、要求内容を丁寧に伺いながら定員査定に臨んでいきたいと考えてございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

お頼みいたしました。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(柘植芳文君) 午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

午前十一時四十九分休憩

午後一時開会

ただいまから内閣委員会

を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、野上浩太郎君及び樺葉賀津也君が委員

辞任され、その補欠として進藤金日子君及び田名

部匡代さんが選任されました。

○委員長(柘植芳文君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

だきたいと思いますが、大臣、大臣は青森にも何

度か多分お越しになつたことがあると思ひますけ

れども、大臣の青森の印象といいますか、青森と

いつたら何を想像するか、そして、青森の印象と

いうのはどういう感じなのか、少し教えていただ

けますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 休憩前に引き続き、環太洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 お疲れさまでございます。国民

民主党的田名部匡代です。

ふだんは農林水産委員会にいるんですけど

も、今日はこの委員会に出張させていただきまし

て、しっかりと青森県を代表して、また一次産業の関係する方々を代表して思いを伝えさせていた

&lt;p

を秘めた産業でもあると考えております。お米もそうです。そして、先生の御地元のリンク、私の地元のイチゴを含め果物であつたり、さらには畜産物、どれを取つても高い品質、安全性。そして、海外に行つてもマーケット見ても、あれだけきれいなリンクが並んでいるということないと思うんです。粒ぞろいの本当にいいものがあるという形でありまして、海外においても多くの消費者、特にハイエンドの消費者から高い人気であるのは間違いない。

こんなふうに考へてはいるところでありまして、こういった農業の伸び代、大きい産業であると、これをしっかりと伸ばしていく。同時に、農林業の方々が再生産ができる、意欲のある方が農業に従事したい、そう思ふような産業をしっかりとつくっていくことが重要だと考へております。

○田名部匡代君 今の農業の抱える課題について、大臣からも待ったなしだというふうにおっしゃつていただきました。私もそのとおりだと思つてます。

今回、このTPPに関連していろいろと国も対策打つ出していますけれども、でも、私は全く不十分だと思つていますし、最近、農林水産委員会で成立する法律を見ていると、何を目指しているんだろと疑問を持たざるを得ないものが非常に多いんです。現場の声を全く無視して、規制改革推進会議なるものが提案をする、まさに成長だ、競争だと言つけれども、その成長にもつながらない、競争できる環境も整わないようなことが進んでいます。岩木山をバックに本当にただただ広い農地、田んぼが広がり、そして岩木川が流れ、私はああいう景色を見たときには本当に美しいと思ひますし、ただ、その一方で、美しさの裏には、苦労して苦労してその農地を守り、そして生活をし

ていらっしゃる方々がいる。何としても守りたいという気持ちがどんどん強くなるんです。

でも、そうやって何か、そんな農地にコンク

リート張りの巨大野菜工場が造られて、そしてそれが農地なんだというような法律も通りました。そして、全国津々浦々、まさに食文化を守り、その需給バランスを取り、価格調整機能を果たしてきた卸売市場の法改正もありました。待つたなしの課題があるんだけれども、全くその不安は払拭されず、真逆の方向に農業政策が進んでいるのではないか。

影響試算でも、対策打つから、影響がないと言つてはいるんだから影響がないと言われても、こんな説得力のない話はないわけでありまして、私は、大臣おっしゃつていただいたけれども、農家の皆さんといふか現場の皆さんのお不安というのも全然消えていないというふうに思ふんです。

今回、本会議でも申し上げたんですけれども、試算のみならず、アメリカが離脱したにもかかわらず、まさに牛肉や乳製品のセーフガードの問題であるとか、また低関税枠というは何にもいじられない、守り切れてない。アメリカが抜けたんですから、本来そこはしっかりと交渉して、日本の国益を守るために私は大臣に聞つていただきたかったなど。

当時、昔、私たちが政権のときに稻田前防衛大臣おっしゃつてはいましたけれども、民主党は農業を犠牲にしてでも貿易自由化を進めるということなんです。私、立場は違いますけれども、こういうふうな受け止め方は正しいと思つてますよ。

総合対策、昨年の十一月にも改訂をさせていた

切つたと言うけれど、私は、全く守れていない、衆参の農水委員会で決議されたこともそれは守られていない、決議に反しているというふうに思つてます。

それでも農地なんだというような法律も下がらないというふうになつてます。大臣、今、どうですか。

○國務大臣(茂木敏充君) 日本の食料自給率、ヨーロッパの国々、国土面積が決して広くない国々と比べても、決して高い状況ではない。この状況がこのままにしておいていい状況であるとは考へおりません。

そして、先生おっしゃる様子に、これまで日本の農業、これは単に産業だけではなくて、様々な多面的な要素を持つて、日本の国土であつたりとか歴史、文化を維持してきたと。そして、農業の従事者の皆さんのが田に水を引き、そしてまた草を引き、そしてまた東北においてはやませに苦しんでもまた次の年に再生産をすると、こういう御苦労の上に今成り立つて、さらに次の世代の農業経営者の方が魅力を持つて農業に、農林水産業に就労する、こういった環境というのはしっかりとつくつていかきやならない。

総合対策、昨年の十一月にも改訂をさせていたんだいたところであります。そういうものにもしっかりと応えられるような対策をこれからもしっかりと打つていくことが重要だと考へております。

○田名部匡代君 やっぱり、そのためにはきちんととした影響試算が大事なんですよ。輸出も考慮しない、輸入で影響を受けるものも対策打つから大丈夫といつて考慮しない、生産性は維持される、価格が下がつてもそれも大丈夫、所得も維持される、こんな都合のいい試算ありますか。大臣の御

内五品目で最大三十二億円の影響が出ると。伺いますけれど、じゃ、これ、輸出でどのぐらいメリットがあるのか、対策は打つけれど実際輸入でのぐらいでメリットというか影響を受けるのかという、何でこういう計算をされなかつたんでしょうか。

○副大臣(谷合正明君) 今のお尋ねは輸出また輸入ということでお尋ねだと思いますが、今回、農林水産省といたしまして影響試算を発表させていただきました。その農林水産省の試算は、それでも日本の自給率は守られるというふうに大臣はお考えでしようか。

加えて、TPPに参加をしても自給率も下がらないというふうになつてます。大臣、今、どうですか。

○國務大臣(茂木敏充君) 今のお尋ねは輸出また輸出量また輸入量が増加するかどうかではなくて、国産品が輸入品によつてどの程度置き換わるかどうかという観点から試算を行つたということです。

具体的には、もうこれ度々答弁していること

ありますけれども、重要品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、国家貿易の維持、長期の関税削減期間等も獲得したというTPPの大筋合意の内容も踏まえ、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく国内対策によつてコストを下げる努力、品質を良くする努力を行つことによつて日本

の農業の競争力も上がつていくと評価した上で試算を行つたわけでございまして、今回、結果としてしまして、関税削減等の影響で国産品の価格低下により生産額の減少が生じるもの、国内対策を講ずることで引き続き生産や農家所得は確保され、国内生産量は維持されると見込んだということがであります。

重要なことは、繰り返しになりますけれども、輸入量が増加するかどうかではなくて、国産品が輸入品によつてどの程度置き換わるかどうか、それにより意欲ある農林水産業の方々が再生産できるのかどうかということでありまして、政府といたしましてはその観点から試算を行つたといふことでございます。

○田名部匡代君 どういうものがどのぐらい輸入されるのか。それで、置き換わるかだけではないですね。価格がどのぐらい影響を受けるのか。

例えば、安い物が入つてきたときに、価格競争に

なれば価格下げざるを得ないかも知れない、そう

したら農業者の皆さんの所得は下がりますよね。

そうしたら、生産量にも影響があるかも知れない、それ続けていけるかどうかということにも影響するかも知れない。いろんなことをちゃんと組み込んで計算するのが当たり前じゃないですか。

さつき申し上げたように、影響ないから影響ないみたいな、そんな無理な試算はないわけですよ。

じゃ、伺いますけれども、価格が下がつてもいろいろ補填するから大丈夫。例えば、酪農はどうでしようか。いや、まだ質問終わっていないで

加工原料の乳価がキロ当たり最大八円下がるというふうに政府は試算をしています。じゃ、補給金が八円増加するということなのか、例えばクラスター事業等でしっかりとその生産費というものが八円以上下がるということなのか、どうですか。

○政府参考人(大野高志君) お答え申し上げま

T P P 11交渉の結果、脱脂粉乳、バターにつきましては国家貿易制度を維持し、ホエーは長期の関税削減期間確保しますとともにセーフガードを措置しまして、また、チーズ、ソフト系のカマンベールとかそういうやつは関税維持、そして、ハード系、それからクリームチーズ等は長期の関税削減期間を確保すると、こうしたところでございます。

このため、当面、輸入の急増は見込み難く、牛乳も含めた乳製品全体の国内需給への悪影響は回避できるものと見込んでおりますが、一方で、長期的には加工原料乳価の下落も懸念されるところでございます。

このために、総合的なT P P等関連政策大綱に基づきまして、まず、体质強化対策としまして、酪農については、畜産クラスター事業によります搾乳口ボットの導入など省力化機械の整備等によります生産コストの低減あるいは品質向上など、収益力、生産基盤の強化を進めることとしており

ます。

また、経営安定対策といたしましては、協定発効に先立ちまして、昨年度、平成二十九年度から、加工原料乳生産者補給金制度の対象に生ク

リーム等の液状乳製品追加いたしまして補給金単価を一本化すると、こういう措置を実施しております。

まして、この見直しによりまして、乳製品向けの

生乳の中で将来的な需要の伸びが期待できるこの

単価を一本化することによって、乳製品ごとの

生クリームを支援の対象としますとともに、その

ニーズに応じた柔軟な生乳供給の促進等、酪農家の方々の収益性の向上を図ることができるようになつたと、こういうふうに考えております。

農林水産省としましては、生産者の方々の不安、御懸念払拭して、意欲ある生産者の方が将来にわたって希望を持つて酪農経営に取り組んでい

ただけるよう必要な対策をしっかりと講じてまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○田名部匡代君 大野部長、私、東日本大震災のとき、大野部長と一緒にお仕事をさせていただき

て、当時、本当に被災地が大変な中で、大野部長、ずっと現場に張り付いていたので、あちこ

ちの被災者の皆さんのお苦労というものを、苦し

みというものを受け止めてくださっていたのをよく存じ上げていますし、まさに専門家ですから、今ある現状をよく分かつていらっしゃると思うんですね。

今お尋ねが心からそういう御答弁なのか分か

りませんが、今までだつて一生懸命いろんな対策

をやつてきていますよね。でも、今の日本の現状

ですよ。いろいろやつて、対策がうまくいくて日

本の畜産でも酪農でも上向いてきている、その從

事者も増えて所得も上がつてという状況なら対策

もこうして結果として出てくるのかなと思うけれ

ども、別に、やられてきたことは否定はしませ

ん一生懸命やつていてるのかなと思いますから。

でも、机上の空論じゃ困るんですね。

どういう影響があるか、今もチーズの話ありますね。

したけれども、確かに、T P Pではアメリカから

ハード系のチーズのことを関税撤廃と言われて、カマンベールなんかのソフト系は守つたとおつ

しゃるけれど、じゃ、EUとの協定どうですか。

そういういろんなことを考えたら、国内で受ける

影響は、私は見通し甘いというふうに思いますよ。

今申し上げたように、じゃ、最大八円下がる、八円つて、何か耳で聞いたら八円というのは大し

したことないと思われるかもしれないですねけれど、農家の皆さんにとつたら死活問題ですからね、続

けていくかという話ですよ。

それに對して、そんなクラスター事業もやるん

ですとか、畜産も酪農もそうですよね、どんどん大規模大規模、その現状に付いていけていないよ

うな中で、対策打つから大丈夫というの、私は

ちょっとあり得ないんじゃないかなというふうに思っていますし、いつも私こういう質問と違うこ

とをしゃべり続けて質問する時間がなくなるんで

すが、いろいろ海外の試算なんかでも、例えはこ

れ、カナダの発信しているものでありますけれども、カナダなんかでも、CPTPP、まさにT P

P 11発効後の経済効果の試算をウエブサイトで公

開していますけれども、日本への輸出は約十八億

カナダ・ドル増加するとして、米国を含むT P 12が発効した場合の経済効果試算よりも四億

カナダ・ドル上回っているんです。つまり、さつ

き申し上げたように、セーフガードや輸入枠です

よね、守り切らなかつたことで、こうやつてより

大きな経済効果が生まれるだろうという予測をして

いる。

実はお米も、日本のお米は確かにどこにも負け

ないだろうと多くの方が思われると思いますけれども、別に、やられてきたことは否定はしませ

ん一生懸命やつていてるのかなと思いますから。

でも、机上の空論じゃ困るんですね。

どういう影響があるか、今もチーズの話ありますね。

はおいしいから戦つてこれだけれども、まさに日本に輸出される米をもう作り始めているわけです

よ、研究をして。食味も負けない、甘みも負けない、そして価格は安い、そういうものがあとはも

うT Pの発効を待つだけと、まさにそれは楽し

みに待つていて。既に日本人好みの米というものがスーザーに並んで、一七年産の日本輸出は三万

トン、一六年産に比べて四倍にも増えている。

じゃ、実は消費者どうかというと、特に外食産業なんかは、味もそんなに変わらない、安いんだつたら安いもの買おうというふうに流れています。

そこで対して、そんなクラスター事業もやるんですけど、本当にそういうこととか、世界の状況を見ているのかというふうに思っています。

テレビのニュースでもやつていましてけれども、たしか中国産のお米がスーパーに並んでいます。

お米なんか置き換わるわけではないという試算

されているかもしれないけど、本当にそういうことなのか、世界の状況を見ているのかというふうに思っています。

テレビのニュースでもやつていましてけれども、たしか中国産のお米がスーパーに並んでいます。

お米なんか置き換わるわけではないという試算

されているかもしれないけど、本当にそういうことなのか、世界の状況を見ているのかというふうに思っています。

普通に考えたら、やっぱり日本のお米ですよねとなるかと当然思つて見ていくわけですよ。そうした

ら、食べた人々は、あつ、どっちが日本のお米か分からないと。まあ炊きたてですから、日本の

お米というのは御存じのとおり冷めてもやっぱり

おいしい、甘みが残つておいしいという特徴ありますけれども、そういう状況で、値段を見て、

ああ、味も大して変わらないんだつたら、全然値段違いますからね、安いお米買つていいこうといふ、そんなニュースですよ。

ほかの国では徹底的に直接支払などで農業を守つて戦い出でている。日本はどうですか。戸別

所得補償をやめてしまつて、直接支払もない。そ

れで世界と戦えとか競争で生き残れとか、むちや

くちやなわけですよ。守り切るものも守り切つていません。

政府の試算をするこの成長のメカニズムつてどう

いうものなんですか。生産現場だけではなくて、そこに関わる二次産業、三次産業、そういう

きちんと考えた上で、それでも成長だ、影響はない、こんなふうにおっしゃっているんですか。  
○政府参考人(澁谷和久君) 内閣官房が実施したG T A P モデルによりますマクロ経済効果分析の御質問だと理解をしているところでございますけれども、G T A P モデルはあくまでマクロ経済モデルでありますと、経済連携協定の締結に、発効によって一国の経済、特にG D P がどういう形で成長するかということを導き出すものでござります。カナダのように品目ごとにいろいろ出している国もあると思いますが、恐らくそれは相当な仮定、前提を置かないとなかなか難しいということだと思います。

私ども、マクロモデルという形であくまで国全体の経済効果を導き出すということで、関税率が下がる、それに伴つて価格や貿易数量に変化が生じて、結果としてそれが所得増につながる、それが必要、投資増につながつて、貿易が開放される、と国全体の生産性が押し上げられ、実質賃金も上がり、労働供給も増え、それがまた生産を押し上げる、こういうような形で要是経済連携協定の締結が国内の経済の成長の好循環に結び付く、こういうようなメカニズムを想定して試算を行つたと、こういうことでございます。

○田名部匡代君 いや、もう、価格下落以上に生産は伸び、下がるはずの賃金は上がり、G D P 増加と同率で投資が増えとか、失われる雇用もなく、生産量も維持されて、置き換わるものも対策打つから大丈夫、こんな恣意的な試算で本当にいいのかと。いや、私は、せめてきちんと試算をしてほしいと、その上でどういう対策が必要なのか、そんな農家の皆さんをごまかすような、まあこれで大丈夫ですなんという話じゃなくて、やるならきちんとやつてほしいということを申し上げているんです。それをやりもしないで、都合のいい数字を並べ立てて、都合のいい試算をして、それで大丈夫って、一回壊れたらもう取り戻すことができないじゃないですか。そのことを申し上げて

私たちのときに試算をした数字と全く違いますよね。民主党政権のときの、TPPの話が出てきて、どれだけの影響が出るかという話のときに相当大きな数字だった。私は、その数字の見方はある意味正しいと思ってるんです。何もしなければこのぐらい、そして、このぐらいの影響が出るよね、でも対策打つからこうやって雇用は守られるんですけど、ちゃんとやつぱりそれは真摯に受けた影響を踏まえて何をすればいいのかと考えなきゃいけないし、輸入だつて、いろんなものに影響が出るとは思いませんよ、でも、一部相当ダメージ受ける産業あるわけじゃないですか、畜産だつて、酪農だつて。もしかしたら、お米だつて影響出てくるかも知れない。

輸出でそれはメリットを受ける人たちもいますよ。リンゴやホタテ、青森でいつたら、今、輸出、一生懸命頑張つていただいて、大分頑張つてもらっている。いい面もありますよ。でも、輸出で伸びるところというのは全体の何割ですか。

一部の人たちだけが生き残つて、これだけ世界各地で気候変動の影響もあり、大規模災害が起つて、そして人口増えて食料不足で危機が訪れると言われているときには、日本そのものが自国の食料も守らず、まさに食を制する者は世界を制す、種を売り渡して、そして農家を潰すようなことをやつてはならないというふうに思つていんです。

冒頭、大臣に農業の現状をお伺いしました。大臣はいろんな分野を見なきゃいけない、その上で最大のメリット、利益をこの国にもたらすためにどうするかという判断をしなければならないという立場は分かります。でも、一部の利益で多くの大事な食の産業が潰されたんでは、これは私は本末転倒だと思っていますし、メリットばかりを計算していますけれども、じゃ国内対策にどれだけ掛かるのかという試算だつてしていいないじやないですか。

入つてくる関税、本来であれば蓄産や酪農に掛け  
る、支援策に掛けるものだつて、これ入つてこな  
くなるわけですよね、お金が。どうやってこれ財  
源確保して対策打つていこうと思つているんです  
か。そんな試算もしていないでしよう。お答えく  
ださい。

○政府参考人(濫谷和久君) TPP 12がまとまつ  
た後の政策大綱、それから、今回改訂した大綱も  
一緒にございますけれども、ウルグアイ・ラウン  
ドの際の対策がかなり大きな金額を複数年度にわ  
たつて最初に設定したということについてのいろ  
いろな反省なり思いなりというような御意見もござ  
いまして、TPP等政策大綱において、総額幾  
らという金額を設定することなく、毎年の予算編  
成の中でやつていこうと、こういう判断になつた  
ものでございますが、政策大綱の中で、関税等の  
収入あるいはマーケアップ等の収入が減少するこ  
とを踏まえて、農林水産省の予算に影響を与えた  
い、政府全体の責任で予算を確保するという一文  
がしつかり入つておりますので、そういう中で  
しつかりと私どもは予算を確保していきたいと考  
えているところでございます。

○田名部匡代君 時間なのでやめますけれども、  
大臣の御地元の声をお届けします。十年、二十年  
掛けて真綿で首を締め付けられるような合意内  
容、影響は必ず出る。

まさに審議不十分であります。しつかりと試算  
をやり直して、そして対策を見直して、しつかり  
と農業を、一次産業を守つていく、食の安全保障  
をしつかり守つていく、こういうところからもう  
一度始めていただきたい。そのことを申し上げ  
て、終わります。

○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会、矢田わか子です。今日もよろしくお願ひをしたいと思います。

今、田名部委員からもありましたとおり、今最  
も私たちが腑に落ちていない点は、このTPP 11  
の発効によつて生産額は影響を受けるけれども生  
産する量は減らないという、ここのことなどだと  
ます。

思っています。この生産量を、国内の生産量を独立変数として取り扱っているということに私は課題があるのではないかと思っています。したがって、今日は少し資料も自分自身でまとめてお持ちしまして、もう一度この課題意識を共有させていただくところから始めたいと思います。

この独立変数として取り扱われている国内生産量、都道府県によっては、きちっとその試算を出して、やはり食品の種類によっては輸入量が国産品に取つて代わつて確実に生産量は減ると予測されている自治体も出てきています。その一つの例が熊本県です。

資料一を御覧ください。

これは熊本県で試算をされた数字ということです。左下にありますように、生産現場の要望や不安の声をしっかりと受け止め、県内農林水産物への影響をできる限り幅広く整理する観点から国の試算に加えて、品目の追加や米の追加ほか、そして生産量への影響を試算に加えてこれを導き出しているということです。

水色のところが国、黄色い部分が熊本県。熊本県は、簡潔に言うと、緑の面積が、分かりますか、縦軸に価格、横軸に生産量と取つて、価格も、Aですね、減るけれども、量、Cです、量もやっぱり減るんだと。熊本県独自で二百四トンから四百八トンの影響を受けるというふうなことの試算を出して、真摯にこの数字と向き合うという対策を取られています。ところが、国の試算はこの国内生産量を不変としているということなわけです。

二枚目の資料を御覧ください。

ちょっと私自身が頭を整理するためにも、どうこのTPP11、日EU・EPAが生産、消費に与える影響があるのかというパターンを考えてみました。現行の国内生産量、そこに輸入が入つてくる、それによって国内消費量が減らないという前提、運動しないという前提で今この絵を描いておられます。

まず、パターン一のように、国内消費量を増加

した場合、要するに、消費が伸びる、たくさん食べる、胃袋二つも三つもないという話がありますけれども、膨らまないんですけど、胃袋が大きくなるという前提であれば確かに減らないということあります。パターン二、これは胃袋が膨らまないので、せっかく作ったものがやっぽり売れ残って在庫になり、備蓄したり、若しくは廃棄をするというふうなケース。若しくは、何らかの形で輸出を大きく伸ばすことができれば、当然国内で生産量は減らすことがないということあります。パターン三は、そうではなく、やはり国内消費がそのまま輸出も伸びなかつた場合、在庫や廃棄もしたくない場合には当然国内生産量は減少するということになりますので、こういったパターン三つを考えたときに、一体どこに当たるのかということをもう一度検討し直す必要があると思います。

輸入量の増加による影響、複雑で総合的なプロセスを経てから現れてくるものと思われますが、これを見る限り、やはり生産量の減少は十分に起り得るという、想定し得るものだというまず前提に立たなければ、いろんな対策が打てないのでないかと思います。

そもそも、生産額が減るだけでも当然農家の方々の不安は大きくなるわけです。ところが、それに、いや、生産量は変わりませんからと何度言われても、理解ができないなければ結局説得したことにはならないわけであって、皆さん、腑に落ちていないから、こういった不安の声が今も続いているということです。

是非、こうした絵を見て、ますどうお感じになつていらっしゃるのか、お答えいただければと思います。

○大臣政務官(上月良祐君) 熊本県の例、そして矢田委員から御指摘があつたこの絵を見させていただきました。各県、それぞれに対応しておりますので、いろいろな県でいろいろな試算の仕方がある。大半の県は国と同じやり方をやっておられますがけれども、一部に県独自の考え方で試算をさ

れでいる県もあるといふことは十分認識いたしております。それぞれの考え方があるんだと思いますので、それに対して特にコメントはさせないことにさせていただいております。

矢田委員のお考えにつきましては、私も見させていただきました。非常に参考になるといいますか、大変勉強になる分析であるというふうに思つておられます。

その上で、我々の考え方なんですけれども、先ほど谷合副大臣も御答弁をさせていただきましたけれども、輸入品の置き換わりを見るという観点からやつているんですが、大変重要なことは、まず、一年で起こることと十年から二十年かけて起ることは、農業、特に農業という現場を抱えている産業としては大変重要な違いがあります。関税撤廃の例外をきちんと確保した、それから國家貿易の制度を維持できるようにした、それから大変長期の関税削減期間を持つてその間もセーフガードをきちっと張るようにさせてもらつたということは大変重要な意味があると我々も思つております。

その上で、まだまだ足りないといふ声は真摯に受け止めないといけないと思つておりますけれども、これ相当程度手厚い対策をやつしたことでもこれ事実でありまして、我々としては、現状、万全の対策を打つてゐるんだということなります。大いに議論もさせていただきて、私は途中段階では議論をする方というか要望する方でもあつたわけですが、相当手厚い対策をしていただいたことも事実だと思っております。

その上で、更に重要なことを申し上げますと、TPPの大綱は、これは先ほど滝谷さんから御答弁も一部ありましたけれども、総合的なTPP等の関連政策大綱の中に、一回限りじゃないと、要するに、我々はこういうふうに今見通しているわけですから、ただ、引き続き実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行つていくということを申し上げておりますが、必要な施策をやっていくんですね。これがもう総理も含めて御答弁なんということ、これはもう大変重要な意味があるといふふうに思つております。

をさせていただいております。そして、それに必要な予算も全体の中できちっと確保していくといふことをわざわざ一文立てていただいて、書いているわけであります。

だから、そういう意味では、実績の検証をちやんとやつていくと、その際に、矢田委員から御指摘のあつたようなこの示唆は大変示唆に富むものですから、十分に頭に置かせていただきて対応していく必要があるのかなと思っております。

○矢田わか子君 私が申し上げたいのは、とにかく国内の生産量は減らないと言いたいのです。みんな不安になるわけなので、減るかもしれないという、そういう前提に立つて、いろんなパートーンを想定してリスク管理をしてほしいというお願いなわけです。それを是非とも、もう一度改めてお願い申し上げたい。

そして、パターーン一のように、もし廃棄せずに、捨てない、捨てたくないですよ、みんな。一生懸命作ったものをなぜ捨てるようなことができますか。そういうえべやっぱり輸出を伸ばしていくしかないわけで、前回御指摘したとおり、農業競争力強化プログラムの中に、きちんと日本の商品、ブランド力をつけて輸出量を一兆円増やすんだというふうな目標数字も上げていらっしゃいました。したがって、こういうことに向かって、一旦国内の中での販売は減るかもしれない、けれども、是非皆さんこうやってやっていましょうと前を向けるような、そんな御示唆をお願い申し上げておきたいなと思います。

午前中も委員から攻めのTPPという言葉もありましたけれども、私たちがんじて待っているだけではなくて攻めていくんだと、輸出伸ばすんだということの旗印を掲げていただくことで、きっと皆さんの安心感が高まる、少しでも高まるのではないかと思ひますので、是非お願いを申し上げておきたいというふうに思います。

続いて、また重なつてしまふんですが、輸入の食品安全性についてお伺いをしていきたいと思ひます。

午前中も熊野さんから質問がありましたけれども、この輸入の食料品、必ず増加します。増加したときにその安全性をいかに確保していくのかと、いうことあります。

様々な安全委員会なるもので食品の安全性を担保していくというふうなお答えもありましたけれども、厚生労働省の平成三十年度輸入食品監視指導計画では昨年の四月から九月までの半年間の検査結果を発表されています。まず、検査体制、検査件数、それから違反した事例などについて簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

輸入食品についての水際段階における監視体制でございますけれども、まず、輸入事業者に対して、輸入前の事前相談に対応するほか、輸入の都度、届出を義務付けておりまして、検疫所ではこれに基づいて審査を行ふとともに、違反のリスクに応じた検査を行つてございます。

体制ということでは、このような輸入食品監視を行う体制としまして、全国の主要な三十二の海の港、海港や空港の検疫所に輸入窓口を設置するとともに、六か所に検査課、二か所に輸入食品・検疫検査センターを設置して、四百二十名の食品衛生監視員を配置してございます。

また、ただいまお尋ねいただきました。昨年の四月から九月までの輸入届出件数につきましては百二十二万五千件ございましたが、そのうち十万三千件について検査を実施いたしまして、違反件数は三百八十四件ということでございました。

○矢田わか子君 百二十二万件入つてきて届出があつて、検査したのは十万件、一割にも満たないわけであります。これをカバーするためには、行政としても、輸出国の生産段階からの対策を講じるというふうなことも含めて、法律違反防止に努力をしていただきたいというふうに思います。

今日、資料三をお配りしました。これ、六月に入つてきただけで、違反した事例を一覧表にしたものであります。違反事例としては、ここではアメリカが圧倒的に割合を占めております。そし

て、ベトナム、メキシコ等が並んでいます。六月だけの分であります。

見ていただきたいのは、アメリカのうち、ほとんどのものがアーモンドや落花生で、不適格の内容がアフラトキシンというものです。このアフラトキシン、調べますと、発がん性の物質、毒性を持つたカビなわけです。十分の一だけ引き抜いて、それを検査して、のけたとしても、あとのもしかしたら十倍のもの、九割、あとのものは日本の中にも流通しているかも知れないという、その怖さがあります。皆さんもアーモンドを食べますよね。私もローソンとかで買つて食べますけれども、もう食べなくなつてしまふ、怖い、アフラトキシンがあるのではないかという、この怖さがやっぱり皆さんにも付きまとつわけあります。済みません、変なことを言つたかも知れません。

とにかく、この流通している食品、たつた十分の一しか検査できないということについてもかなり不安があります。したがつて、こういったものを水際対策で当然検査していくだけではいけないんですが、熊野委員からもありましたとおり、もう検査員が四百名しかいない。これからもつと輸入量が増えるんです。四百名でカバーできるんだろうかと、本当に不安に思えてなりません。

是非とも、検査体制、整備をしていただきたいと思いますし、加えて、今は例えば検査するところのこん包、要するに荷ほどきをするようなことは、人でなくとも機械でできるようなことも、生産工程、パナソニック任せていたらありますので、そういうことも含めて、是非、機械を活用する。若しくは、科学検査についても A.I. とか I.C.T. を用いれば人を介さなくともできることがあります。より強い検査体制のその強化に向けて、是非何かあればお答えいただければと思います。

○副大臣(高木美智代君) お答えいたします。現行の輸入時の審査におきましては、輸入届出

がシステムでなされておりまして、我が国で使用が認められていない食品添加物を含む、そうした可能性のある食品など違反リスクの高い食品につきましては検査に該当するものとして自動的に分類されるなど、審査を支援するシステムを導入しております。また、残留農薬等の分析におきましては自動連続分析による終夜運転を行うなど、検査の迅速化を図っております。

さらに、今後の、委員御指摘のとおり、輸入食品の増加の可能性を踏まえまして、検疫所職員の資質の向上、また必要な職員や検査機器の確保などを、また、さらには適切な監視指導を徹底するための体制の整備、こうしたことに加えまして、輸入前相談というのがあります。これは、事前に違反食品の輸入を防止する効果が高いと言われておりまして、この輸入前相談の充実を図ることとしておりまして、輸入食品の安全性の確保に万全を期してまいり所存でございます。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

食品はやっぱり身近にあって、皆さん、国を信じて、普通に流通しているものは安全だと思って食べるわけです。口に入れたときに、それにもしないことはありません。もう一度申し上げますけれども、これだけ輸入量が入るという前提に立つて、是非とも検査体制の強化をお願い申し上げておきたいというふうに思います。

教授が指摘をされた点であります。

続いて、TPP協定におけるWTOの追加交渉への対応についてお聞きをしていきたいと思います。前回、これ、参考人の質疑で九州大学の磯田教授が指摘をされた点であります。

TPP協定、協定発効後の段階で働いてくる関税の見直しや規制の見直しに関する協議メカニズムが組み込まれているということで、TPP協定は、第七章の衛生植物検疫措置、S.P.S.の章において、WTO・S.P.S.協定の権利義務を制限するものではないというふうな記載がありますが、国際的な基準等に適合していない場合、より高い規制の水準に対じては、入ってきたときに、それ

を、これは駄目なんですということを客観的な、科学的な根拠に基づいていることを確保しなければ輸入を受け入れなければいけないというような規定になつております。

この条文に基づいて、輸出国側から日本に規制され、緩和が更に求められてくるんじゃないかという、そういう懸念があります。是非、このことについてどのように対応されるのか、見解をお聞かせいただければと思います。

○副大臣(高木美智代君) 従来の貿易上の食品安全に関するルールでありますWTO・S.P.S.協定におきましては、各国が自国の食品安全を確保するため必要な措置をとる権利を認めた上で、輸出相談というのがあります。これは、事前に違反食品の輸入を防止する効果が高いと言われておりまして、この輸入前相談の充実を図ることとしておりまして、輸入食品の安全性の確保に万全を期してまいり所存でございます。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

食品はやっぱり身近にあって、皆さん、国を信じて、普通に流通しているものは安全だと思って食べるわけです。口に入れたときに、それにもしないことはありません。もう一度申し上げますけれども、これだけ輸入量が含まれていたら、これほど不幸なことはありません。もう一度申し上げますけれども、これが輸入量が入るという前提に立つて、是非とも検査体制の強化をお願い申し上げておきたいというふうに思います。

教授が指摘をされた点であります。

日本で許されている化学指定系の食品添加物は四百五十四品目です。これに対して、アメリカは一千百四十八と倍以上の項目があります。日本が長年蓄積してきた科学的根拠を是非とも踏襲していただきたい、私たちが不安になるようなものが入らないようにお願いをしたいなどといふふうに思います。

時間が限られてしましましたので、最後に、是非、茂木大臣にお伺いをしたいと思います。

今後、大臣は、安倍総理大臣の意向によつて、TPPへのアメリカの復帰を呼びかけられるといふことになります。アメリカ、ライトハイザー氏

とでF.F.R.交渉、臨まれるわけでありますけれども、さらに、TPPは七年後に市場アクセス増大目的での関税削減とセーフガード適用に関する協議が義務付けられているということでもあります。

厳しい交渉が見込まれると思いますが、国会決議、関係者の意見などを尊重し、今日のこの意見も是非参考にしていただきながら、何としても国益を守るという視点で交渉に当たつていただきたいと思いますが、何か戦略等あればお聞かせいただけですか。

○国務大臣(茂木敏充君) 御指摘いただきました。日米間の新たな通商交渉でありますトーカス、フォーラム、フリーパートナー、アンド、レシプロカル・トレード・ディールズ、F.F.R.と呼んでおりますが、これから協議を始めるところであります。TPP協定におきましてもこの権利や義務を確認をしておりますが、そもそも我が国は科学的根拠に基づいて食品の安全の基準を定めておりまして、TPP協定の締結によって我が国の制度の変更が求められるものではないと考えております。

TPP協定

協定においてはTPPで合意したラインが最大限であると考えております。こういった立場を踏まえてライトハイザー通商代表との議論にも臨んでいただきたいと考えております。

また、御指摘のTPP協定にあります協定発効七年後の再協議条項につきましては、関税の撤廃であつたり削減の義務を我が国に負わせるというものではないと考えております。

いずれにしても、いかなる国との間でも国益に反するような合意はしない、こういう固い立場で交渉に臨んでまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 大臣、ありがとうございます。

大臣に日本の将来の農業や日本の将来の食の安心が懸かっていると言つても過言ではないと思つています。是非ともよろしくお願いを申し上げて、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○白眞勲君 立憲民主党の白眞勲でございます。まず、先日の予算委員会で我が党の福山議員が

安倍總理に質問した件で、官房副長官にお聞きいたしましたが、F15戦闘機、墜落した件につきまして、中止について我々が申入れを行い、二日間ではあるが中止、点検したと總理が御答弁されましたが、在日米軍司令部は、嘉手納基地を含め、在日米軍はそのような飛行中止の要請を受け取っておらず、申入れはしていなかつたんですね。この点について、昨日の党首討論で安倍總理は何かいろいろ答弁されていましたけど、要は、中止は申入れはしていないからです。

○内閣官房副長官(西村康稔君) お答え申し上げます。

まず、今御指摘ありました六月二十五日の参議院予算委員会におきまして、安倍總理は次のように発言をしているところでござります。F15戦闘機の墜落事故については、米側に対し、安全管理理、再発防止の徹底について強く申し入れ、米側は徹底的な点検のため飛行を中止した、そういう旨を明確に述べられているところであります。その上で、福山委員から、二日後に再開している等々更に問い合わせがあつたため、改めて總理から、様々な事件、事故が残念ながら発生したことは事実でありますと、我々としては、安全確保が第一であり、事件、事故が起こってはならない、そう考えておりますと。その上で、そこで、今回についてもですね、中止について、我々が申入れを行い、二日間ではございますが、中止をし、点検をしたということをございましたというふうにお答えしたものであります。その申入れの内容は最初の答弁で述べているとおりでありますと、申入れの結果、二日間中止を行つたということであります。

ですので、注釈を加えるとすれば、この二つ目の答弁の中止についてというのは、今回の米軍が措置した中止について説明をすれば、我々が申入れを行い、二日間ではございますが、中止をし、点検したという、注釈をすれば、間の言葉を言えば、そういう趣旨で答弁をしたものというこ

○白真勲君 だから、要は、安倍総理からではなくて、それとは言わなかつたということですね。中止について、今おっしゃつた、その安全管理云々かんぬんというのを強く申し入れたということは御答弁されています。だけど、中止をしてくださいよというはつきりしたことは言わなかつた、そこだけ確認なんですよ。

○内閣官房副長官(西村康稔君) 先ほど答弁をしたとおりでありますけれども、米軍に対しても安全管理、再発防止の徹底について強く申入れを行つて、米側は、徹底的な点検のため、申入れの結果、二日間飛行を停止、中止をしたというふうに承知をしております。

この安全管理、再発防止の徹底のためには当然飛行停止をして点検することもあり得るわけであつまして、現に結果として米軍は二日間中止をしましたということになります。

○白真勲君 だから、もう何度も、ここでTPPの話しなくちやいけないのでここで止めたくないんだけど、要は、中止は、していいないということを今も副長官はおっしゃつているわけで、中止してくれとは言つていませんんですね。

だから、安全管理はしてくれよね、そうしたら結果的に中止はしたんですよということを言つているだけであつて、やっぱり私は、ちょっとこれ、安倍総理言つちゃつたから、しようがないから、頑張つてテンパつているところはあるのかもしれないけれども、やっぱりそこは真撃に、中止ということは直接は申入れしていませんよ、ということはやっぱり言わなきやいけないと思います。

これ以上言つても、これは水掛け論になるからこの程度にしますけれども、もう一つ、IAEAの関係について、米朝首脳会談を受けて総理は、核関連施設などの査察は必要だ、日本政府が査察の費用を負担する考え方を示している。あるいは、河野大臣としては、安倍総理の意向も踏まえて、北朝鮮がIAEAの査察を受け入れる場合を想定して緊密に連携していくことを確認するとともに、査察の進め方や費用負担などについても意見

ここで、外務省にお聞きいたします。私が疑問なのは、北朝鮮が造ったんですよ、これ、様々な核関連施設。その査察の費用を、仮にIAEAが査察するにせよ、基本的に北朝鮮が造つたものなんだから、それは北朝鮮が負担するのが当たり前なんじゃないですか。これ、どう思われますか。

○大臣政務官(堀井学君) 北朝鮮の非核化は、我が国自身の安全保障上極めて重要な課題であると考えております。この非核化を進める上では、IAEAが有する検証についての知見を活用することが重要であります。北朝鮮の核の脅威がなくなくなることによって平和の恩恵を享受する国などが北朝鮮の非核化の検証のために必要な費用の一部を負担することは自然であると考えております。

こうした問題意識の下、今後、北朝鮮の非核化が進み、IAEAが北朝鮮での検証活動を再開する場合、我が国としても応分の支援を行う用意があるとの考え方であります。

なお、支援の具体的な内容については、様々な状況を踏まえて総合的に判断していく所存であります。

○白真勲君 堀井さん、私が聞いているのはそういう訳で、要は、北朝鮮が造つたものなのよ、それを査察するための費用を何で日本が負担しなきゃいけないんだと。日本はそれによって安全になるからですということもしませんが、本来は北朝鮮が費用負担するんじゃないのか、その辺りを明確にするべきなんじゃないかということなんですよ。もう一度御答弁いただきたいと思いますが、どうですか。

○大臣政務官(堀井学君) 先ほどの答弁の繰り返しとなりますがけれども、北朝鮮の核の脅威がなくなることによって平和の恩恵を享受する国などがあるからですということをもしませんが、本来北朝鮮の非核化の検証のための費用を、必要な費用の一部を負担することは自然な流れ、考えだと思つております。

○白真勲君 いや、だから、私が申し上げている

そこでは、副長官に今の話をちょっとと聞きたいと思うんですけれども、日本は北朝鮮の核開発とか弾道ミサイルで相当迷惑被っているんですよ。日本側が最初に負担したとしても、最終的には北朝鮮からもらうのが筋だと思いますけれども、官房副長官、どうですか。

○内閣官房副長官(西村康稔君) 今、堀井政務官から答弁したとおりでありますけれども、必要な費用の一部を負担する用意はあるということを、これはアメリカ側にも伝え、国際社会にも表明しているわけでありまして、その後、どういう形で費用分担をしていくのか、これは今後の国際社会での協議によるということです。日本としてはその用意はあると。まずは北朝鮮を非核化させることが大事でありますので、IAEAの査察が入ることが大事と。それについては、日本として応分の負担をする考えがあるということを伝えておるわけでございます。

○白眞勲君 いや、ですから、その後なんですよ。そこはいいんですよ。その後どうするのというの、その金。その金は最終的には北朝鮮からもらわなきゃいけないんじゃないかというのを私は、言つておるんですよ、これ。当たり前じゃありませんかと。

○白眞勲君 う二兆円ですよ、この国は、弾道ミサイル防衛で負担している金額だけ見ても。それだけの迷惑を被つていて、Jアラートでみんな避難したりなんなりしている。そういうことを考えたら、それは当然、最終的には北朝鮮側からもらうのが当たり前なんじゃないか、それが筋というものなんぢやないんですかといふことを言つておるので、その辺りについてどう思われておられますか。

○内閣官房副長官(西村康稔君) 二つの段階があると思うんですね。一つは、IAEAが査察に入つて、その査察を行っていく。そのためには、それがどのぐらいの規模のお金になるかは、北朝鮮が正確に申告してもらつて、全ての核施設を言つてもらつて、それに対して、それを全て破棄して非核化していくには、完全な非核化、CVI-Dをやるにはどのぐらい掛かるかという、その後の段階の議論と二つあります。

まず、IAEAが査察に入つてきちんと調べていく、そのための最初の段階のところについて日本はまずは用意があるということを申し上げております。

ただ、いざれにしても、その費用も、それから、その後、非核化のプロセスが進んでいく、完全非核化していく、これは巨額なお金が掛かるものと想定されますけれども、これについても、いずれにしても、国際社会で協議をして、どのような形で進めていくかということ、費用負担についても議論をしていくことになります。

○白眞勲君 そうなんですよ。だから、その後の件についてですよ、今で言う二つに分けたというう、その後の件についてどういうふうに費用を国際社会で分担し、その中で北に対してもどういう請求をしていくかとも考えていかなきやいけないんじゃないかな、それも含めるべきなんじやないかというのが私の質問なんです。その辺についてはどうでしょうか。

○内閣官房副長官(西村康稔君) 具体的な規模がどの程度になるのかも含めて、これから国際社会で協議をしてまいりますので、しっかりと協議をしていきたいというふうに思つております。

○白眞勲君 協議をすることがありますからしつかり協議するというのは当たり前の答えなんですよ、それは、その後にどういう、北朝鮮に對しても負担させてもらわなきやいけないよねという、念頭に置いておかなきやいけないと思つます。

国際社会でどういう結論になるか分かりませ

ん。北にそれだけの金があるかどうか、それも含めて、しかし地下資源もあるじゃないかと、どうするんだと、その辺に付いてしっかりと念頭に置きながらやるべきなんじやないか。その辺はどうでしょうか。

○内閣官房副長官(西村康稔君) 過去にリビアであるとか、いろいろな形、各国で行った経験もありますので、そういうことも踏まえながら各国でしっかりと協議をしていきたいと思います。

○白眞勲君 では、TPPについてお聞きいたしまして、秘密保持契約を結んだ上で交渉に参加したはずだと思います。この秘密保持契約そのものは現在至るまで公表はされていないということですけれども、この秘密保持契約の内容はTPP12のときから引き続き継承されているのかどうか、この辺の理解はどういうふうになつてあるんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(瀧谷和久君) TPP11協定ではそのままのようないわゆる秘密保持書簡は交わしておらないわけですが、それでもTPP11協定は、御存じのとおり、TPP12協定を組み込んだものでございます。その組み込んだ、つまり、条文の大半を占めている、その元々のTPP12協定のこの条文に関することにつきましては秘密保護に関する書簡が引き続き対象になつていると、こういうことでござります。

○白眞勲君 いや、ですから、TPP11はそれを継承しているものだといふに理解してよろしいんでしようかと聞いています。

○政府参考人(瀧谷和久君) 継承するという意思決定をしているわけではありませんが、12を組み込んでいるので、結果として条文についての様々な経緯等については秘密保持に、秘密保護に係る書簡が引き続き適用されると、こういうことでござります。

○白眞勲君 TPP等政府対策本部のウェブサイトには、ニュージーランド政府が公表して、政府

もほぼその内容に沿つてていることを認めている秘密保持契約のひな形が掲載されているということです。

その要約によると、全ての交渉参加者は、交渉テキスト、各國政府の提案及びそれに伴う説明資料、交渉内容に関する電子メール、その他の交渉の文脈の中で交換された情報については、各参加国は公開に同意しない限りは秘密のものとして保持されるという前提で提供されていることに同意するところ、一方、全ての交渉参加者は、TPP協定の効力発生後四年間又は協定が効力を生じない場合は交渉の最後の会合から四年間、これらの文書の秘密のものとして保持される予定であるとなつていています。

そうすると、前段の記述は、各参加国が公開に同意しない限り秘密は保持される、しかし、後段の記述は、協定発効から一定の期間、まあ四年と書いてあるだけでも、交渉過程は原則公開されることにしていて、何かこれどうなつてているんだろうなという感じがするんですけど、これちょっとと説明してくれませんか。

○政府参考人(瀧谷和久君) ひな形は公開されておりますけれども、実際に各國が何をどういう形で結んだかというのはこれは全ての国が公表しないということで、日本が交渉参加する前にそういう意思決定がなされたというふうに承知をしているところでございますので、まあ、四年間かどうかはともかくとして、いざれにしても、一定期間、秘密保持するという、そういう契約でござります。

その一定期間が経過した後、じゃ、どういう対応をするかということについては、その時点で締約国で十分議論しようとする、こういう形になつて理解しているところでございます。

○白眞勲君 いや、だから、その後もそうすると理解しているところでございます。

○政府参考人(瀧谷和久君) いわゆる、その後もそうかと考えている。そうすると、今までの交渉も話題になりましたけれども、いろんな国々がやはりかと考へていて、そうすると、今までの交渉経緯などをチェックしたいといった場合にこの秘密保持契約との関係はどういうふうになつてているんでしょうか。

○政府参考人(瀧谷和久君) 新規加入、まずは、その加入を希望する国に対してどういうような形で調整をするか、正式に加入した後どういう形で接するかということについて特段の決めがないので、午前中申し上げたとおり、これから発効までの間に各國とよくそこは詰めていきたいと。来月の首席交渉官会合でも十分そこは話題になるところだと思います。

○白眞勲君 ということは、話題になつていると

の辺りはどうなつてているんですか。

○政府参考人(瀧谷和久君) ニュージーランドのホームページにひな形が公開されたと、日本が交渉参加する前ですけれども、ニュージーランドが注釈を付けていたと思いますけれども、元々、外

か、まだ決めていない、詰め切れていない。そういう中で、今、さつきもあつたんだけれども、各参加国が公開に同意しない限りという話と、一定期間秘密を保持する、これ、各国が公開に同意しないということは、十一か国の中でもう一か国でも駄目だと言つたら未来永劫駄目になっちゃうんじやないかと。

そうすると、この一定期間との関係、これどうなつているんだろうなと、私はすごい不思議でしようがないんだけど、この辺ちょっとと説明してくれませんか。

○政府参考人(瀧谷和久君) 日本がTPP12の交渉に参加した後、例えば首席交渉官会合の日程と場所、これは一切公にしないというのだが、日本が入る前にそういう運用であつたわけすけれども、日本が交渉に参加した後、日本が他の十一か国を説得をして、首席交渉官会合がいつあるかと、私もが出席すると新聞記者が付いてくるものですからどうせ分かるわけなので、そこは公表しましよう。で、日本としては、毎日毎日記者会見していく、首席交渉官会合でどういう議論がされたかという概要是公表しますということを申し上げて、それは理解を得るのにかなり苦労、私は大変苦労したんですけども、十一か国を説得したがいまして、今後、あり得るべき情報提供の仕方、コミュニケーションの仕方等について各國とよく十分議論していきたいというふうに考えております。

○白眞勲君 情報提供の仕方については、米国の連分議論していくべきことですが、ここでもう一回西村内閣官房副長官にお聞きします。

内閣府大臣当時、その後撤回はしましたけれども、TPP協定の条文案について、米国連邦議員と同様に国會議員への閲覧を検討する考えを示していらっしゃいました。当時の発言の真意は何なのか。

そして、もう一つは、今はもちろん御退任されて官房副長官になられたわけですけれども、国会

には交渉過程の情報というのはほとんど提供されていません、最終的に協定は承認されている

と。西村副長官は、副大臣当時の平成二十七年五月十三日の答弁において、我が国は我が国の制度を前提とした対応を行うことが必要でございまして、今後どのような情報提供の工夫ができるか、

ちょっと途中省略しますけど、引き続き検討したいとおっしゃいました。そうすると、検討したんですか、その後、どういうふうに、何か引継ぎやらされました。

○内閣官房副長官(西村康稔君) 御指摘のとおり、二十七年五月に、私が内閣府副大臣でTPP交渉を担当しておりましたときに、詳細の情報開示に関する、相手国との信頼関係など一定の制約がある中で、今の秘密保持契約など一定の制約がある中で、今後どのような形で情報提供の工夫ができるか、これを検討していきたいという趣旨の発言をしたところでございます。

その後、政府として、もちろんこの点も含めてしましょう。で、日本としては、毎日毎日記者

会見していく、首席交渉官会合でどういう議論がされたかという概要是公表しますということを申し上げて、それは理解を得るのにかなり苦労、私は大変苦労したんですけども、十一か国を説得したがいまして、今後、あり得るべき情報提供の仕方、コミュニケーションの仕方等について各

國とよく十分議論していきたいというふうに考えております。

○白眞勲君 情報提供の仕方についても各国と十分議論していくべきことですが、ここでもう一回西村内閣官房副長官にお聞きします。

内閣府大臣当時、その後撤回はしましたけれども、TPP協定の条文案について資料を公表しましたところでござります。

現在審議中のTPP11についても、工夫しながら丁寧に情報提供、説明を行つておると承知をしております。

○白眞勲君 政府の言う丁寧というのは、丁寧、丁寧、丁寧、丁寧、丁寧などながら中身は申し上げられない

上げたいと思います。

農水省にお聞きいたします。

これ、もう何度も何度も言つてるので、私がもう最初の本会議から言つていたやつですよ。いまだに分からぬ。冒袋四つないよというやつですよ。

私の家に入つて、新聞の折り込みチラシにはこう書いてある。昨日一日限りということでお豪州産アンガスビーフ肩ロース百グラム当たり百九十八円と大きく出ていたんですよ。これ、TPPで例えば三割下がつたとすると、百三十九円になっちゃうんです。やっぱりこれ買いますよ、これは百グラム百三十九円ですよ。(発言する者あり)安い。自民党席からも安いという声があつた。やっぱりそれは買いますよ。あら、うちの子供にこれだつたらたらふく食わせられるわねつてなるわけですよ。やっぱり輸入量増えるに決まつているの。当たり前じゃありませんか、これいや、国産の品目も下がるからいいんだといったつて、やっぱり買いますよ。やっぱり買いますよ、財布と相談して、ということ。

もう一つは、今まで国産牛じゃないとなかなかねといふ人たちも、これだけ安いんだつたら買つてみようかしらという部分も出てくる。そういう部分も含めて、これ一言、副大臣、どうですか。○副大臣(谷合正明君) 度々御質問いただいているが、皆さんもなかなか理解していないがためあります。これが全部が輸入品かどうかということも、はつきりとは、定量的にはなかなかあります。これとて全部が輸入品かどうかという結論を出させていただいたということです。

なお、一般論においては、また関税削減等において、ただいてるわけでございます。そうした中で、一つ一つ、三十三品目の個別の品目を計算して、国内対策も加味した上で、置き換わらないと見込んだということなんです。

例えは、もちろん各委員会の要請に応じて理事會の場で委員の皆様方に対しても丁寧な説明を行つてきており、また、交渉中の公表テキストの概要を用いて一般国民向けの説明会も開催しているところというふうに承知をしております。さらに、

同年十月のTPP協定の大筋合意後も、直ちにどの国よりも詳しく協定内容について資料を公表しましたところでござります。

現在審議中のTPP11についても、工夫しながら丁寧に情報提供、説明を行つておると承知をしております。

○白眞勲君 政府の言う丁寧というのは、丁寧、

丁寧、丁寧、丁寧などながら中身は申し上げられない

ことを置いておるところでござりますけれども、重い影響試算でござりますけれども、これ、国境措置の変更に対する農林漁業の方々の不安を解消することが重要であるという観点から、輸入品が国産品に置き換わり得るかどうかという観点でお示しましたものでございます。

六月十四日には磯崎副大臣からも御答弁させていただいているところでござりますけれども、重い影響試算でござりますけれども、まず、農林水産省の影響試算でござりますけれども、これ、国境措置の変更に対する農林漁業の方々の不安を解消すること

がございますけれども、アメリカが離脱したにもかかわらず、どちらかというと希望的観測で輸入枠がそのままである。これ、当然最大の輸出国であるカナダなど、先ほど田名部委員がお示しになつておりますように、これはやつたというような形の声になるんだろうと思ひます。しかも、

アメリカは今、日本との二国間協定を望んでいます。

アメリカとの関係、あくまでもTPP復帰以外

よつて日本の農業の競争力も上がっていくことを評価した上で試算を行つたということでありま

す。国産品の価格低下により生産額の減少は生じるんだと、しかし、国内対策を講ずることで生産、所得が確保されて国内生産量が維持されると思ひ込んだということなんです。

は考えていない」ということによいのでしょうか。

また、今後、アメリカとの通商政策の動向を見据えながら、協定の改正ですか関係する事項の検討のために運用の見直しなどを求める理解してよいのでしょうか。

○国務大臣（茂木敏充君）　まず　四月のマーテ  
ラゴでの日米の首脳会談におきまして合意をされ  
ました、自由で公正かつ相互的な貿易取引のため  
の協議、FFRと呼んでおりますが、これは、日  
米間の貿易や投資を更に拡大させて、公正なルー  
ルに基づく自由で開かれたインド太平洋地域を実  
現するための方策について日米間で議論するもの  
であります。これから協議を始めるところであり

まして、今の段階で協議内容を予断することは差し控えたいと思いますが、日米両国が日米経済開発協議及びアジア太平洋地域の発展にいかに協力していくか建設的な議論を行い、レシプロカルでありますから、日米双方にとって利益となるような成果を目指していきたいと思つております。

一方、TPP11でありますから、これ昨年の二月二十三日にアメリカがTPPから離脱を表明するに至り、その後、残った十一か国でどうするかと協議を始めまして、三月の段階で、これは十一か国であつてもこのTPPを進める意義として効果は極めて大きいということで結束を確認して、TPPのハイスタンダードを維持しながら早期に合意をしたいということでありまして、基本的にはマーケットアクセスの部分、ここについては触らずに、ごく限られた知財であつたりとかそういうふた項目、二十二項目でありますけど、最終的にはそれについて凍結を行うということで合意をしたわけでありまして、その中のTPP協定の六条では、米国を含めたTPP協定が発効する見込みがなくなった場合等には締約国の要請に基づいて協定の見直しを行う旨規定をしている。今の段階でTPP12が全く発効しなくなつたとも発効するとも断言しているわけではなくて、両方の可能性は現実に残っているわけでありますから、そういう形を取つております。

これは、例えば米国との通商政策、この新たな動向などを踏まえて判断することになりますけれども、十一か国ある中で、締約国の「一か国だけでも、日本だけでも要請をすれば見直しが行われる、こういう規定になつております。

いまして、今も指摘がございました。農水産物における影響評価でございます。先ほど、谷合副大臣から不安を解消するためにという答弁がございましたけれども、全然不安が解消されていないんですね。そして、恐らく生産者の皆様からもそういう声が上がっているということで、どうしても私たちにはこの部分を再度お伺いしなきゃならないと思うんですね。

単純に考えまして、国内政策を打つことで九百億から千五百億円の影響が出るということでございました。だとすると、この国内政策を打たない場合の影響額というのは幾らくらいになるんでしょうかね。

私、やっぱり通常の場合、自分のうちのお都市

影響試算につきましては、現実に起こり得る影響を試算すべきものだというふうに我々は考えておりまして、そういう意味では、協定 자체の効果を加えて国内対策の効果も併せて考えるという考え方でお示しをいたしているところであります。

では本当に時々にきちっと検証していかなければならぬといふのは分かるんですけれども、ちょっと出だしから少し私は理解がなかなかできなかつたんですね。

〔理事藤川政人君退席、委員長着席〕

影響試算につきましては、現実に起こり得る影響を試算すべきものだというふうに我々は考えておりまして、そういう意味では、協定自体の効果に加えて国内対策の効果も併せて考えるという考え方でお示しをいたしているところであります。

〔委員長退席、理事藤川政人君着席〕

今、相原委員からいろいろと御指摘がありました。先ほども矢田委員にお答えをしたんですけど、国家貿易の仕組みを残したり、あるいは、一番重要なのはやっぱり長期間の期間を取つてると、十年以上、長いものでいうと二十一年取つているわけであります。農業は、きちっと対策を取つていくのも、やはりすぐに変われといつても変われない部分もありますので、きちっとそういうふうに期間を取つて、きちっとセーフガードも張つております。さらに、まだまだ足りないというお声は真摯に受け止めますけれども、相当程度手厚い対応をしていることも、これは事実なんだとございます。

その上で、さらに、このTPP等関連政策大綱の中でのことで、ここ大変重要な点ですけれども、これは委員の今御指摘の中にもありましたように、しっかり実績を引き続き検証していくんだということでありまして、そして、それを踏まえて所要の見直しを行つて必要な対策を取つていくんだと、そういうセットのアプローチにしてあるんです。一

では本当に時々にきちんと検証していかなければならぬといふのは分かるんですけども、ちょっと出だしから少し私は理解がなかなかできなかつたんですね。

〔理事藤川政人君退席、委員長着席〕

そもそも農水産物の生産額の影響というのが、政府はTPP協定と日・EU間のEPAにおける影響を別にしてゐるわけですよね。これ、現実には、両方が発効するということになりますと、輸入物はこれ国内で競合するという状況になつてくるんだと思うんですね。そうすると、これ、単純に合計したものとはやっぱり異なつてくるのではないかなど、影響額は、その辺はいかがなんでしょうか。

○大臣政務官(上月良祐君) TPP11と日EU・EPAの影響試算につきましては、それぞれにまずはきちんと説明をする必要があるということから、それぞれの協定ごとに、何といふんでしょうが、もう一方がない場合を含めてですね、含めて行つてはおりませんけれども、あえて申し上げれば、もちろん今委員から御指摘がありましたように、輸入をするとした場合のこちらの、何といふんでしようか、冒袋は一つであるということから、両協定を併せた総合的な試算というものは現在

しますと、もちろん足したものよりは小さくなるんだと思つております。

日・EUはまだ未署名でもありますので、今はTPP11の影響に基づいて議論をさせていただいているので、その後になれば、また政府全体の考え方の中で我々もしっかりと対応していきたいと思つております。

○相原久美子君

やはり、これ、先ほど熊野委員もちょっと指摘をされておりましたし、それから田名部委員も指摘されておりましたけれども、チーズとか何かはどこが強いのかとかいろいろあるんだと思うんですね、国によつて。そう考えますと、結局、このTPP11のみならず、日・EUのEPAも相当にやつぱり影響してくるということによって計算が変わつてくるんだろうと思ひますし、対応策もやはり変わつてくるんだろうと思つんです。是非、その辺は本当にしっかりと対応をお願いしたいと思います。

それから、TPP等の関連予算について伺いたい

と思いますが、政府は二十七年度の補正予算から三十年度の予算まで約一・七兆円をTPP対応といふことでの計上をしておりますが、この一・七兆円掛かる施策というのはどうですか

お話ししましたように、TPP11それから日EU・EPA、これの発効で更なる予算措置が必要になるのではないか。これは多分それぞれの省庁によつてもまた出てくるんだろうと思うんですけれども、その辺の検討というのは今後どうされていくのか、お願ひします。

○政府参考人(濵谷和久君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、総合的なTPP等関連政策大綱を実現するための予算という形で、私ども内閣官房の方で整理をした各省の予算、先生御指摘のとおり一兆七千億余でございますが、そのうち、農林水産省関係が九千七百億円余りというこ

とでござります。

政策大綱に掲げられた施策、二種類ございまして、今やつておりますよな二本柱でございまして、中小企業なんかの海外展開の支援、総合的なコンソーシアムをつくつて一体としてワンストップで支援をしていく、こういう施策と、それから、農林水産業の体質強化、これは発効前からやらる必要がありますと、そういうものでございます。

それに加えまして、発効した後必要となるもの

は農林水産業のいわゆる経営安定対策と称するものでございまして、例えは米につきましては、TPP等が発効した場合はそれによつて国別枠で輸入が増えますので、増えた分は備蓄米として国産米をその分量、全量買取ると。先ほどの矢田先生で言うとパターン二になるわけだと思いますけれども、国内市場の影響を完全に遮断するという

そういう対策を掲げておりますので、それは輸入量によって毎年の予算是変動するという形でございます。

それから、牛肉と豚肉の経営安定対策として、いわゆるマルキン、法制化するとともに補填率を引き上げると、いうことでございますけれども、これも実際の経営状況等によつて実際の額が変わつくるんだと思いますけれども、そういう形で、

実際の発効後は主として農林水産業の経営安定対策が従来からやつておつた体質強化対策に付け加わると、こういうふうに考へておられるところでございます。

○相原久美子君 是非、必要な予算は、影響が出る部分に対して対策を打たなきやならないということで、私ももしっかりとこの部分について

要請もしていきたいと思いますが、是非本当に十分な対策を取つていただけるようにお願いしたいと思います。

それから、TPP等の関連予算について伺いたい

と思いますが、政府は二十七年度の補正予算から三十年度の予算まで約一・七兆円をTPP対応といふことでの計上をしておりますが、この

お話ししましたように、TPP11それから日EU・EPA、これの発効で更なる予算措置が必要になるのではないか。これは多分それぞれの省庁によつてもまた出てくるんだろうと思うんですけれども、その辺の検討というのは今後どうされていくのか、お願ひします。

○政府参考人(濱谷和久君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、総合的なTPP等関連政

策大綱を実現するための予算という形で、私ども内閣官房の方で整理をした各省の予算、先生御指摘のとおり一兆七千億余でございますが、そのうち、農林水産省関係が九千七百億円余りというこ

とでござります。

ほど熊野委員からの検疫体制の部分について質問がございまして、確かに輸出をする中小企業にて、時間の短縮ということでのメリットはあるかと思うのですが、逆に言えば、輸入する側、我が国ですね、現在の検疫通過平均九十二時間と言われています。TPPの場合、原則四十八時間以内に国内に流通させると、このような事態に対応する施策も必要かと思ひますけれども、いかがお考えになつておられるか。

それからまた、前回も指摘させていただいたん

ですが、食料自給率ですね。私たち本当に考

えが必要があるかと思うんですね。命を守る役割も

ともに、農地というものは環境保全に大切な役割も

果たしています。このまま離農者が増えて耕作放棄地が増えていくことは、国土保全の意味からも

決して良い状況とは言えないだろうと思つております。

政府として、農業政策が農家を守ることばかり

でなくして、農地の多面的役割が国民生活を守ることにつながっているということを日々的に周知す

る必要が今まさにあるのではないかと思っておりま

すので、その辺についてのお考へ方も知りたい

と思います。

○副大臣(高木美智代君) それでは、まず輸入食

品の安全性につきまして申し上げさせていただき

ます。

この輸入食品の安全性確保は、食品衛生法に基

づきまして、三段階で対策を実施しております。

すなわち、輸出国段階、また輸入時の水際段階、

そして国内流通段階となつております。特に、水

際段階におきましては、輸入事業者に対して、輸

出を義務付けておりまして、検疫所ではこれに基

づき審査を行つとともに、違反リスクに応じて検

査を行つているところでござります。

今後の輸入食品の増加の可能性を踏まえまし

て、一つは、添加物や農薬等の多様化に対応する

ための分析技術研修などを実施することによりま

して、検疫所職員の資質の向上、また輸入届出の

審査や検査に必要な職員、そしてまた分析機器の最新機器への更新も必要ですし、そうした検査機器の確保など、適切な監視指導を徹底するための体制の整備に加えまして、さらに事前に違反食品の輸入を防止する効果が高いと考えております。

また、先ほど四十八時間というお話をございました。TPP協定におきましては、可能な限り物品の到着後四十八時間以内とされておりますが、輸入の要件が満たされない場合まで、物品の到着後四十八時間以内に物品の引取りを許可することを求めるものではないと考へております。このため、食品衛生法に基づく審査や検査などを実施した結果、到着後四十八時間を超えたとしても、協定に違反することはないと考へております。

○大臣政務官(上月良祐君) 農業は、食料供給の機能以外にも、農村で農業生産活動が行われることを通じて様々な機能を發揮をいたしております。委員が御指摘ありましたように、多面的機能、大変我々は重要だと思つておりますけれども、食品衛生法に基づく審査や検査などを実施した結果、到着後四十八時間を超えたとしても、協定に違反することはないと考へております。

○副大臣(高木美智代君) それでは、まず輸入食

品の安全性につきまして申し上げさせていただき

ます。

この輸入食品の安全性確保は、食品衛生法に基

づきまして、三段階で対策を実施しております。

すなわち、輸出国段階、また輸入時の水際段階、

そして国内流通段階となつております。特に、水

際段階におきましては、輸入事業者に対して、輸

出を義務付けておりまして、検疫所ではこれに基

づき審査を行つとともに、違反リスクに応じて検

査を行つているところでござります。

今後の輸入食品の増加の可能性を踏まえまし

て、一つは、添加物や農薬等の多様化に対応する

ための分析技術研修などを実施することによりま

して、検疫所職員の資質の向上、また輸入届出の

審査や検査に必要な職員、そしてまた分析機器の最新機器への更新も必要ですし、そうした検査機器の確保など、適切な監視指導を徹底するための体制の整備に加えまして、さらに事前に違反食品の輸入を防止する効果が高いと考えております。

また、先ほど四十八時間というお話をございました。TPP協定におきましては、可能な限り物品の到着後四十八時間以内とされておりますが、輸入の要件が満たされない場合まで、物品の到着後四十八時間以内に物品の引取りを許可することを求めるものではないと考へております。このた

いただきたいと思います。

○相原久美子君 ありがとうございます。

今、人員体制のことでお話ございました。先ほども指摘された委員がいらっしゃったわけですが、今なかなか公務員の定数の問題で非常に厳しいというような人事局のお話もございましたけれども、事やはり食品の輸入に関しましては、私はやっぱり国民の安心、安全の担保になるものだと思っておりますので、是非力を入れてここの部分の人員確保をお願いしたいと思っております。

それから、雇用分野についてお伺いしたいと思

います。

TPP協定発効による雇用分野は、安倍総理のお話によりますと、雇用については四十六万人の雇用創出が見込まれると答弁をされていました。どの分野で増えるのかお伺いしたいと思いますし、また、現状では労働力不足が予測されることによって、外国人労働者の受け入れなども議論をされてきています。先日の私の質問の中にも入れさせていただきましたが、なかなかこれが低賃金労働の状況にあるということで、それがやはり広まつていくことによって、結果、国益にはかなわないという状況になりかねないのですから、この辺についての観点もお伺いしたいと思います。

○政府参考人(瀧谷和久君) 先ほども御答弁申し上げたとおりございまして、GTA-Pのモデルを使って試算したわけでございますが、貿易、投資が促進することで所得が向上してGDPが増え、その結果として賃金が上昇する、実質賃金が上昇すると、○・八という弹性値を使いまして、その分労働供給が増えると、こういう試算をしているところです。

GTA-Pというモデルは完全雇用モデルでございまして、これはマクロ経済上の一定の仮定に基づく試算なわけですねけれども、したがいまして、完全雇用でありながら労働供給が増えるということは、今まで働いていなかつた人が賃金水準が上がることに伴つて働き始めると、こういう

想定を置いているものでございます。

賃金が上がると、これ経済学的に二説あります。所得効果、代替効果とあって、賃金が上がるから働き始めようという人と、賃金が上がるならその分余暇に回そうという、この両方の説があるようでございますが、日本の場合、実証研究を踏まえて○・八という弹性値を置いて、労働供給が増えるという、そういう前提で試算をしているものでございます。

したがいまして、これは從来働いていなかつた人たちが新たに市場に参入するということであつて、それがどういう賃金の人なのかとか、あるいは外国人なのかという、そういうことで特段の想定を置いているものではございません。ただ、TPP発効後の世界は、モデル上は今より豊かな世界というのを想定しておりますので、当然賃金水準は今より上がっている、こういうことでございます。

○相原久美子君 本当にバラ色の世界になるとよいのですが、様々な方たちがいろいろな方面から指摘をされているこの課題をクリアしなければなりません。相原久美子君 本当にバラ色の世界は来ないということになります。

そして、私たちは次の世代にやっぱり責任があ

るわけです。ですから、我々がこのTPP発効に

懸念のある部分について明らかにしていかなければならぬということになります。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。私は、前回の続きからやらなければならないことがあります。TPP協定第六条の協定見直しについて

分にのみ行っていたのですから、この言葉の使

いようというのを、今後様々な文書等々も作られるかと思いますけれども、やはりしっかりとこれは、失礼のないようにということばかりではなくて、我が国としてやっぱり人権尊重の国であると、いう思いを是非受け止めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○内閣官房副長官(野上浩太郎君) 委員御指摘の

外国人材の活用という表現については、今月十五

日に閣議決定しましたわゆる骨太の方針二〇一

八において、観光立国実現等の項目で外国人材

の活用を推進するという表現を使用しております。

一般に、人材とは才知ある人物、役に立つ人物

という意味であり、活用とは生かして用いるとい

う意味であると承知をしておりますが、今回の骨

太の方針における表現について、政府としまして

は、有能な外国人の方々の能力を十分に生かして

いただけるよう、雇用や生活においての受け入れ環

境を整備するなどしてその受け入れを推進していく

ことになります。

第六条は、アメリカのTPP離脱が決定的に

なった場合に見直しができるとしています。アメ

リカ抜きのTPP11でありますから、これまでもあ

りましたとおり、日本政府は、牛肉や豚肉の輸入

量が急増した際に発動するセーフガードの基準さ

えも、アメリカからの輸入を見込んだTPP協定

の基準のままに合意をいたしました。

このことを何度もいろいろな委員会で問われて、

なった場合には、就労、勉学等様々な目的で外国人

の方が在留されておりますが、その方々の人権が

保護されなければならないのは当然のことである

といふふうに思います。

我が国には、就労、勉学等様々な目的で外国人

の方が在留されておりますが、その方々の人権が

保護されなければならないのは当然のことである

といふふうに思います。

いずれにしても、政府としては、新たな外国人

材の受け入れに当たっては、人権尊重の観点を踏ま

え、我が国でその能力を十分に生かして就労して

いただけるように、受け入れ環境の整備等しっかりと

行つてしまいたいと考えております。

○相原久美子君 まだまだ幾つか投げかけていた

のですが、時間がなくなりましたので、またの機

に行つてしまいたいと思います。

最後に、私、皆さんが、能力のあるとか、それ

から意欲のあるとかとおっしゃる、この意味合い

がどうも好き嫌いで言うと好きではありません。

なぜなら、農業に携わっている方も林業に携わっ

ている方たちも、皆さんまず生活権を得るために

すか。

○国務大臣(茂木敏充君) まず、TPP11協定の

第六条であります。アメリカが云々といふより

も、このTPP12が発効することが見込まれる若しくは発効する見込みがなくなつた場合にどうするか、このことを規定した形になつております。それで……（発言する者あり）そうおっしゃつたので、そのように確認をさせていただいているところであります。

その上で、昨年十一月八日からのベトナムのダナン会合の件について御質問ありましたので、これ、大筋合意に向けて、長時間にわたります緊迫して複雑な調整が予想され、各国の主張も状況を見つめ変わってくる性格のものであります。また、会議も、閣僚会合をずっと開いているといふよりも、閣僚会合の途中にショートブレークを入れる、そして、バイの会談で利害関係国と調整してまた全体会合を開くと、様々なプロセスを経る、そういういた閣僚会合がありました。実際、二日目の夕方から夜半までに及びました。

閣僚会合で、一旦大筋合意したものが御案内のとおりカナダによつて翻つて、その次の日、十日の夕方から五時間以上掛けて一項目ずつ確認をして改めて大筋合意に至ると、こういう、言つてみるとシナリオのないドラマと、こういつた閣僚会合であつたわけであります、実際に。

その際に、議事録を作成すると各国間の事前合意も成りませんでし、実際にも相当長時間にわたります調整、協議の内容を各国の確認を得て作成したものはございません。三日間十六時間に及びます会合の最終的な成果でオープンにしているものは合意文書の形で反映をされているところであります。ダナンにおける合意文書は閣僚声明の附属書のⅠとⅡとして公表いたしております。これが実態でありまして、通商協定、これは最終的には合意されたものが全てであると考えております。

○田村智子君　だから、その中で、セーフガード発動基準の見直しがこういう場合に行われますなんという約束事の文書はないじゃないですか。しかも、それだけ今大臣が言われたような難しくて

複雑で何度もわたらる協議だったら、なおのこと

メモが残されて日本政府の中で引き継がれなかつたら主張することができないぢやないですか。そういうことを聞いているんですよ。複雑な交渉をまとめられたという御努力は、大臣なりの御努力を別に否定しません。それだけ複雑だつたら記録が必要でしようと聞いているんですよ。

仮に、セーフガードの基準についてTPP11の交渉の過程で日本側の方が見直しをそもそも求めていたんだと、ところが他国から異論が相次いだのでまとまらないと、それじゃ分かつたと、セーフガードの基準はそのままにするけれども、アメリカが決定的にもう入つてこないと分かつたらもう一度協議をお願いねと、仮にこういう交渉過程があつたのならまだしも、日本側が見直しを元々主張していたと、違うじゃないですか。報道を見ると、日本側はそもそも見直しとかほとんど何も求めずに、できるだけ早くTPP12の形のまま

での発効というのを求めていたという報道ばかり  
私たちは接しているわけですよ。  
じゃ、セーフガード発動の基準について見直し  
が必要だということを主張されたということです  
か、TPP11の交渉の過程で。

形で協議をして合意に至ったかということでありますけれど、昨年の一月二十三日にアメリカがTPPから離脱をすると（発言する者あり）聞いてください。その中で、十一か国はどうするかということについて三月に協議をいたしまして、米国が離脱をしてもなおこのTPPを実現する意義そして効果は大きいということで、TPPのハイスタンダード、これを維持しながら早期に合意をしたいということでありますし、基本的にはマークシントアラベスコの邪すは虫らぬ、こ、その部

分についてはT P E 12を組み込むという形にして、最小限の凍結項目、知財を含めた二十二項目について最終的には凍結ということになったわけでありますけど、そういう合意をしたわけであり

ます。

日本だけではなくて、TPPワילד枠、これについて要望を持つている国はあるわけでありまして、それにつきましては六条を規定しましようということを言いました。そして、箱根会合以降、数次にわたります首席会合、交渉官会合のたびに、また各国のNC、首席交渉官が日本を訪日し

たり首席交渉官が会うたびに、日本の立場も、また相手国の立場もあります、そういうた主張をさせていただいて、日本がこの六条についてどのような要請を持つてゐるかということについてはしっかりと各国の理解を得られていると。

そういうた理解を踏まえて、ダナンの会合におきましては、私から、確認の意味も含めて、累次御報告申し上げてきましたような内容につきまして閣僚会合で説明をさせていただいた。そのときは共同議長をやつておりましたけれど、共同議長の立場からこの場は離れて、日本の閣僚として発言を

させてもらいますということでその趣旨の発言をして、各国からも異論がなかつたということであります。この六条につきましては、各国がそれの要望を持つてゐる、そして日本の要望につきましても十分な理解が得られていると、そして、このTPP-11協定合意に至ります過程で各國

○田村智子君 かなり我慢強く聞いたんですけども、セーフガード発動基準の見直しが必要だということを日本側が主張したのかと聞いたんです。  
○国務大臣(茂木敏充君) 先日発言させていたただいたとおり、きちんと発言をいたしております。  
○日付署名 (元日の名前) 二〇一九年二月二日

セーフガード発動の基準の見直しが必要だといふ主張はされたんですね。発言はなかつたと思うので改めて聞いているんです。

○委員長(柘植芳文君) 速記を止めてください。

○委員長(柘植芳文君) 速記を起こしてください。  
〔速記中止〕

○我が国としては、TPP全ての締約国を対象とした関税割当て数量及びセーフガード措置の発動基準を見直す、このように答弁をさせていただいております。

○田村智子君 微妙に擦れ違つているような気がするんですけど、その交渉のときに、そもそもTPP11の協定の合意事項でセーフガード発動の基準の見直しをして協定を結ぶべきだという主張を交渉過程の中でされたのかというふうに聞いてい るんです。

○國務大臣(茂木敏充君) 先ほど申し上げたよう

に、TPPと11協定をどう進めるかということになります。まことに、TPPは今後どうしていくかということにつきましては、昨年一月の二十三日に米国がTPPから離脱を宣言をする、そういう中ので、残り十一か国は今後どうしていくかということにつきまして協議を行いまして、米国抜きでも、TPP、これを進めることの意義、これは非常に大きいということになります。

とで、TPPのハイスタンダードを維持しつゝそれを早期に実現することが重要だということで、TPPのマーケットアクセス部分については基本的に触らずに、ハイスタンダードを維持しつゝ早期に合意をするという形の中で協議を進め、合意に至つたものであります。

○田村智子君　触らないという協議をもう最初からやっていたということじゃないですか。

いや、もう次、聞きたいことがありますので、それじゃ、アメリカがTPPから完全に離脱で、ちょっと違う立場になりますが、

いう判断基準についても確認したいんです。こうしてTPEそのものの発効が見込みがないとPPが発効しないという判断になるんですね。○政府参考人(瀧谷和久君) 済みません、おとと

いも御答弁させていただきましたけれども、元々  
こういう懸念があるのは、アメリカの通商政策の  
新しい動向によって、TPPワайдの今の枠、こ  
れが現在の割当て枠を超えるようになるとなる  
と、そういう懸念。つまり、TPPの別枠でまた  
新しい枠が、また新しい数量分が出ててしまうと  
うことになるとそれは非常に困るというのが元々  
の関係者の懸念であつたわけでございまして、そ  
のような懸念が現実のものとなる可能性が非常に  
高いと判断される場合、これは日本が判断すれば  
締約国の一人として第六条発動するということで  
ござりますので、そういうことでござります。  
○田村智子君 具体的に聞いているじゃないで  
すか、具体的に。  
　どこかの答弁で、TPP参加国とアメリカとの  
二国間交渉、これがもう合意なのが始まつたとき  
なのか分かりませんけど、こうなるとTPPとは  
別の交渉で別のことが決められていくから、これ  
はもう完全にアメリカは戻らないと、TPPは發  
効しないという判断になり得るというような答弁  
を読んだ覚えがあるんですけども、この理解で  
よろしいですか。  
○政府参考人(瀧谷和久君) 確かに別な場所の答  
弁で、例えば米国がTPP諸国と個別に貿易協定  
交渉を始めるなど、通商政策の動向を踏まえ、米  
国を含めたTPPが発効する見込みがなくなつた  
場合等と、これを一つの例示として答弁してい  
るところでございます。  
　ただ、例えば、これ全くの例えでありますけれ  
ども、新しい貿易協定といつても、投資に関する  
ものだけであれば例えば乳製品の枠はおよそ関係  
ないわけでござりますので、先ほど申しましたと  
おり、それに加えて、実際にTPPの枠数量に影  
響を与えるという、そういう懸念が現実のものと  
なりつつある、こういう場合に判断するということ  
とでござります。  
○田村智子君 そうすると、これ、どこかつて非  
常に難しいと思うんですよ。交渉が長期化、例え  
ばTPPの参加国と、日米もいいですよ、交渉

する。だけ、たとえ交渉で、具体的にその交渉が始まつていつたとしても、いやいやまだ例えば牛肉とか豚肉とかそういうことが合意になつていいんだからこれは違うというふうになつちゃつたりとか、ほかの国だつていろんな考え方を持ち出す場合がありますよね。

一体どこでこの見直しということができるとう判断になるのか。これ、どんな合意になつていてるんですか。

○政府参考人(瀧谷和久君) 合意といいますか、第六条は、元々締約国が第六条の発動、一つの締約国ができると、恐らく通商協定の中ではかなり異例な規定だと思いますけれども、一義的にそれを要求する締約国がまず判断するということをございます。そこは各国にも説明をして、第六条の規定ぶりから見ても、そこは十分理解されたといふふうに考えております。

○田村智子君 いや、理解されていないんじやないかと本当に思うわけですね。

大臣がずっと繰り返し御答弁になつてているように、相当難しい協議であった。しかも、この見直しができるぞというその判断基準も極めて曖昧と言わざるを得ません。それなのに、何の議事録もない、日本側でいえば、メモも私たちに存否も明らかにしないと。これ、非常に私、無責任だとと、こう言わざるを得ないです。

例えば牛肉ですよ。輸入量の推移を見てみれば、BSE問題でアメリカ産の牛肉の輸入が規制をされたら、途端にオーストラリア産の牛肉が大きく伸びて置き換わったわけですよね。TPP11で低税率の牛肉、豚肉の輸入が米国抜きで始まれば、当然米国産からの置き換えをカナダ、ニュージーランド、オーストラリアなどが狙うのはこれ明らかです。一方で、BSE問題とは異なるわけですから、アメリカ側からの輸入を規制するわけでもないわけですよ。当然、トランプ大統領は自国の貿易赤字を重大問題としているわけですから、牛肉などについても対日輸出をより増やすそういうふうにしていくことはこれまで目に見えて

いるわけですよ。

TPP 11を急ぐ余りに、セーフガード発動の、さつきのマークетのこの枠と茂木大臣おつしやつていましたけれども、そこに手を付けない、これは余りにもひどい、余りにも農業について置き去りにした合意だとこれ言わざるを得ません。こここの点は引き続き追及しなければならないと思います。

その上で、対米交渉について確認いたします。

TPP協定では、アメリカに対し、例えばミニマムアクセス米の外枠で、お米の五万トン、これが発効時、そして十三年目で七万トンという国別輸入枠をTPPで決めました。ミニマムアクセス米のうち主食用米の輸入量というのは、昨年見えてみると全体で十万トン、そのうち六万トンがアメリカですから、このTPPで決めたアメリカ枠となるのは大きいんですよ。決して小さくありません。

このミニマムアクセス米の外枠の輸入、国別枠、またアメリカがTPPに加わらない限り、そうですね、これはアメリカがTPPに加わらない限りは認めないとということです。同じく、牛肉、豚肉のTPP協定での低関税、これもTPPにアメリカが戻らない限り、二国間交渉の中でもこんなことは議論できないと言つて、はねつけるということによろしいですか。

○政府参考人(灘谷和久君) 分かっている事實を申し上げれば、TPP協定にあるアメリカを対象とした国別枠、これは、現在アメリカはTPPに参加しておりません、発効するTPPに恐らく最初からアメリカがないという形になりますので、アメリカがいない場合は、つまり締約国になつていない場合はアメリカ向けの国別枠は全く適用されないと、これは明らかであります。

FTRで今後どういう議論がされるかといふにつきましては、先ほど大臣が申したとおりでございまして、農業について決して国益を損ねることのないようしっかりとやっていくということに尽きると思います。

○田村智子君 農水省に先日レクで聞きましたら、それもあり得ないと、農水省はそういう立場で私に説明しましたよ。TPPに戻らない限り、ミニマムアクセス米の外控で五万トン、こんなことはあり得ませんと。二国間交渉でこんなことが話し合われて合意されることはあり得ませんと、農水省はそう私の説明しましたよ。違うんですか。

○國務大臣(茂木敏充君) TPP11につきましては、今、瀧谷統括官の方から話があつたところであります。さらに、何度も申し上げておりますが、今後、アメリカとの間で行われます新たな通商協議、FFR、私とライトハイザー通商代表との間で行われるわけであります。今、いわゆる協議事項をどうするかと、TORと呼ばれるものであります。これも事務方で調整中という段階であります。議題も決まっていない。これから協議をする段階で予断を持つてどういうことはします、どういうことはしませんと申し上げるのは差し控えたいと思つております。

○村田智子君 上月政務官、それでいいんでしようか。TPPの枠だから五万トンと決めたんだと、TPPに入らなかつたらこんなのも無効だとか、二国間交渉でこんなこと決められていつたら、TPPにはしがみつく、その上、アメリカとの二国間協定でも五万トンの枠はあり得るかもしない、こんなことでいいんですか。農水省は違うと言いましたよ。私に。どうですか。

○大臣政務官(上月良祐君) FFRの交渉については今、茂木大臣からお答えしたとおりであります。日本国としては是非TPP、11じやなくて12に戻ってきてほしいというふうに思つてているわけですから、そのことも含めてこれからしっかりと交渉していくたゞくことに尽きたと思つております。

○田村智子君 これじゃ、譲りつ放しになり得ますよ。とんでもない答弁ですよ。驚きましたね、農水省の説明と全然違うので、ちょっとびっくりしましたけれども。

トランプ大統領、批准しないというふうに明言しましたけれども。

をして、でも、TPP前提としない一国間協議をかじを切る。なのに、TPPで約束したものもこれまで話合いの対象になり得るということになっちゃいますよね。五万トン拒否する立場は取らないといふことなんでしょう。茂木大臣。あらかじめ言えない立場だと言うのかもしれないですがれども、これもう本当に譲りつ放しになる危険性が本当にあるというふうに言わざるを得ません。

力えて言えますと、そもそも戻ってくる可能性があるという立場を日本政府取つてはいるものだから、TPP協定でアメリカと結んだサイドレター、これ、事実上実行しているんじゃないだろうかと思えるような動きを私は感じます。例えば、保険等の非関税障壁に関するサイドレター、対日投資を行ふに当たつて外国投資家や利害関係者から意見、提言を求め、その意見を検討、実行するため規制改革会議に付託し、規制改革会議の提言に従つて措置をとるなどの約束が含まれています。

日本再興戦略二〇一六では、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進められた。新たな規制・制度改革手法の導入ということが掲げられているんですね。その中では、外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取り組みが開始できるものについては年内に具体的策を決定し、速やかに着手するなどなど盛り込まれて、実際に、規制改革推進会議、未来投資会議、対日直接投資推進会議などでは外国企業の

トップなどを構成員に加えての検討というのが進められています。

麻生副総理とペンス副大統領による経済対話でも、日本の医療政策に重大な影響を与える薬価制度について協議が現に行われています。ライフサイエンス・イノベーションに関する償還政策について意義ある透明性を引き続き確保するという約束、これが麻生副総理とペンス副大統領の経済対話の中での約束なんですが、ここで言う償還政策というのは日本の公的医療保険制度のことを目指します。そして、透明性というのは、新薬の

価格決定であるとかその価格が日本の制度に基づいて下げられていくときに、アメリカ側は常に透明性が欠如しているということを日本の側に何度も要求を伝えてきているという問題なんですよ。これ、日本の公的医療制度さえも日米間で引き続き協議の対象と現になつてているわけです。

実際、規制改革推進会議でどんな方が、TPP協定が合意になつてから行われているのかなど、うのを見ても、ATカーニーの方とかゴードン・ブラザーズ・ジャパンの方とか、あるいは在日米国商工会議所、米国研究製薬工業協会、こういうところが次々に参加して現に議論に参加している、意見を述べている、こういうことになつていいわけですね。

これ、政府は、TPP条約が発効していないけれども、アメリカとのサイドレターに記されたアメリカ側の要求に既に応えるということをやつているんじゃないですか。

○政府参考人 濵谷和久君) 御指摘いただいたサイドレター、二年前の特別委員会でも随分御議論の対象になつたところでございますけれども、そもそも国際約束を構成しない文書でございます。日米双方の理解を確認したという性格のものでございまして、国際約束を構成いたしませんので、そもそも今効力があるとかないとかという議論の対象にならないというふうに理解しているところでございます。

このサイドレターの内容は、委員もお話しございましたが、外国人投資家を含め、國の内外を問わず、広く規制改革に関する提案を受け付ける、これは元々規制改革会議の從来の役割を確認したものにすぎないものでござります。したがいまして、そのサイドレターが発効しているのかどうかとか、あるいは自主的にやっているのかと、そういうことじやなくて、外国人投資家を含めて広く規制改革に関する意見を受け付け、その実現可能 性に関する関係省庁からの回答とともに検討し、

のよう承知しているところでございます。

（OE 材替二章）  
もう一点、TPP協議と並行して日米間で交わされた四つのサイドレター。このうち、自動車の

非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡、また保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡。これも法的拘束力のない約束とされていますけれども、TPP協定が両国について効力を生じます。

る日までにこれらの成果が実施されるという約束になつてゐるんですよ。

り、国際約束を構成しない文書でございますの  
うのサインレター、措置を実施していくというう  
場なんですか。

で、あくまでも我が国としては我が国としての自  
主的な判断でやっていくと。ちなみに、自動車の  
並行交渉に関するものは TPP 協定の中に日本自動  
車付録として組み込まれておりますので、これ  
は TPP が発効しないと発効しないということに

○田村智子君 これ、戻つてきてください、戻つてきたださいといつて、アメリカ側の要求で現在いろいろなことが進んでいると。そういう立場の下で二国間協議やられたらどうなるかですね。

れ、戻つてこなくとも五万トンの輸入枠はもしかしたら生じてしまうかもしれないという、そういう危険性さえ指摘をしなければなりません。本当にこれでは足下を見られた交渉にならざるを得ないんじやないかという危惧をしなければなりません。

前回質問できなかつた農林水産物の各品目についての影響、その試算について私も質問いたします。  
これまでずっと議論にありました。例えば牛肉

の生産減少額は約二百から三百九十九億円、豚肉は約百二十四から三百四十一億円などござ  
る。

は五百二十四から二百四十九億円などと、こういう品目について生産減少額というのを確かに農水省出しています。これは、関税引下げによって

輸入品の価格が、国内での販売価格が下がる、日本の影響で国産の農産物の値段が下がる、その影響額を示したものだという理解でよろしいですか。

○大臣政務官（上月良祐君） そういう御指摘のとおりでございます。

○田村智子君 価格が下がるんですよ。だけど、コスト削減や農業支援策によつて国内農家は価値を下げに耐えることができる、あるいは、高品質で勝負できるので輸入品に置き換わらない。言つてみれば、耐えて耐えて、価格競争に耐えて耐えて耐ら

て耐えることができる、だから国産品の生産量は減らない、だから生産減少率はゼロ%。こういう理解でよろしいですか。

な対策をしつかりやつていって、もちろん頑張つていただくところは頑張つていただいて、それを耐えると言うのかというのではありますけれども、基本的な枠組みとしては今おつしやったような形でございます。

○田村智子君 やつと理解ができました。私も、ずっとこれどういう意味なんだろう、その影響等、口つてどういう意味なんだろうというふうに思つていたんですけども。

税になつて価格が低下しても、国産品は勝負できません。そこまでの支援策が行き渡つてからP.P.11が発効するということになるんでしょうが。

りの長期間の、しかも段階的な関税削減期間をバランスよくこなすことは、なかなか難しいことだ。それが占める割合が大きいことは、それまでの占めることに比べてかなり多くなっている。つまり、この段階で貿易保護主義的な政策が採用されることは、必ずしも悪いことではない。しかし、その一方で、この段階で貿易保護主義的な政策が採用されることは、必ずしも悪いことではない。

いるわけであります。そういうことをやっていくという、一年でその影響額が出るわけではないという前提の中で、我々、必要な対策を今もう一十七年の補正から毎年打つていてあります。

ましたたといふうにお話をされて、そういう規模の拡大というのはあるだうなといふうに思ひますよ。それは農業の力付けていく、農家の支援になるとと思ひますよ。

じゃないかというふうに考えますが、まずは、ういった今の報復関税、まずは輸入制限措置であって、それに対する報復関税が様々な国からきていて、こういう世界が混沌としている中で本への影響というのをどのように考へているか

が、そういう具体的な影響の試算というんですかね、ミニユーレーション、こういったものというのはしているんでしようか、それともするつもりはあるんでしょうか。

○政府参考人(林楨二君) 現在、米国の方針にお

— 1 —

で考えられる対策を打っておられますけれども、先ほども申し上げましたけど、大綱の中で、今後しっかりと実績の検証等を踏まえた上で所要の見直しを行つた上で必要な対策を講ずるということになります。

して耐えて耐えて耐えるために、コスト削減するために、借金抱えてでも機械入れると、借金抱えてでも規模、大規模化しようと、こういう支援策になつていいぢやうんぢやないんですか。相原議員もおっしゃったように、そうではなくて、やっぱり適正な規模での農業をやつていきたいと、生活するため農業をしていきたいと、機械の買つたがための負債を返済するためだけの農業になんかしたくないと、こう思つている方々が本当に潰されていく、その危険性を、私、どうしても指摘せざるを得ません。

○政府参考人(林禎二君) お答えいたします。  
アメリカの輸入制限措置の日本への影響等に対する御質問と承りましたが、御承知のとおり、戰後、日本は自由貿易体制の下で最大の受益者として現在の繁栄を実現してきております。自由で開かれた国際経済体制こそ、日本を始めとする国際社会の繁栄を約束するものだと確信してございまます。

実際に、議員御指摘のとおり、鉄鋼、アルミニウムを米国に輸出しておりますし、また、今御指摘があつたような間接的な影響というのも当然懸念されるところでございます。このような貿易上の一

提えていないところがござります。例えますと、国別の追加関税という意味では日本は除外されないわけでござりますけれども、委員御承知だと思いますが、製品別の除外というのも今検討されてござります。六月の二十日に、アメリカは製品別除外の第一弾というのを発表いたしました。こちらでは、例えば日本の製品が四十二件除外をしてござります。この実際の申請件数は一万余件あるようでございまして、まだまだ検討が続いているところでござります。

ですので、委員御指摘のような試算というところまでなかなかすぐは行かないとは思いますけれども、なかなか早いとは思いますが、

○田村智子君 今の言い方は、言い換えれば、一  
気に下がるわけじゃないと、じわじわじわじわ十  
年以上にわたって、ずっととずっとと価格競争  
を、これでもか、これでもか、これでもかとやら  
れ続けるという意味にもなるわけですよ。そこに  
耐えて耐えて耐え抜いた農家だけが生き残ってい  
くと、こういう支援策で日本の農業が果たしてど  
うなるのかと。

に、また質問を積み残しました。次回につなげたいと思います。

○清水貴之君　日本維新の会の清水です。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、おとといの委員会でもお聞きしましたところで、アメリカの輸入制限措置に対する様々な影響、そして対応などについてお聞きをしていきたいと思います。

方的な措置の応酬はどの国の利益にもならない。考えてございまして、世界市場を混乱させ、WT  
Oルールに基づく多国間貿易体制にも悪影響を及ぼすものというところで極めて遺憾と考えてござい  
ます。

我が国としては、ルールに基づく多国間貿易体  
制を重視しております、いかなる貿易上の措置も  
WT.O協定と整合的であるべきと考え、この考  
えます。

とも、政府としては、例えば業界のヒアリング等、もやつてございますし、そうしたアメリカの措置の動向をしつかり注視して、更なる必要な対応を取りついていきたいと考えているところでござります。

今日、まだ質問したいことがいっぱいあつたんですけど、その支援策の一つがやっぱり大規模化あるいは機械化ということなんですね。

それで、その大規模化、機械化、機械を入れて過重な負担を、今も家族経営の方だつて過重な負担になつていますから、二十四時間生き物を扱っているわけですから、畜産農家の方なんかでいうと、そこに対して機械を入れて過重な負担を減らす、こういう判断あるのは、私、あり得ると思ひますよ。あるいは、参考人質疑でお越しいただいたい金借背負つても農地を増やすということをやり

日本経済へのますば影響についてお聞きしたいと思います。日本からの鉄、アルミニウムを始め、車などの輸出品に関税がこれ掛かってくるということですから、もちろん影響が大きいんだと思います。

それに加えて、例えばですけれども、アメリカのハーレーダビッドソン、これはもうアメリカ国内で造っている工場を他国に移そうなんという話も出てきています。こうなると、ハーレーダビッドソンの中で、ちょっと細かくは知りませんけれども、日本の例えば部品、製品なども使われていて、その可能性もありますよね。そうしますと、また重間に間接的にこの影響というものが広がっていくん

○清水貴之君　その具体的な影響なんですが、牛ほどもこのＴＰＰでどれぐらい農業の生産量が減るとか、そういう話が出てきていますけれども、例えば、このアメリカの輸入制限措置などによつて、これもういろんなバターンがもちろんあると思います。

ですから、一概にこうだと答えを出すのは難いのですが、牛の頭の体格でシミュレーションはできるんじやないかといふに思うわけですね。それをつくった上での様々な対策は打つべきではないかと思うんです。

かけているという論です。これは、輸入制限措置とは違います。経済制裁の一環ではありますけれども、原油を輸入している日本からしたら大変大きな影響があると。しかも、イランという国とは長年のいろいろ様々な関係があるわけですから、その中でアメリカからこういう指示といいますかプレッシャーを受けるというのは大変大きな影響があるんじゃないかなと思いますが、これに対しての政府の考え方をお聞かせください。

○政府参考人(岡浩君) お答え申し上げます。

イラン産原油の輸入にも関係いたしますアメリカの対イラン制裁の再適用につきましては、現

在、今お尋ねいたしましたとおり、日米間で協議中でございます。内容につきましては、外交上のやり取りということがございますので、詳細については差し控えさせていただきたいと思いますが、政府といたしましては、アメリカの措置が及ぼす影響につきまして注意深く分析しつつ、日本企業に悪影響を及ぼされることがないよう、関係省庁間でしっかりと連携し、引き続きアメリカと協議を行つてまいりたいというふうに思つております。

あるようになります。先日の委員会の質疑でも、  
じゃ、輸入制限措置に對して日本としてどう対応  
するんですかという質問をして、総理からは、日  
本としてはすぐに対抗措置をとることは考えてい  
ない、オプションとしては持っているけれども、  
すぐには考えていないと、粘り強く交渉をしてい  
くんだというお話をありました。当然、まずはそ  
のよくな対応というのが必要なんだというふうに  
思います。

その一方、ここはあくまで日本とアメリカの関  
係ですけれども、世界がこれだけ混沌した状態に  
なっている中で、じゃ、日本が果たす役割といいう  
のも私はあるのではないかというふうに思ってい  
ます。これは、総理もサミットの際に、G7が協  
調して世界経済の安定に寄与していくというメッセ  
ージを発信すべきだというふうにおっしゃって  
います。

そういう安定期態をつくるために日本がでること、こういったものについては大臣はどのようにお考えになるでしょうか。

○國務大臣(茂木敏充君) まず、各国ですね、今回いろいろな制裁に見られるように、追加関税を課すと、それに対し報復関税、こういったエスカレーション、望んでいる国は基本的にはないんだと思いますね。これによって、世界貿易、これに世界経済に悪影響が及びかねない、こういった行動をどう自制していくかということでありまして、日本、自由貿易の旗手としてルールに基づく

多角的貿易体制を重視しておりますとして、各国のやはりこういった措置というものがWTOに整合的であるべきと、こういったことは引き続き求めていきたいと思っておりますし、ここで議論いただいておりますTPP、まさにハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルール、世界に広めていくと、改めてこの重要性というのを認識していただけるんではないかなと。米国に対しても、世界で経済のグローバル化、さらには技術革新が一番進んでるのはアメリカでありますから、TPP、アメリカにとつてもアメリカの経済や雇用にプラスになる、こういったことを改めてしつかりと訴えていきたいと思つております。

○清水貴之君 その今最後おっしゃった、TPPがアメリカにとつてメリット、プラスになるという話。TPP全体で見ても、もちろんアメリカが入ることで相當この経済圏が大きくなるわけですから、自由貿易を進めていく上では各国にとつてもメリットがあるんだと思うんですが、おっしゃつた、そのアメリカにとつてのメリットの話なんですが、アメリカにとつてのメリットとか、まあ日本にとつてというか、ほかの国にとつてなんですけれども、これだけアメリカ・特朗普権が発端となつて混乱を起こしているわけですね。さあ、そのアメリカがこのTPPに戻ることが果たして本当にいいのかどうかというのは、もう何かやつぱり最近疑問に感じてきております。

戻つてきて、じゃ、トランプ大統領がしつかりしたまた改めての交渉に臨むかとといったら、これだけ自國優先の主義を取つているわけですから、せつかくバランス良く、今、TPP、頑張つて十ヵ国で進めていこう、新しい国も入つていこうという中で、アメリカが入ることで余計混乱して乱れるんじゃないかなというふうにも私は感じてしまふんですけど、大臣、それでもやつぱりアメリカは入つて進めていくべきだというふうにお考えになりますか。

多角的貿易体制を重視しておりますので、各國のやりこなした措置というものがWTOに整合的であるべきと、こういったことは引き続き求めていきたいと思っておりますし、ここで議論いただいておりますTPP、まさにハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルール、世界に広めていくと、改めてこの重要性というのを認識していただけるんではないかななど。米国に対しても、世界で経済のグローバル化、さらには技術革新が一番進んでいるのはアメリカでありますから、TPP、アメリカにとってもアメリカの経済や雇用にプラスになるこういったことを改めてしっかりと訴えていきたいと思っております。

○清水貴之君 その今最後おっしゃった、TPPがアメリカにとってメリット、プラスになるという話。TPP全体で見ても、もちろんアメリカが入ることで相当この経済圏が大きくなるわけですから、自由貿易を進めていく上では各国にとってもメリットがあるんだと思うんですが、おっしゃつた、そのアメリカにとってのメリットの話なんですが、アメリカにとってのメリットとか、まあ日本にとってというか、ほかの国にとつてなんですかれども、これだけアメリカ・トランプ政権が発端となつて混乱を起こしているわけでですね。さあ、そのアメリカがこのTPPに戻ることが果たして本当にいいのかどうかというのには、もう何かやつぱり最近疑問に感じてきておりま

○國務大臣(茂木敏充君) 今、アメリカ側のとつております措置、一三三一条と三〇一条があるわけありますけど、一三三二につきましては、ある意味、物品の輸入に関する、アルミ、鉄鋼、自動車、自動車部品等ありますが、三〇一は違ったルールに絡んでくる分野ということでありまして、米国、こういった分野に強い関心を持つておられます。新興国の一帯が強制的な技術の移転であつたりとか知的財産、市場歪曲的な措置、こういうのをとつてると、こういう問題に対する対応策としても、TPPのようなハイスタンダードの共通ルールを世界の中で確立していく、こういったことは極めて重要であると思っておりまして、清水委員おっしゃるように、一三三一の立場から見たらどうなんだろかというのと、一三三二の立場から見たらどうなんだろかというのと、一方で三〇一の立場からしたらこういったルールがやっぱり必要なんだということも含めて、アメリカとは議論していくべきだと思っております。

○清水貴之君 茂木大臣も担当大臣として個別で交渉されるでしようし、総理もトランプ大統領とも個別に人間関係築いていらっしゃるということですので、多分、恐らくすごく難しい交渉になるんじゃないかなと思いますが、そこはもう本当に、もちろん日本のことを考えるのも、国益大事ですけれども、もう世界のことも見据えて、是非リーダーシップ取つていただけたらというふうに思います。

次が、ケールジャパンについて、これも先日に引き続きということで重ね重ねの質問になつてしまふんですけれども、この前質問をさせていただいて答えをいただけて、それをまた見直してみてもう一度質問をしたいなというところでお聞かせをいただけたらと思います。

まず、やっぱり、オールニッポン・ネットワークでしたっけ、ANEWですね、の投資事業なんですが、蓄積されたノウハウの活用という話がありました。二十二億円使つて結局映画一本も作れなかつたわけですが、ただ、既存作品の原作者、

○國務大臣(茂木敏充君) 今、アメリカ側のとつておられます措置、一三三一条と三〇一条があるわけありますけど、一三三一につきましては、ある意味、物品の輸入に關する、アルミ、鉄鋼、自動車、自動車部品であります。三〇一は違ったルールに絡んでくる分野ということでありまして、米国、こういった分野に強い関心を持つております。つまりして、新興国の一部が強制的な技術の移転であつたりとか知的財産、市場歪曲的な措置、こういったのをとつていると、こういう問題に対する対応策としても、T P Pのようなハイスタンダードの共通ルールを世界の中で確立していく、こういったことは極めて重要であると思っておりまして、清水委員おっしゃるやうに、一三三の立場から見たらどうなんだろうかというのではありますし、一方で三〇一の立場からしたらこういったルールがやっぱり必要なんだということも含めて、アメリカとは議論していくたいと思っております。

○清水貴之君 茂木大臣も担当大臣として個別で交渉されるでしようし、総理もトランプ大統領とも個別に人間関係築いていらっしゃるということですので、多分、恐らくすごく難しい交渉になるんじゃないかなと思いますが、そこはもう本当に、もちろん日本のことを考えるのも、国益大事ですけれども、もう世界のことも見据えて、是非リーダーシップ取つていただけたらというふうに思

脚本家における著作権や著作者人格権の権利処理が必要になる、そういうたノウハウは活用できると、そういったものが蓄積できたという答弁でした。

この蓄積というのが私、よく分からなくて、これもう事業としては売却をしてしまっているわけですね。じゃ、そのノウハウはどこか国のところにちゃんと保持されていて、次に新しく事業をしようというそういう人が出てきた場合に生かされるものなのか、ここがはつきりと分からないんですが、これについてはいかがですか。

○政府参考人(吉田博史君) オールニッポン・エンタテインメントワークスが産業革新機構に出資を受けていた間に、様々な案件を扱ってきておりました。それに当たって、まず、国内コンテンツの海外におけるリマークのためには、まず、その既存作品の権利の整理、処理ということが必要となります。その様々に扱ってきた案件の中には、企画開発に着手まで行つた案件、あるいはそれに至らなかつた案件、様々な案件を扱っております。その際には、日本あるいは海外も含めて内外の事業者が、オールニッポン・エンタテインメントワークスだけがやつていてるわけではなくて、いろいろなところと連携してそういうことをやつているということでござります。

実際に、作品はおっしゃるとおり一本にもなつていません。企画開発まで行つたというのは七本ござりますし、それに至らない案件というのも、じや、その権利処理がどうなるんであるのかといふことをやる中で、なかなかそこまで至らなかつたというような案件も多々あるとは思います。そういう様々な段階のものがある中で、そういう参画した様々な企業、少なくとも日本の企業も一以上それぞれの案件に絡んでいるわけでございます。そういうところでノウハウを共有していくと、いうことでございます。

リメークというのは、過去にも御存じのとおりヒットした作品ございます。「ゴジラ」とか「リング」とか、有名なところございます。元はやつ

脚本家における著作権や著作者人格権の権利処理が必要になる、そういうたノウハウは活用できると、そういうものが蓄積できたという答弁でした。

この蓄積というのが私、よく分からなくて、これもう事業としては売却をしてしまっているわけですね。じゃ、そのノウハウはどこか国のことろにちゃんと保持されていて、次に新しく事業をしようというそういう人が出てきた場合に生かされるものなのか、ここがはつきりと分からぬんですが、これについてはいかがですか。

○政府参考人(吉田博史君) オールニッポン・エンタテインメントワークスが産業革新機構に出資を受けていた間に、様々な案件を扱ってきております。それに当たって、まず、国内コンテンツの海外におけるリメークのためには、まず、その既存作品の権利の整理、処理ということが必要となります。その様々に扱ってきた案件の中には、企画開発に着手まで行つた案件、あるいはそれに至らなかつた案件、様々な案件を扱っております。その際には、日本あるいは海外も含めて内外の事業者が、オールニッポン・エンタテインメントワークスだけがやつてているわけではなくて、いろいろなところと連携してそういうことをやつているということです。

実際に、作品はおっしゃるとおり一本にもなつていません。企画開発まで行つたというのは七本ございますし、それこそ至らなハ案件とハうのかも、

ぱり質が高いものがあるんだろうと思つております。すけれども、一方で、これ数が少なかつたという

ことで、この障壁の一つがこの権利処理の問題ということです。

ですから、そういう権利処理に関するノウハウ

というのを原作の権利を有している側ができるだけ多くの方々が有していくことによりまして、

こういう多くの日本作品を原作としたリマークの実現の可能性が、必ずとは言いませんが、可能性

が高まつていくんではないかと思います。そういう

ことを通じて、リマークによるクールジャパンの展開ということを進めばよいというふうには考

えております。

○清水貴之君 ということは、今回の企画に参加した各企業がそれぞれノウハウを手にしたという理解でいいんですかね。

私が考えていたのは、もうそれぞれ参加してそ

れは関わつたわけですから、もちろんノウハウは手に入ると思います。その一方で、国として二十

二億円出資しているわけですから、クールジャパン機構としてそういうノウハウの蓄積があつて、また金銭違う会社がまた新しいこういうことや

たいんだといつたときに、ああ、それでしたら前

に一回やつてちょっとうまくいかなかつたけど、前やつた経験があるのでとつて提供できるよ

な仕組みだつたら、これはノウハウの蓄積だといふうに思うんですね。でも、参加した企業だけが、ああ、いい勉強になりましたといふんでしたら蓄積では私はないと思つております、その辺りはいかがですか。

○政府参考人(吉田博史君) 御指摘のよう、産業革新機構が何か体系的にそれを例えれば文書あるいはマニュアルのような形にして持つているということではございません。ただ、それは投資といふことではございません。ただ、それは投資といふ形でございますので、投資した企業、あるいはそのによる事業活動をしてパートナーとなつた企業、そこに、蓄積という用語が、その用語がおかしいということであれば、そういうところが経験している、あるいはノウハウを有するに至つた

ということを考えております。

○清水貴之君 もう一点、これ平成二十八年の十月の共同契約の締結を第一号、したということを

この前も答弁されております。七本の企画開発のうち一本、契約まで行つたと。この契約で一つの

成果が上がつた段階でエグジットをしたという話なんですが、ここもやっぱりどうもすつきりしないところがありまして、それから半年後にもう事

業を売却しているわけです。

契約して、結局、契約だけして何も実を結ばない段階で売つてしまつというのは何も成果が出ていらないというふうに当然思うわけですが、これを

何か、いや、契約したんだ、一本は契約まで至りました、だからエグジットしたんですけど、このを

いかかど、これについてはどのよう

に考えますか。

○政府参考人(吉田博史君) 御指摘のとおり、私は確かにととのいの答弁におきまして、二十八

年十月に一本の案件が共同開発契約の締結に至つたということを申し上げました。そういう状況の中で産業革新機構が株式売却を行つたということ

がございました。そこは、済みません、因果関係

というよりは周辺状況でございまして、出資をしてから五年間が経過している中で、これは産業革新機構が様々な状況を判断して売却をしたといふうに理解しております。ですから、一件あつたからそれを理由に売却したというふうに理解しているわけではございません。

○政府参考人(江崎禎英君) お答えをいたしま

す。

お尋ねの件でございますが、まずクール

ジャパン機構でござりますけれども、これは、法

律に基づきまして、法律の中では、我が國の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を通じて我が国経済の持続

的な成長に資することを政策目的にしておりま

す。プロセスをしっかりと行つていくことがまずは重要だと考えております。

○清水貴之君 そういつた、うまくいかなかつた場合についての責任についてもお聞きをしまし

た。その答弁としましては、株式会社の形態を取つていますと、経営責任については一義的には会社法などの法令、法規に基づいて判断をしてい

きますという御答弁でした。

確かに、株式会社ですから法的にはそうかもしれませんが、ただ、道義的にどうかという今度は話になつてくると思います。二十二億円の投資をして、結局そのままほほほ損になつてしまつているわけですね。その場合に、結局、じゃ誰がど

れ責任を取るのかと、こういつた責任の所在が明確ではないとやっぱり同じことが何回も繰り返されてしまう気がするんですね。

ですから、法的なことは分かりますが、道義的

な責任、これは何でもそうだと思います。どの民間企

業でも何でもそうだと思います。やつぱりそれだけのお金をつけ込んで結果が出なかつた場合は何らかの責任なり処分なりというのにはあつてしまつたときがありますけれども、これはいかがで

しょう。

ですから、法的なことは分かりますが、道義的

な責任、これは何でもそうだと思います。どの民間企

業でも何でもそうだと思います。やつぱりそれだけのお金をつけ込んで結果が出なかつた場合は何らかの責任なり処分なりというのにはあつてしまつたときがありますけれども、これはいかがで

しょう。

○政府参考人(江崎禎英君) お答えをいたしま

す。

お尋ねの件でございますが、まずクール

ジャパン機構でござりますけれども、これは、法

律に基づきまして、法律の中では、我が國の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を通じて我が国経済の持続

的な成長に資することを政策目的にしておりま

す。監督官庁としましては、この目標を達成するため

に、クールジャパン機構の適切な運営に向かまし

て業務実績の評価や必要な監督命令を行つこととなつております。そして、最終的な政策責任につ

きましては、こうした法律の定める目的の達成状況を踏まえて総合的に判断されるものと認識して

おります。

現在、こうした観点から、この政策責任を果たすために、政策決定プロセスの迅速化やポート

フォリオの明確化、さらにはガバナンス改革など、不斷の業務見直しを通じて、その政策的意義

の実現と収益性の向上に向けた取組を進めている

ところでございます。

○清水貴之君 今回の場合は、何らか誰かが責任

を取つたりとか、そういうことというのはあつた

んですか。

○政府参考人(江崎禎英君) お答えをいたしま

す。

お尋ねの件でございますが、まずクール

ジャパン機構でござりますけれども、これは、法

律に基づきまして、法律の中では、我が國の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を通じて我が国経済の持続

う大きくどんどんしていきたいということで予算是取つて目標も高く掲げているんだけど、なかなか実績が伴つていない。

でも、これは非常に僕は矛盾していると思つていて、もうやつぱり額ありきではないですよね。これ目標だけ高くしてると、どんどん余り筋のない案件にも投資、もう額だけ上積みするため投資するということにもなりかねないですよね。そうすると、最終的にとんとんとおつしやいましたけれども、とんとんさえ難しい。もう既にもう赤字が大分出ているわけですから、難しいんじやないかと思います。

その辺の見通しの何かバランスというのが私はいまいち伝わつてこないので、どういう目標で、目的でその投資をしようとしているんじようか。

○政府参考人(江崎楨英君) お答えをいたします。

クールジャパン機構におきましては、機構法に基づく毎年度の経済産業大臣の予算認可、この際に、当該年度に見込まれる新規支援決定案件や既存案件の出資の見込みなどを踏まえまして事業規模を設定しております。その上で、投資手法や投資分野など、その方針を掲げるものとして経営計画を策定しております。

こうした契約の下で投資事業に取り組んでおるところでござりますけれども、文化も商慣行も異なる地域を対象とした事業の実施でございますので、前提となる条件が変更となることも非常に多くございます。このため、必ずしも計画どおりに投資実行を行うわけではありません。このため、前提条件の変更に伴う不斷の計画の見直し、これを行つております。最終的に機構全体で収益を確保するとともに、政策意義が達成されるよう取り組んでいるところでございます。

○清水貴之君 もう一点、これもお聞きしたかつたんですが、これはこの前も答弁はいたしましたが、途中経過の公表なども、この辺も非常に個々の事業というのは経営戦略的なこともあるの

で難しいという話もありましたが、やつぱりしかりとしたチェックの目を入れることも必要だと思ひますので、この辺はまた引き続きいろいろ質問させていただけたらと思います。

次は、外国人材の活用ということで、やはりTPP進めるとの的往来も非常に多くなるということで、まずは大変人手不足が深刻な五業種で新たな在留資格を設けて進めていくという話になつてあります。それ以外にも、技能実習拡大したりとか、特区で農業とか家庭労働に外国人材認めていくと、まずは大変人手不足が深刻な五業種で新たな在留資格を設けて進めていくという話になつてあります。それ以外にも、技能実習拡大したりとか、特区で農業とか家庭労働に外国人材認めていくと、まずは大変人手不足が深刻な五業種で新た

にありますので、この辺はまだ引き続きいろいろ質問させていただけたらと思います。

今は、外国人材につきましては日本として積極的に受け入れるという方針を取つてゐるものでございまして、今回もその方針の延長線上の施策を組みていていこうというものでございます。

ただ、今後、様々な形での外国人の受入れを図つていくに際しまして、やはり日本の社会の中で外国人と日本人が上手に共生をしていくという観点が大事でございますので、その意味での取組を強めて、いい形での外国人の受入れを図つていこうというものです。例えば、関係省庁、地方自治体等との連携を強化しつつ、我が国で働き、生活する外団の方々のために例えば日本語教育の充実等を始めとする生活環境の整備を推進していくということにつきましても、今次の骨太方針に盛り込まれているところでございまして、御紹介させていただきます。

○清水貴之君 要するに、外国人の労働者が入ってきた中で問題となつてゐるのが偽装難民の問題です。申請から六ヶ月後に、難民申請をしたら就労可能になるということで、日本で働く抜け穴として、去年一年間でもう二万人近い方が難民申請をしたわけですね。実際は数十人しか難民認められていないわけですから、ほとんどがもう働くための難民申請なわけです。

今年一月から、これをちょっとと見直さなきやいかなというふうに思うわけですね。これについて、まずは長期的な視点に立つて外国人労働者をどう受け入れていこうとしているんでしょうか。これをまずはお聞かせください。

今委員御指摘のように、今回、骨太の方針二〇一八におきまして、現下の深刻な人手不足の状況に対応するため、現行の専門的、技術的な分野における外国人材の受け入れ制度を拡充し、真に必要な分野に限定して一定の専門性、技能を有する外国人材を受け入れるため、新たな在留資格の創設を行つて行つておりまして、この辺も非常に多くの見直しに統しまして、今御指摘の本年一月十五日からの見直しを行つてあるところでございました。

で難しいという話もありましたが、これまで専門的、技術的な外国人材につきましては日本としてかりとしたチェックの目を入れることも必要だと思ひますので、この辺はまだ引き続きいろいろ質問させていただけたらと思います。

今は、外国人材の活用ということで、やはりTPP進めるとの的往来も非常に多くなるということで、まずは大変人手不足が深刻な五業種で新たな在留資格を設けて進めていくという話になつてあります。それ以外にも、技能実習拡大したりとか、特区で農業とか家庭労働に外国人材認めていくと、まずは大変人手不足が深刻な五業種で新た

にありますので、この辺はまだ引き続きいろいろ質問させていただけたらと思います。

そこで、当局では、眞の難民の迅速な保護を図るために、難民申請が急増している中で、やはりそもそも難民条約上の難民の定義に当てはまらない内容での申請をする方、いわゆる濫用、誤用的な難民申請が増加しているところでございま

す。

具体的に御説明申し上げますと、我が国に正規に在留する外国人の方が難民認定申請をした場合に、難民である可能性が高い申請者など真に庇護が必要な申請者に対するは、そのことが判明次第、就労を認めることにより、これまでより早期に生活の安定が図れるようにしております。

他方で、借金問題のような難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てるなど濫用、誤用的な申請を行つてゐる申請者などに対するは在留を認めない措置をとり、また、失踪した技能実習生等、本来の在留資格に該当する活動を行わなくなつた後に難民申請をした申請者などに対するは就労を認めない措置をとり、これまでよりも厳格に対応しているところでございます。

その後の様子でござりますけれども、本年一月十五日からこの見直しを行いまして、一月から三月までの難民認定申請数は速報値で三千十五人であります。申請から六ヶ月後に、難民申請をしたら就労可能になるということで、日本で働く抜け穴として、去年一年間でもう二万人近い方が難民申請をしたわけですね。実際は数十人しか難民認められていないわけですから、ほとんどがもう働くための難民申請なわけです。

平日一日当たりの平均難民申請数は四十三・一人でありまして、平成二十九年一年間の平日一日当たりの平均難民認定申請数七十九・八人と比べると約四六%減少しております。まだ見直しから五ヶ月でござりますので、その効果について言及する時は時期尚早と考えておりますが、一定の効果はあったものと思われます。

○政府参考人(佐々木聖子君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のよう、今回、骨太の方針二〇一八におきまして、現下の深刻な人手不足の状況に対応するため、現行の専門的、技術的な分野における外国人材の受け入れ制度を拡充し、真に必要な分野に限定して一定の専門性、技能を有する外国人材を受け入れるため、新たな在留資格の創設を行つておりまして、この辺も非常に多くの見直しに統しまして、今御指摘の本年一月十五日からの見直しを行つてあるところでございました。

そこで、当局では、眞の難民の迅速な保護を図るために、難民申請が急増している中で、やはりそもそも難民条約上の難民の定義に当てはまらない内容での申請をする方、いわゆる濫用、誤用的な難民申請が増加しているところでございま

す。

引き続き、眞に庇護を必要とする申請者への迅速な保護を努めてまいりたいと考えております。

○清水貴之君 自由党共同代表、山本太郎です。

TPPについて、TPP協定と先頃改正法が成立した官民連携の手段であるPFII事業との関係





○政府参考人(藤谷和久君) 第十五章の二十四条の追加的な交渉は、元々これはアメリカなど州政府を開けていない国が五ヵ国ほどあつたものですから、それらの国に対し、TPP協定においては我が國も地方政府は開けておりません、地方政府を持つていながら開けていない国に対し、までは地方政府はWTTO協定並みに開けてくれという交渉をするというのが追加的な交渉の一番の趣旨でございます。

もちろん、条文上それ以外のことも協議できるということでございます。もちろん、これは協議ですでの、誰かがこういうことを協議したいと言えは、それは小委員会の議論の対象になるわけでござりますが、小委員会での意思決定は全てコンセンサス方式といふことでございますので、我が国の意思に反して合意がなされるということはないということでございます。

○山本太郎君 ジヤ、大臣、数年後のこの小委員会で日本のこの政府調達の分野が適用拡大されるということは、大臣御自身はないんじやないかなといふふうに思われるんですか。

○國務大臣(茂木敏充君) 小委員会における決定、これはいずれの国からも反対がないことが条件となっております。この点は協定の二十七の三条において全ての決定をコンセンサス方式で行うと明記をされておりまして、我が国の意向に反して合意がなされることはない、そのように考えております。

○山本太郎君 一国でも断ればそれは成立しないというお話なんですかね。なるほど、ありがとうございます。

〔理事藤川政人君退席、委員長着席〕

でも、それはこの三年以内、五年以後、まあ11と12で違いますけれども、そこからの流れでどういうふうに転んでいくかということは全く先が読めないわけですね。小委員会によつてその平等性を広げていく範囲が広まつていくんだよと、外資も平等に入れてやれよという話になるのが普通の流れですもんね。

そればかりか、日本という国はといいますか、安倍政権によるこの外交交渉という部分に関しても、ハイスタンダード、自由貿易の旗手という部分を表にして、先ほど、何でしたつけ、アメリカの例を出されて、「三二一、三〇一」というようなお話を出て、鉄鋼、アルミ、自動車、それと三〇一ガルールという役回りで、「三二一よりも三〇一なんだ」というようなアプローチのお話をされたとか、大きなルールを、そこを作つていくというところに重きを置かれているような部分があると思うんですけど、そう考へると、これ、政府調達においても開かれていくという可能性は否めないものだと思うんですね。

TPPにおいてコンセッション事業を十五章に適用させていたる参加国を教えてくださいという話だつたんですけれども、私が答えますね。今のところ、オーストラリアが確認できると、コンセッショニ方式を含む幅広い方式を活用していく、明示的に除外する規定は存在していないんだと。コ

ンセッションに限れば、そこだけはオーストラリアは取りあえず扉を開いているわけですよね。だとしたら、この後、オーストラリアに続けといふ話になる可能性も否めないという話だと思います。

日本が譲つていない部分で既に譲つている国がある。日本側も、自由化に向けて、常に前向きにどこよりも率先してその姿勢を示すスタンスで

したよね。この数年間の間、何も交換していないのに勝手に差し上げているものもありますもんね。

これ、PFIの話を脇に置いたとしても、十五章、政府調達では、ハイスタンダードのグローバリズムを目指すため、十五・二十三条、十五・二

十四条の政府調達に関する小委員会で追加的な交渉を行い、調達機関の表の拡大、基準額の改定、それに加えて、差別的な措置の削減及び撤廃を議題にするということがもう書かれているわけですよ。

章により保護される投資家や投資財産に当てはまるわけですね。九章の中で、政府調達が適用されないとなつてある義務以外の部分、つまり、前回の質疑で取り上げた資料の七、九・六の公正衡

大、適用基準の引下げ、地方自治体を中心としたどん行われていくと、いうことが盛り込まれた条文なんだろうなと思うんですけども、自由化のためのTPPなんですから、後戻りは許されないはずですね。自由化に向かつて進んでいくというのは当然だと思います。

大丈夫ですか。騒がしいんですけど、何かあるんですか。急に採決とか、そういう話じゃないですか。

大丈夫ですか。(発言する者あり) そうですか。いやいや、そんなことないですよ。

何かイベントがあるんじゃないですか、この後。

そういうことじゃないんですか。

○委員長(柘植芳文君) どうぞ質問を続けてください。

○山本太郎君 いやいや、これも質問のうちに含

まれています。私たち今質問したんです、皆さんに。

続けます。もう一回、コンセッションに戻しま

す。

TPP十五章の政府調達章の対象調達にはなら

ないということなんですが、でも、そうは言つ

たつて、コンセッション以外の建設などのPFI

については十五章が適用されるが、コンセッショ

ンについては除外していると。また、コンセッ

ションについては九章で言うところの政府調達

の網の中には入りますから、資料の六、前々回の

大臣の答弁のとおり、九・四条、九・十条、内国

民待遇とか履行要求の禁止も対象にならない。

一方で、コンセッション以外のPFI事業につ

いては、十五・四条の内国民待遇の義務に係る

と。まあ、いろいろ外されているから安心なのか

などは思うんですけども、でも、コンセッション

がTPPの十五章の適用から外れているとして

いる事業体が外資系企業である場合には、九

章により保護される投資家や投資財産に当てはま

るわけですね。九章の中で、政府調達が適用さ

れないとなつてある義務以外の部分、つまり、前

回の質疑で取り上げた資料の七、九・六の公正衡

平待遇、九・八の収用及び補償に關しては、その違反を理由にISDSで訴えられる危険、依然として残っていると思うんです。投資する目的は政府調達に参加するためかもしれないけれども、投資した、何かを会社設立しましたとなると、会社自体が投資財産になるじゃないかと、そうなるとISDSの対象になつてしまふよね、九章は投資章だからと。

非常に、もうISDSのどこでも引っかかると

いうような作られ方がしているのかなというふうに思つています。非常に悲惨なことにならなきや

いいなど。もちろん、ISDSに対して一番危機感を持つていた自民党の皆さんですから、私の

言つている意味は非常に御理解いただけるとは思

うんですけども。

続きまして、資料の八。ちょっとと話、話題変え

ますね。以前、TPP特別委員会で、福島みずほ

議員の質疑に対する当時の石原大臣の答弁です。

ライン部分だけ読みます、要点なので。「TPP

協定では、いわゆる予防原則について明示的には

触れられておりません。TPP協定のSPS協定

の規定は、「WTTOのSPS協定と同様に、加盟

国に食品の安全を確保するために必要な措置をと

る権利」というものを認めております。」

政府見解、これ、今も間違ひがないということ

で、大臣、よろしいですか。

○國務大臣(茂木敏充君) TPP協定における

SPS、衛生植物検疫措置に関するルールはWT

Oのルールと基本的に同じであります、我が国

の食品安全を脅かすようなルールはないと考えて

おります。

TPP協定においては、いわゆる予防原則につ

いて明示的に定める規定は存在してございません。

○山本太郎君 ありがとうございます。

明示的には書かれていないけれども、いう話で

すけど、じゃ、シンプルに、TPPで予防原則に

基づいた食品の安全のための措置というのを行え

るんでしようか。大臣にお願いします。大臣で





るため、試算は実際には行つておませんと答えた。ニュージーランド、していましたよ。自分たちが主張していることの根拠すらない、イメージにすぎないことが明らかに。これはもはや国権の最高レベルでやるやり取りじゃないですよ。もう居酒屋で語っている夢レベルですよ。

日銀国際收支統計、日本はここ五年、著作権等使用料は毎年年間八千億円もの巨額赤字、その大半は対米赤字、アメリカは著作権分野だけで年間十兆円強という驚異的な外貨を稼ぐ国。著作権の保護期間が二十年延びれば、それだけ日本の国際収支、赤字額は大幅に増え、もうけるのはアメリカ。国益無視で何の交換もなくストレートにプレゼントを差し上げる姿は、交渉とは呼ばない、隸属と言います。

牛肉のサーフガード発動基準数量について、米国がいたTPPで決定された数量五十九万トンをTPP11でもそのまま引き継いだ。つまり、米国分を引き下げなかつた。要は、TPP11に残つてくれた国々で輸出を増やしてもらおう考え。米国分はここにはカウントされないので、輸出が全体に増えてもサーフガードは発動されづらくなり、国内の畜産農家が苦しむことは目に見えていますよね。

先ほど農水省の方、お話し合いいただいていましたけど、この先、経営安定政策、補給金、いろんななものある、対策費を重ねていつたら、じや、幾らになるんですかって、答えられない。毎年の予算でやつしていくつて。しばらくの間は助けるけど、いつまでも助けないという話じやないですか、これ。毎年やつっていく、相当手厚い対応、対策やつているとおっしゃっていましたよ。でも、これつて未來永劫、TPPに對しての経営安定策や補給金、続けるわけじやないでしよう。結局これ、勝てないところ淘汰される以外ないんですよって。わざわざ、世界の競争に十分な競争ができる準備がまだできていない国内の生産者巻き込んで、何で勝手にマーケットもつと広げているんですかって。望んだんですか、農家の方が。関税の撤

廢、非関税障壁の撤廃、望んだんですか。望まれないことはばかりしていませんか。決められない政治から決められる政治へ、決めていること、ろくでもないことはばかりやん。わざわざ世界の競争にそなやつていろんな人々を巻き込んでいく。強い農業をつくるというんだつたら、TPPやめた上でその相当手厚い施策をやることが重要なんじゃないですか。それこそが強い農業をつくるという話なんですよ。それこそが食料の安全保障なんでしょう。それ、やらないんだ、すごいです。

ぶになるかということとの話  
ないとも、政府調達、P.F.  
案においても地元企業を優先  
した趣旨の梶山大臣の答  
いました。私が外資に食  
言つたら、いや大丈夫だ  
ませんけれども、でも、  
つていくんだということ  
た。けれども、瀧谷さん  
ンも含めてTPP十  
理解されるような間違つ  
ぶ、矛盾生まれますよ、瀧  
まうのみにすると。コン  
適用されるという話にし

ないんですよ、どんなやり取りが行われてきたとか。どうしてこうじう内容になつてゐるかといふことを知れないんですよ。条文読むしかない、以外は何も情報入つてこないじゃないですか、ほとんど。知つているのはそっち側なんですよ。なのに、そっち側の答弁が間違つてゐるという時点アウトじゃないですかって。百八十度違うことを言つっていたことを認めたじゃないですか。だったら、採決やつている場合じゃないですよ。採決やつていいんですか、これ。当たり前のことを、基本的なことにも答えない、当たり前のこともにも答えられないような答弁で人の質問時間をどんどん削つていきながら、衆議院よりも多めに質疑したからいいだらうつて。だつたら、もう參議院なんて要らないじゃないかといふ話ですよ。衆議院の時間を上回つたら駄目なんですか。そういう慣例があるだけ。議論が詰まつていしないんだから時間は取りますよ。当たり前じゃないですか。良識の府なんでしょう、熟議の府なんでしょうて。

ていませんかね。私、そう思うんですよ。

どうせ通るんだから、おまえ諦めるよという話あるけど、そんな諦められる話じゃないんだといふ話なんですよ、これ。中身知れていないじゃないですか。交渉の経緯も知らないじゃないですか。

か。その交渉の経緯の中身を知っている、ずっと出席していた瀧谷統括官の答弁の中身が百八十度違うことがそのままにされていたんですよ。こんなでたらめな話ないでしょ。それに気付いたのが今日だったって、あり得ないでしょ。それがハイスタンダードでした。

要は、日本国内での今までのやり取りの中でもそういった百八十度違うことで答弁を行っていた可能性もある。それだけじゃない。このTPPの元々の交渉からその後の交渉に至るまで百八十度違うことを言っている可能性、これ否めないです。

ですよということなんですよ。だとしたら、これ採決している場合じゃないんですよ。何で採決するんですか。あり得ない。

先ほどお話をさせていただきましたよ。要は、TPP入ったら……

○委員長(柘植芳文君) もうほんとうに発言をまとめてください。お願ひします。ありがとうござい

ます、委員長。

先ほど、食の安全というのもすごく問題になっている話じゃないですか。アメリカから言われてアルミニウム開放したりとか、いろいろ今までしてきたわけですね。遺伝子組換え作物、これらどんどん増えていくだろうと、ポストハーベスト、これからどんどん増えていくだろうと、さつきの瀧谷さんの話も百八十度違うって。内閣府、常識超えてるじゃないですか。さつきの瀧谷さん

が

か。

○委員長(柘植芳文君) もう発言をまとめてくだ

なんでしょう。ハイスタンダードだからこそ……。

○委員長(柘植芳文君) 山本さん、もう少しでまとめていただけないでしょ。かね。

○山本太郎君 まとめたんですけどね、もう一回、質疑。今日にせずに、審議しないで、もうちょっと聞いていていただきたいです。ありがとうございます。

○委員長(柘植芳文君) 常識の範囲内でひとつまとめてください。お願いします。

○山本太郎君 ありがとうございます。

委員長は、委員長になられる前から非常に、何でしようね、お優しい方で……。(発言する者あり)

いや、本当に。関係あるんですよ、これ非常に常識的な方で、必ずエレベーターでお会いしたらお話をしてください。たとえば、このTPPの、今採決するところ、やはり、本當に。余り荒いことは言いたくないんですね。なので、余り荒いことは言いたくないんですけど、常識的な範囲って、常識的な範囲超えてる話じゃないですか、このTPPの、今採決することばかりやつてきているのに、都合のいいと

きだけ常識の範囲って言葉使つんですかって。だつて、普通に答弁求めて、一週にまたがつて質問時間をほとんど削られたという田村さん。これ、ちゃんと常識の範囲で答弁してくださいよ。

○山本太郎君 食の安全ってすごく重要なことです。本当に。だつて、毎日口に入るものじゃないですか。それがよりどんでもないものの、普通に毒性の高いものが行き来するようになっちゃつたら困るじゃないですか。

○委員長(柘植芳文君) 発言をまとめてください。

一番大事なのが、やっぱりこの国において予防原則ということがずっとされてこなかつたこと

であります。だからもどんどん増えていくだろうと、さつきの瀧谷さん

が

か。

○委員長(柘植芳文君) もう発言をまとめてくだ

なんろくでもないものを通すというのがあり得ない。せめて、私にそういう思いがあつても、プラスになるということを考えている人がいるんだつたら議論を深めたい。だとしたら、今、採決するときじゃないでしょ。誰のスケジュールに合わせているんですか、一体。総理のお出かけですか、議長のお出かけですか。圧倒的に少ないに決まっているじゃないですか。

○山本太郎君 努力しますね。

余りにもおかしいじゃないですか。常識的な範囲という範疇に入らないことだらけじゃないですか、ここでやられていること、永田町でやられてること。

そのセーフガードに関して、またこれ第六条でやり直しできるんだと、アメリカがやめるかやめないかということがはつきりしたらねという話ですけど。でも、それに対する紙ありますか。それにも答えて、文書ありますか。紙ありますか。それにも答えないじゃないですか。どこが常識的範囲なんですかつて。一番常識から外れたところにここがあるじゃないですか、永田町が、その中にいる人たちが。百八十度手のひら返しするんでしよう。誰を守るんだつて、保守はどこにいるんだつて、保守じゃないかよつて。

身じやないかよつて。

それでは、第二章に入りたいと思います。

○委員長(柘植芳文君) 山本委員。

○山本太郎君 食の安全ってすごく重要なことです。本当に。だつて、毎日口に入るものじゃないですか。それがよりどんでもないものの、普通に毒性の高いものが行き来するようになっちゃつたら困るじゃないですか。

○委員長(柘植芳文君) 発言をまとめてください。

一番大事なのが、やっぱりこの国において予防原則ということがずっとされてこなかつたこと

であります。だからもどんどん増えていくだろうと、さつきの瀧谷さん

が

か。

○委員長(柘植芳文君) もう発言をまとめてくだ

投資家対国じゃないですかって。

そんなことやつて何の意味があるんだつて、それを長引かせて何のつもりがあるんだつて。私、このままあれですよ、週末まで突入してもオッケーな態勢ですよ、はつきり言つて。だつて、

なんろくでもないものを通すというのがあり得ない。せめて、私にそういう思いがあつても、プラスになるということを考えている人がいるんだつたら議論を深めたい。だとしたら、今、採決するときじゃないでしょ。誰のスケジュールに合わせているんですか、一体。総理のお出かけですか、議長のお出かけですか。圧倒的に少ないに決まっているじゃないですか。

○山本太郎君 発言をまとめてください。

あり得ないですよ、はつきり言つて。(発言する者あり) 議論する場を下さいよ、じゃ。議論する場を下さいよ、じゃ。何も詰まっていない話に對してどうやって採決するんですかって。(発言する者あり) 次の機会にはもうこれが実際に通りやつている話じゃないですか。(発言する者あり) ルール守らない、憲法守らない、そういうグループもありますけどね。ルール守ろうとか、本当にぶだんルール守つている人たちが言わないと意味ないんですよ。常識的範囲でという言葉を言つても、常識的範囲の政治をやられている……(発言する者あり) みんなが決めたルール。例えば何でしょ。いいですよ。(発言する者あり) はい。じゃ、憲法違反を犯してまで安保法を通してまで安保法を通して何でしょ。いいですか。何ですか、じゃ、TPPに関して何でしょ。いいですよ。地元で。私は反対なんだけどねとかいう話、してはいるんですか。

○委員長(柘植芳文君) 議論が終局いたしておりますので、もうおやめください。

○山本太郎君 皆さん反対していたときのTPPと、ISDSと、今どう変わったんですか。本質変わつてないじゃないですか。本質変わつてないじゃないですか。



ました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○委員長(柘植芳文君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会